

平成 26 年度

包括外部監査の結果報告書

及び報告に添えて提出する意見

鹿児島県の環境施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

鹿児島県包括外部監査人

目 次

I. 外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した監査テーマ	1
(1) 監査対象	1
(2) 監査対象期間	1
3. 監査テーマの選定理由	1
4. 監査の方法	2
(1) 監査の目的	2
(2) 監査要点	2
(3) 監査手続	4
5. 監査実施期間	4
6. 監査担当者	4
7. 監査範囲	5
(1) 対象事業	5
(2) 対象科目	5
8. 利害関係	5
II. 鹿児島県の環境施策の概要	6
1. 環境基本計画	6
(1) 計画の概要	6
(2) 環境の現状と課題	8
(3) 計画の基本目標	10
(4) 施策の展開	11
(5) 環境保全に向けた取組	23
(6) 計画の推進	24
2. 環境指標の推移	25
(1) 脱温暖化への貢献（施策「温室効果ガス排出削減対策の推進」）	25
(2) 循環型社会の形成（施策「廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進」）	26
(3) 自然環境の保全・活用（施策「自然環境の保全・活用」）	27
(4) 緑の空間の保全・整備（施策「緑の空間の保全・整備」）	27
(5) 水辺空間の保全・整備（施策「水辺空間の保全・整備」）	27
(6) 景観の形成（施策「景観の形成」）	28
(7) 大気環境の保全（施策「大気環境の保全」）	28

(8) 水環境の保全（施策「水・土環境の保全」）	28
(9) 化学物質の環境安全管理（施策「化学物質の環境安全管理」）	29
(10) 騒音・振動、悪臭等の防止（施策「騒音・振動、悪臭等の防止」）	29
(11) 環境教育・環境学習の推進	29
(12) 新エネルギー導入への推進	29
(13) 環境と調和した農業の推進（施策「環境と調和した農業の推進」）	30
3. 環境に関する行政評価について	31
(1) 行政評価の定義、内容、目的	31
(2) 行政評価の流れと行政評価監視委員会	31
(3) 平成 25 年度、26 年度に行った行政評価のテーマ	32
(4) 施策に対する成果指標の概要	35
III. 各事業における監査結果と監査意見	55
1. 温暖化防止に向けた気運の醸成	56
(1) 再生可能エネルギーフェア事業（エネルギー政策課）	56
2. 温室効果ガス排出削減対策の推進	58
(1) 九州版炭素マイレージ制度推進事業（地球温暖化対策課）	58
(2) かごしま低炭素社会モデル創造事業(屋久島)（地球温暖化対策課）	60
(3) かごしまエコファンド推進事業（地球温暖化対策課）	64
(4) 太陽光発電設備等普及推進事業（エネルギー政策課）	68
(5) バイオマス高度利用推進事業（エネルギー政策課）	69
(6) 木質バイオマス利用推進事業（エネルギー政策課）	71
(7) 木質バイオマスエネルギー導入促進事業（エネルギー政策課）	73
(8) かごしま木づかい推進事業（エネルギー政策課）	77
(9) 資源リサイクル畜産環境整備事業（畜産課）	78
(10) 環境と調和した農業推進事業（食の安全推進課）	81
(11) 企業誘致促進事業（産業立地課）	87
(12) 環境・新エネルギー産業販路開拓支援事業（産業立地課）	89
3. 森林の整備・保全の推進	90
(1) 造林補助事業（森林経営課）	90
(2) ふるさとの森再生事業（かごしま材振興課）	93
(3) 森林病虫害等防除事業（森づくり推進課）	96
(4) 保全松林健全化整備事業（森づくり推進課）	99
(5) 森林機能再生促進事業（森づくり推進課）	100
(6) 森林にまなびふれあう推進事業（地球温暖化対策課）	102
(7) 治山事業（森づくり推進課）	106

(8) 森林環境整備事業（かごしま材振興課）	111
4. 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進・廃棄物の適正処理の推進	114
(1) ごみ減量化・リサイクル等推進事業（廃棄物・リサイクル対策課）	114
(2) 産業廃棄物処理対策事業（廃棄物・リサイクル対策課）	116
(3) 産業廃棄物循環型社会推進事業（廃棄物・リサイクル対策課）	119
(4) 産業廃棄物指導管理事業（廃棄物・リサイクル対策課）	123
(5) エコパークかごしま（仮称）整備促進事業（廃棄物・リサイクル対策課）	124
(6) 産業廃棄物適正処理推進事業（廃棄物・リサイクル対策課）	130
(7) 海岸漂着物地域対策推進事業（廃棄物・リサイクル対策課）	132
5. 自然環境の保全・活用	135
(1) 自然公園・自然環境保全地域管理事務（自然保護課）	135
(2) サンゴ礁保全対策事業（自然保護課）	137
(3) 自然保護推進員の設置（自然保護課）	140
6. 自然環境の保全・活用（奄美自然共生）	142
(1) 奄美群島自然共生事業(希少野生生物保護対策事業を含む)（自然保護課）	142
(2) 観光かごしま大キャンペーン推進事業（観光課）	145
(3) 奄美パーク管理事業（観光課）	148
7. 自然環境の保全・活用（屋久島環境文化村）	152
(1) 屋久島環境文化村整備推進事業（自然保護課）	152
(2) 屋久島環境文化村中核施設管理運営委託事業（自然保護課）	153
8. 自然環境の保全・活用（野生動物の保護管理）	159
(1) 有害鳥獣捕獲対策事業（自然保護課）	159
(2) 鳥獣保護対策事業（傷病野生鳥獣保護対策事業を含む）（自然保護課）	161
(3) 特定鳥獣モニタリング調査事業（自然保護課）	163
(4) ヤクシカ保護管理適正化事業（自然保護課）	164
(5) 特定地域鳥獣保護管理事業（自然保護課）	165
(6) マングース防除手法・数値解析事業（自然保護課）	167
(7) 生物多様性鹿児島県戦略策定事業（自然保護課）	169
(8) 希少野生生物調査事業（自然保護課）	171
(9) 希少野生動植物保護対策事業（自然保護課）	173
(10) ウミガメ保護対策事業（自然保護課）	175
9. 水・土壌環境の保全	177
(1) 水質監視測定事業（環境保全課）	177
(2) 第4期鹿児島湾ブルー計画推進事業（環境保全課）	178
(3) 漁業集落排水施設の整備（漁港漁場課）	180
(4) 農山漁村地域整備交付金事業（生活排水対策室）	182

(5) 浄化槽適正管理事業（生活排水対策室）	185
(6) 環境と調和した防除推進事業（食の安全推進課）	187
(7) 農業集落排水施設整備促進事業交付金（生活排水対策室）	189
(8) 合併処理浄化槽整備促進事業（生活排水対策室）	190
10. 大気環境等の保全（化学物質の環境安全・騒音等の防止を含む）	192
(1) 酸性雨監視測定事業（環境保全課）	192
(2) 大気監視測定事業（環境保全課）	194
(3) ダイオキシン類対策事業（環境保全課）	196
(4) ダイオキシン類対策事業（廃棄物・リサイクル対策課）	198
(5) 騒音・振動・悪臭対策事業（環境保全課）	200
(6) ヤスデまん延防止対策事業（廃棄物・リサイクル対策課）	202
11. 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全	204
(1) 環境放射線監視測定事業（原子力安全対策課）	204
(2) 原子力発電広報・調査等事業（原子力安全対策課）	207
(3) 原子力防災対策事業（防災講習会開催等）（原子力安全対策課）	210
【報告に添えて提出する意見】	213
1. 温室効果ガス排出量削減に対する取組について	213
(1) 県の温室効果ガス排出量	213
(2) 県の温室効果ガス排出量削減目標	214
(3) 目標とすべき施策	214
2. 環境基本計画の見直しの必要性	215
(1) 計画の基本目標・施策の関連の希薄性	215
(2) 主たる目的が環境ではない施策について	215
(3) 結論	215
3. 環境に関する行政評価に対する考察	216
(1) 施策評価票の現状	216
(2) 環境に関する施策評価票の提案	218
4. 環境に関する施策・事業におけるPDCAサイクルの実施	220
(1) PDCAサイクルとは	220
(2) 環境事業におけるPDCAサイクルの必要性和現状	220
5. 環境基本計画・環境に関する行政評価の整合性について	221
(1) 環境基本計画と各事業との整合性について	221
(2) 環境基本計画と環境に関する行政評価の整合性について	222
6. 最後に	224

I. 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した監査テーマ

(1) 監査対象

鹿児島県の環境施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

(2) 監査対象期間

平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）

ただし、必要な範囲で他の年度についても実施した。

3. 監査テーマの選定理由

経済発展に伴う公害問題や、地球温暖化に起因すると言われる異常気象、それに伴う動植物の絶滅危機、食糧危機問題等、いわゆる環境権の問題は我が国のみならず世界的にも取り組むべき課題となっているところである。

鹿児島県は、薩摩、大隅の二つの半島と多くの島々を有しており、南北 600 km に及ぶ温暖で広大な県土に霧島連山や桜島などの火山、奄美群島や世界遺産である屋久島をはじめとする特色ある島々、緑豊かな森林や海岸線、希少な野生動植物など豊かな自然環境に恵まれている。

県では、豊かな自然環境をめぐる複雑多様化した環境問題に対応するため、環境施策の基本的方向を示した「鹿児島県環境基本計画」を平成 10 年 3 月に策定（平成 16 年 3 月、平成 23 年 3 月改訂）し、各般の施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

県が実施する環境施策が、次世代によりよい環境を残すことにつながるかという点については県民の関心も高いと思われる。そのため環境施策に対する事業の管理及び財務事務の執行について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性を検討することは有意義であると判断し監査テーマとして選定した。

4. 監査の方法

(1) 監査の目的

1) 合規性に関する検討

環境施策に関する事業の事務執行手続が、法令、条例、規則、要綱等に準拠して行われているかの検討。

2) 合理性に関する検討

環境施策に関する事業の事務執行手続が、3E の観点（※）から効果的、効率的、経済的に行われているかの検討。

なお、合規性に関する検討結果は「監査結果」として記載し、合理性に関する検討結果は「監査意見」として記載した。

※ 3E の観点 とは、監査対象について、目的にかなっているかの有効性（Effectiveness）、よりよい成果が上がる方法で行っているかどうかの効率性（Efficiency）、無駄な経費を使っていないかどうかの経済性（Economy）に注目して検討することである。

(2) 監査要点

1) 「負担金補助及び交付金」の監査要点

① 申請手続き等の法令等への準拠性

申請、決定、交付等の手続は法令、条例、規則、要綱等に適合しているか。

② 金額算定等の適正性

金額の算定、交付方法、交付時期、交付手続は適正に行われているか。

③ 実績報告等の適正性

実績報告が適正に行われているか。

実績報告の内容、使途は適正か。

交付団体等への指導・監督は適切に行われているか。

④ 補助金等対象の適切性

補助金等の対象は適切であり公益上の必要はあるか。

公益性のない事業又は団体に交付されていないか。

補助金等対象事業と交付先団体の独自の事業との区別は明確になっているか。

2) 「委託料」「工事請負費」の監査要点

① 契約手続き等の法令等への準拠性

委託・工事請負契約の契約事務は法令規則に沿って適切に行われているか。

② 金額算定等の適正性

委託・工事請負契約にかかる予定価格の積算は根拠資料に基づき適切に算定されているか。

③ 契約相手の選定方法の適正性

契約相手の選定方法は公正性かつ透明性をもって行われているか。

④ 契約内容の適切性

委託・工事請負契約の目的が明確に定まっており、当該目的達成のための契約となっているか。

⑤ 契約履行状況管理の適切性

委託・工事請負契約については、コストの管理は適切に行われているか。

契約締結以降、契約の履行状況確認は、適切に実施されているか。

3) その他の監査要点

① 環境施策等の整合性

- ・事業費が施策の目的に沿ったものとなっているか。
- ・計画時に策定した施策が現況とずれていないか。

(3) 監査手続

監査要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

1) 会計データの入手と分析

平成 25 年度決算の一般会計の会計データを入手し、分析を行った。

2) 関係書類の閲覧、検証

対象とした項目について、その用途を証する関係書類を閲覧し検証した。

3) 関係部署への質問

関係書類の検証の過程において関係部署に質問を行った。

4) その他の監査手続

上記以外で必要と認めた手続を実施した。

5. 監査実施期間

平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 25 日まで

6. 監査担当者

包括外部監査人	公認会計士	西 洋 一
外部監査人補助者	公認会計士	田 畑 恒 春
	公認会計士	森 毅 憲
	公認会計士	山之内 茂嗣
	公認会計士	宮 川 博 次
	公認会計士	野 木 村 崇 久

7. 監査範囲

(1) 対象事業

実施した監査範囲は下記のとおりである。

- ・環境基本計画における重点施策に関連する事業と原子力発電所関連事業のうち、事業費 1,000 千円以上のもの。

なお、「原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全」に関しては環境基本計画においては重点施策とはされていないが、その質的重要性に鑑みて監査範囲に含めた。

- ・主たる事業が環境関連である部・局・課（下表）が実施する事業のうち、事業費 1,000 千円以上のもの。
- ・関連して事業の受託先になっている財政援助団体等。

なお、対象部・局・課が実施する施策と事業についての一覧及び重点施策については「Ⅱ.1.(4)2)施策・指標・事業の一覧」を参照のこと。

主たる事業が環境関連である部・局・課

部・局	課
環境林務部	環境林務課 環境保健センター 地球温暖化対策課 廃棄物・リサイクル対策課 自然保護課 環境保全課
企画部	エネルギー政策課

上記の出先機関を含む。

(2) 対象科目

原則として事業費のうち以下の節（*）を対象とし、必要に応じてその他の節も対象に加えた。

- ・委託料
- ・工事請負費
- ・負担金補助及び交付金

* 県の予算・決算における科目の単位のひとつ。最も大きな単位が「款」であり、以下、「項」「目」「節」に分類され、「節」が最も小さな単位である。

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、鹿児島県と包括外部監査人及び外部監査人補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 鹿児島県の環境施策の概要

1. 環境基本計画

(1) 計画の概要

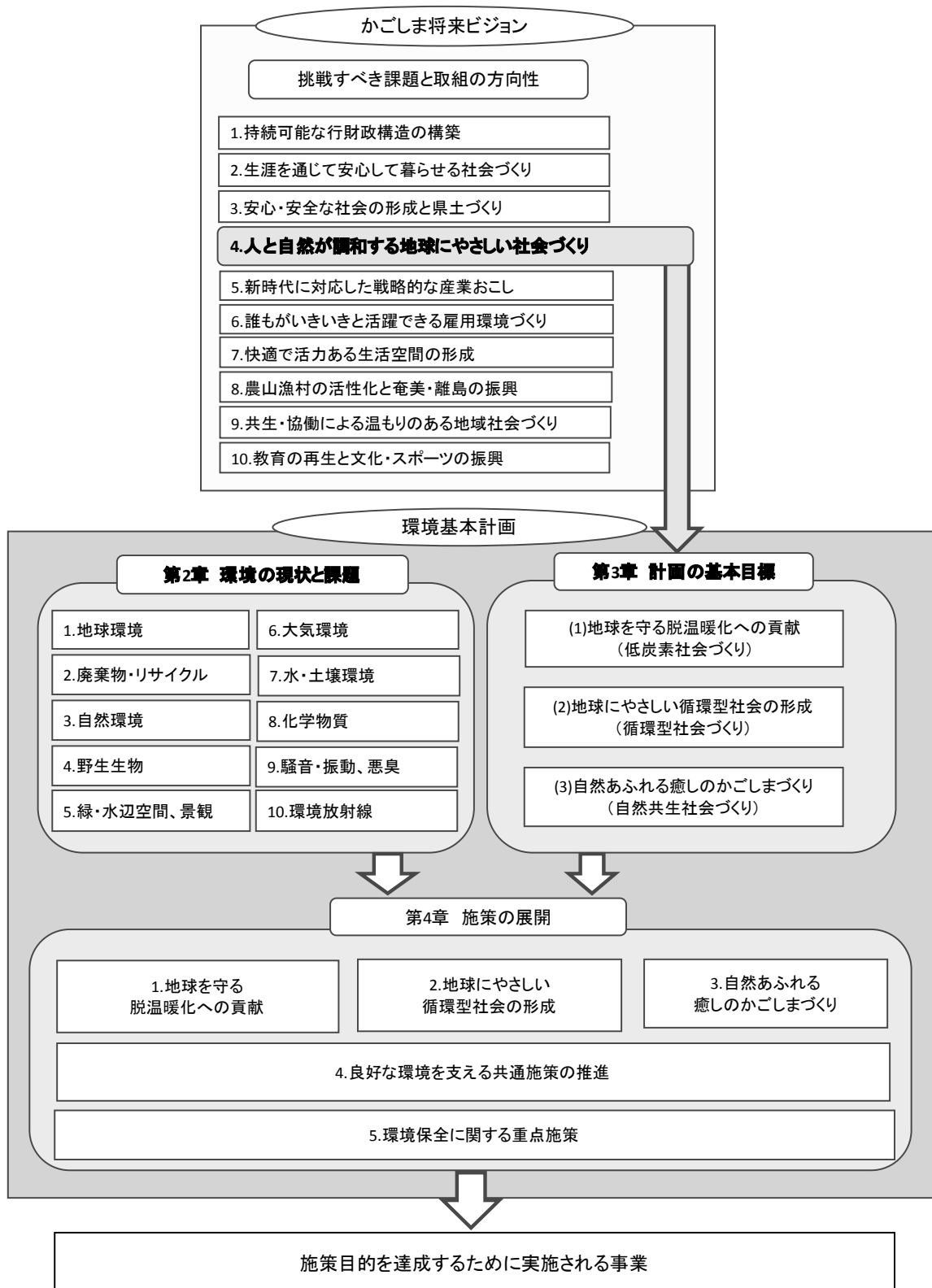
鹿児島県環境基本計画とは、鹿児島県環境基本条例第 11 条に規定する「環境の保全及び形成に関する基本的な計画」であり、次のような役割を持っている。

- ①長期的な展望に立った基本目標を明らかにし、環境の保全、活用に関する全ての主体の共通認識の形成を図る。
- ②環境保全施策の基本的方向を明らかにし、県や市町村、事業者における環境に配慮した施策や事業の実施を推進する。
- ③環境保全に向けた各主体の役割と取組を明らかにし、公平な役割分担のもとで、自主的・積極的な環境保全活動を推進する。

この計画は、本県の現状と課題を明らかにし、それに対応した総合的・計画的な施策を推進することを基本に構成されている。

全体像を次ページの環境基本計画構成図に示す。

環境基本計画構成図



(2) 環境の現状と課題

環境基本計画構成図の「第2章 環境の現状と課題」の主な内容は次のとおりである。

項目	現状	課題
1.地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題が顕在化している。本県においても温室効果ガスの排出量は増加している。	地球環境問題は、地球規模の空間的広がりや次世代にもわたる時間的広がりを持った問題であり、国際的に取り組む必要がある。また、温室効果ガスの排出削減は、ライフスタイルの見直しなど県民一人ひとりが省エネルギーを自覚し、率先して行動する必要がある。
2.廃棄物・リサイクル	一般廃棄物については、県民一人一日当たりの排出量は908g(平成20年度)で全国平均より少なくなっているが、リサイクル率は、約17%程度で推移しており、全国平均を下回っている。し尿については、水洗化が年々進みつつあり、汚水処理人口普及率は68.5%(平成21年度)となっている。産業廃棄物については、減量化や安定化、無害化等を行う中間処理施設やがれき等の最終処分を行う安定型最終処分場が整備されている。	一般廃棄物については、より一層の排出抑制、減量化やリサイクルなど3Rの推進、リサイクル関連施設の整備を促進する必要がある。し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の整備を促進する必要がある。産業廃棄物については、排出を抑制し、リサイクルを推進するなど循環型社会の形成を図る必要がある。一方、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、産業廃棄物処理施設の安定的・計画的な設備を促進する必要がある。
3.自然環境	県内の国立公園、国定公園、自然環境保全地域等は、山岳や湖沼、海岸、島しょ等の特色ある風景を代表しており、優れた自然の景勝地として保護されているとともに、野外レクリエーションや保健・休養の場として利用されている。また、シカやノヤギの食害等による植生被害が発生し、固有の植物に絶滅のおそれが生じている。	自然保護思想の普及啓発については、県民の理解と認識を深め、人と自然との共生を構築し、生物多様性を確保する必要がある。屋久島については、屋久島環境文化村構想を推進しており、この地域が世界自然遺産としての価値を損なうことのないよう将来にわたって適正に保全する必要がある。奄美群島については、奄美群島自然共生プランの推進と世界自然遺産登録に向けた取組等を推進する必要がある。自然環境を保全するため、行政、県民や事業者が、それぞれの立場で環境に配慮した生活や事業活動に努めるとともに、環境保全活動へ主体的に参画する必要がある。
4.野生生物	本県は、多様な気候と地理的な特性を背景に、豊かな自然に恵まれ、多種多様な野生生物が分布している。特に、奄美群島地域をはじめとする島しょ部は、この地域にしか見られない極めて特異な種が多く生息・生育している。	生息・生育環境を継続的に調査して地域の自然環境の変化を把握し、その成果を踏まえた保護管理対策を進める必要がある。特に、奄美地域では、自然生態系の現況や重要生態系・多様性の保全等に係る調査を行うとともに、特に重要な生態系を有する地域については、国立公園等の地域指定を行うなどの保護管理対策を進める必要がある。出水地域に渡来するツルや県内の海岸で産卵するウミガメなどについても、引き続き適正な保護管理対策を行う必要がある。外来種については、在来の自然環境や野生生物に深刻な影響を及ぼさないよう生息・生息状況や生育環境の把握に努め、必要に応じて防除などの対策に取り組む必要がある。
5.緑・水辺空間、景観	都市近郊や里山の森林、都市公園等の緑は、日常の中で目に触れ、身近に接することで人々にゆとりやうるおいをもたらしている。渚や川辺、湧水等の水辺は、生産の場、国土保全の場として機能しているほか、水や動植物のふれ合いの場としての利用など、人々の生活にとって貴重な価値を持つ空間となっている。本県の豊かな景観は、郷土に対する誇りや愛着を育むとともに、訪れる人々に地域の魅力を感じさせ、観光や人々の交流の促進に大きな役割を担っている。	地域の人々に親しまれている緑は、今後も積極的に保全を図っていく必要がある。また、県民や事業者、団体、行政などが協働して、公共施設や民有地の緑化に取り組む必要がある。自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正な保全に努める必要がある。また、国土保全や公共性の高い事業のためにやむをえず改変する場合は、その改変による自然への影響を最小限にとどめる必要がある。自然景観に優れている地域での保全はもとより、その他の地域においても景観に対して配慮する必要がある。

項目	現状	課題
6.大気環境	大気環境は、全般的には良好な状況にあるが、桜島の火山活動や黄砂の飛来により、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質が環境基準を超える場合がある。 また、春先に大陸からの越境大気汚染が要因と考えられる高濃度の光化学オキシダントが観測され、平成21年5月には、初めて光化学オキシダント注意報を県北地域に発令した。	る。 現状の良好な状態を維持するため、ばい煙や粉じんの発生施設等の立入強化、指導体制の充実を図る必要がある。 また、光化学オキシダントの高濃度現象については、国や九州各県が連携して、監視体制、情報連絡体制の整備や調査研究を進める必要がある。
7.水・土壌環境	公共用水域の水質は、全般的には良好だが、生活排水や事業場排水等の人為的影響等により、環境基準を達成していない地域がある。地下水は、一部の地域で硝酸性窒素等が環境基準を超えている地点がある。土壌汚染対策法の改正により、土壌汚染の状況の把握及び規制対象区域の分類等により講ずべき措置を規定するなど制度の拡充が図られている。	公共用水域などの水質の監視、工場等に対する排水基準の監視・指導の強化や公共下水道の整備等を促進する必要がある。閉鎖性水域である鹿児島湾や池田湖については、今後とも総合的な水質保全対策を行う必要がある。 土壌汚染対策については、地下水の保全対策と併せて土壌汚染の未然防止に努める必要がある。
8.化学物質	ダイオキシン類については、全ての地点で環境基準及び排出基準を達成している（平成21年度）。大気や水質・底質、生物における濃度レベルについては、概ね全国平均レベルである。	環境基準や排出基準の監視、排出実態の把握を継続するとともに、化学物質排出把握管理促進法やダイオキシン類対策特別措置法等の適正な運用を図る必要がある。また、化学物質に関する情報の収集、提供等に努める必要がある。
9.騒音・振動、悪臭	騒音に係る苦情は、工場・建設作業や家庭生活等に起因するものが多く、件数は、近年、微増傾向を示している。振動に係る苦情は、工場・建設作業や自動車等に起因するものが多く、件数は、近年微減傾向を示している。悪臭に係る苦情は、産業活動や家庭生活等に起因するものが多く、件数は、近年、横ばいの状況にある。	発生源対策や住工分離等の適正な土地利用の促進が必要なほか、生活騒音等に対して一人ひとりが配慮する必要がある。九州新幹線鹿児島ルートについては新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成する必要がある。悪臭の防止については、発生源対策や住居地域との混在化防止等の適正な土地利用を促進する必要がある。
10.環境放射能	原子力発電所周辺の環境放射線の調査で異常は認められていない。	環境放射線の監視等を継続するとともに、原子力や放射線に関する情報提供の充実などに努める必要がある。

(3) 計画の基本目標

環境基本計画構成図の「第3章 計画の基本目標」の内容は次のとおりである。

1) 地球を守る脱温暖化への貢献(低炭素社会づくり)

県民一人ひとりが自らの課題として地球温暖化防止について理解し、省エネルギーの取組や新エネルギーの導入など具体的な行動を積極的に実践につなげるとともに、二酸化炭素を吸収する機能を持つ森林の整備・保全に努めることにより、低炭素社会を実現する。

2) 地球にやさしい循環型社会の形成(循環型社会づくり)

資源の消費の抑制や廃棄物の発生抑制、リサイクル等を促進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会を実現する。

3) 自然あふれる癒しのかごしまづくり(自然共生社会づくり)

多様で豊かな自然の保全・管理を進め、貴重な野生生物を保護し、緑や水辺など自然と親しめる空間を形成していくことにより、自然共生社会を実現する。

(4) 施策の展開

1) 施策と事業の関係

環境基本計画構成図に示したとおり、かごしま将来ビジョンの「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を目指して、各施策を総合的かつ計画的に展開している。施策の概要は以下のとおりである。

	環境保全施策	備考
1	地球を守る脱温暖化への貢献	—
2	地球にやさしい循環型社会の形成	
3	自然あふれる癒しのかごしまづくり	
4	良好な環境を支える共通施策の推進	1～3の環境保全施策を確実かつ円滑に展開するための共通の、基盤的な施策
5	環境保全に関する重点施策	1～4の環境保全施策を重点的かつ効果的に推進するための施策

各環境保全施策においては、さらに細分化された施策が設定され、施策の基本的方向と、施策の基本的方向に沿った具体的な施策が示されており、これらに対応した事業が実施されている。

施策と環境指標及び平成 25 年度に実施された事業との関係は以下のとおりである。なお、平成 25 年度及び平成 26 年度における行政評価（「II 3. 環境に関する行政評価について」参照）で設定された成果指標と施策を対応させている。

なお、記載 No.は当報告書「III. 各事業における監査結果と監査意見」と対応している。

環境指標	施策	施策の基本的方向	成果指標	主な事業名	所管課	決算額	記載No
	省エネルギ一対策の推進	「地球環境を守るかごしま県民運動」を通じ、家庭や地域における省エネ活動や公共交通機関の利用を促進するとともに、化石燃料の使用の抑制を図る。また、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく事業者等の積極的な取組を促進する。		地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(省エネライフ推進事業)	地球温暖化対策課	再掲	
	森林の整備・保全の推進	間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、県民や事業者など多様な主体の森林づくりへの参加を促進する。		地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(地球温暖化対策制度検討事業)	地球温暖化対策課	再掲	
				財産維持補修事業	管財課	10,500	
				九州版炭素マイルージ制度推進事業	地球温暖化対策課	再掲	
				交通ナビかごしまの運用	交通政策課	4,367	
			<ul style="list-style-type: none"> ・間伐面積 ・森林とのふれあい推進事業への参加人数 ・森林ボランティア登録者数 	造林補助事業	森林経営課	1,883,084	3(1)
				県単街路緑化事業	都市計画課	40,525	
				木のあふれる街づくり事業	かごしま材振興課	32,352	
				かごしまエコフアوند推進事業	地球温暖化対策課	再掲	
				多様な主体による森林づくり推進事業	森づくり推進課	43	
				林地開発許可制度実施事業	森づくり推進課	562	
				里山林機能回復事業	森づくり推進課	5,049	
				森林病害虫等防除事業	森づくり推進課	141,873	3(3)
				保全松林健全化整備事業	森づくり推進課	44,988	3(4)
				森林機能再生促進事業	森づくり推進課	115,852	3(5)
			有害鳥獣捕獲対策事業	自然保護課	14,009	8(1)	
	国際協力等の推進	環境保全の分野における国際協力活動を行う民間団体を支援する。また、アジア地域との環境情報の交流や人的交流を促進する。		渉外事務事業	国際交流課	1	
				環境政策総合調整事業(環境保全推進事業)	環境林務課	432	
				酸性雨監視測定事業	環境保全課	4,277	10(1)

環境指標	施策	施策の基本的方向	成果指標	主な事業名	所管課	決算額	記載No
2 地球にやさしい循環型社会の形成							
<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物排出量(総量) 一般廃棄物排出量(一人一日当たり) 一般廃棄物リサイクル率 一般廃棄物最終処分量 産業廃棄物最終処分量 産業廃棄物リサイクル率(農業を除く) 産業廃棄物最終処分量(農業を除く) 農業用廃プラスチック類再生処理率 建設廃棄物再資源化率(アスファルト・コンクリート塊) 建設廃棄物再資源化率(コンクリート塊) 環境物品など調達方針(グリーン調達方針) 策定市町村数 	<p>廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進</p>	<p>県ごみ減量化・リサイクル推進協議会等を通じて、継続的な普及啓発を行う。</p> <p>県や市町村は、自らグリーン購入を徹底するとともに、県民や事業者のグリーン購入を促進する。</p> <p>また、個別物品の特性に応じたリサイクル関連法の着実な推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県民一人一日当たりごみ排出量 一般廃棄物リサイクル率 産業廃棄物排出量 産業廃棄物リサイクル率(農業を除く) 	<p>ごみ減量化・リサイクル等推進事業</p> <p>産業廃棄物処理対策推進事業</p> <p>産業廃棄物循環型社会推進事業</p>	<p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>地球温暖化対策課</p>	<p>再掲</p> <p>6,910</p> <p>13,522</p>	<p>4(2)</p> <p>4(3)</p>
	<p>廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>①廃棄物の発生を抑制する。</p> <p>②不適正処理防止その他の環境への負荷の低減に配慮し、再利用や再生利用、熱回収するなど循環的利用を行う。</p> <p>③これらが行われぬものについては、適正な処分を行う。</p>	<p>①県民一人一日当たりごみ排出量</p> <p>②一般廃棄物リサイクル率</p> <p>③産業廃棄物排出量</p> <p>④産業廃棄物リサイクル率(農業を除く)</p>	<p>廃棄物処理施設指導監督事業</p> <p>ダイオキシン類対策事業</p> <p>ごみ減量化・リサイクル等推進事業</p> <p>地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(省エネライフ推進事業)</p> <p>産業廃棄物指管理事業</p> <p>エコパークかごしま(仮称)整備促進事業</p> <p>産業廃棄物循環型社会推進事業</p> <p>産業廃棄物処理対策推進事業</p> <p>産業廃棄物適正処理推進事業</p> <p>海岸漂着物地域対策推進事業</p> <p>産業廃棄物処理対策推進事業</p>	<p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>地球温暖化対策課</p> <p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>廃棄物・リサイクル対策課</p> <p>地球温暖化対策課</p>	<p>820</p> <p>3,321</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>5,107</p> <p>2,542,180</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>35,181</p> <p>205,990</p> <p>再掲</p>	<p>10(4)</p> <p>4(4)</p> <p>4(5)</p> <p>4(6)</p> <p>4(7)</p>
	<p>海岸漂着物対策の推進</p>	<p>「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律」に基づき、海岸漂着物等の円滑な処理や発生の効果的な抑制を図る。</p>		<p>海岸漂着物処理対策推進事業</p>	<p>廃棄物・リサイクル対策課</p>	<p>再掲</p>	
	<p>公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進</p>	<p>本県における循環型社会の形成や地域産業の振興を図るため、公共関係による産業廃棄物管理型最終処分場の整備を進める。</p>		<p>エコパークかごしま(仮称)整備促進事業</p>	<p>廃棄物・リサイクル対策課</p>	<p>再掲</p>	

環境指標	施策	施策の基本的方向	成果指標	主な事業名	所管課	決算額	記載No
	フロン対策の推進	オゾン層の保護等について県民や事業者の意識の啓発を図るとともに、適正なフロンの回収・破壊や脱フロン化を促進する。		フロン対策推進事業	廃棄物・リサイクル対策課	再掲	
3 自然あふれる癒しのかごしまづくり							
・自然公園（指定箇所数・指定面積） ・海城公園（指定箇所数・指定面積） ・保安林（指定面積） ・多自然川づくり整備箇所数	自然環境の保全・活用	自然保護思想の普及啓発を図りつつ、多面的機能を持つ農業・農村や森林の調和のとれた保全・活用を目指すとともに、優れた自然、原生的な自然及び里山里山、河川、湖沼、干潟、湿地、藻場などの身近な自然環境を保全する。また、良好な自然環境について、一定のまとまりのある地域として保全するとともに、県内の多様な自然については、自然のふれあいの場や都市と農山漁村との交流を図る場として活用する。自然公園については、その特性や社会情勢等の変化を踏まえ、国等の関係機関と連携しつつ、区域の変更も含め、その保全や活用の在り方について幅広く検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・県土面積に対する自然公園の指定割合 ・自然公園における違反処理件数 (奄美自然共生) ・奄美群島の世界自然遺産登録 ・奄美群島エコツアー認定ガイド数 (屋久島環境文化村構想の推進) ・里のエコツアーを開催した集落数 ・屋久島環境文化研修センターで「環境学習」の受講者数 (野生動物の保護管理の推進) ・県本土及び種子島のニホンジカの生息密度 ・ウミガメの卵の盗掘件数 ・ソルの東干拓への分散割合 ・指定希少野生動物の種数 	森林にまなびふれあう推進事業 自然保護推進員の設置 希少野生動物植物保護対策事業 自然公園・自然環境保全地域管理事務 森林機能再生促進事業 サンゴ礁保全対策事業 造林補助事業 森林病害虫等防除事業 保全松林健全化整備事業 県森林整備担い手育成確保総合対策事業 畑地帯総合整備事業 中山間地域等直接支払制度 農地・水保全管理支払交付金 集落営農育成支援事業 藻場・干潟等保全活動支援事業 漁場油濁被害救済対策事業 中山間ふるさと・水と土保全推進事業 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(省エネライフ推進事業)	地球温暖化対策課 自然保護課 自然保護課 自然保護課 森づくり推進課 自然保護課 森林経営課 森づくり推進課 森づくり推進課 森林経営課 農地整備課 農村振興課 農村振興課 経営技術課 水産振興課 水産振興課 農村振興課 地球温暖化対策課	19,733 1,138 1,649 8,446 再掲 13,519 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 6,276 8,175,083 616,713 319,179 1,607 11,282 125 9,665 再掲	3(6) 5(3) 8(9) 5(1) 5(2)
		世界自然遺産登録地屋久島については、人と自然との共生を目指す屋久島環境文化村構想を推進するとともに、その優れた自然を保全する。奄美群島については、人と自然との共生を目指す奄美群島自然共生プランを推進するとともに、その優れた自然を保全し、世界自然遺産への登録を目指す。野生動物の実態調査や野生生物保護思想の普及啓発等により、野生生物を適切に保護するとともに、各種事業の実施に際しては、		奄美群島観光地整備事業※1	観光課	166,327	8(6)

環境指標	施策	施策の基本的方向	成果指標	主な事業名	所管課	決算額	記載No
		事前に調査・検討を行い、野生生物の生息に配慮し、その生息・生育環境を確保する。		生物多様性鹿児高県戦略（仮称）策定事業 マングース防除手法・数値解析事業 希少野生生物調査事業 鳥獣保護対策事業（傷病野生鳥獣保護対策事業を含む） 特定鳥獣モニタリング調査事業 ヤクシカ保護管理適正化事業 希少野生動物植物保護対策事業 文化財の保護管理 奄美自然体験活動推進協議会 鳥インフルエンザ環境調査事業 のり被害防除対策事業 鳥獣害防止対策推進事業 ウミガメ保護対策事業 特定地域鳥獣保護管理事業 ノカイドワ保護対策事業 林道事業 農業用河川工作物応急対策事業 防災・安全交付金事業	自然保護課 自然保護課 自然保護課 自然保護課 自然保護課 自然保護課 文化財課 自然保護課 自然保護課 水産振興課 農村振興課 自然保護課 自然保護課 自然保護課 かがしま材振興課 農地整備課 河川課	5,646 3,570 10,710 10,057 7,109 6,177 再掲 1,976 820 349 750 432,615 6,924 5,963 97 845,047 273,656 4,726,570	8(7) 8(8) 8(2) 8(3) 8(4)
	県民参加の森林づくりの推進	関係団体等と連携を図りながら、普及啓発や活動支援、人材育成などに取り組み、地域住民をはじめ、森林ボランティアや企業など多様な主体による県民参加の森林づくりを推進する。		森林にまなびふれあう推進事業 未来につながる森林環境教育推進事業 多様な主体による森林づくり推進事業 里山林機能回復事業 森林環境整備事業 多様な主体による森林づくり推進事業	地球温暖化対策課 森林技術総合センター 森づくり推進課 森づくり推進課 かがしま材振興課 森づくり推進課	再掲 4,953 357 再掲 201,263 2,900	3(8)
・都市公園等（指定面積・1人当たり面積） ・緑の基本計画策定市町村数 ・グリーンマスタター（みどりの指導員）数	緑の空間の保全・整備	地域に親しまれている身近な緑を地域住民の協力や民間団体との連携により適正に保全する。また、都市公園等の整備や公共用地、民有地の緑化を促進する。		里山林機能回復事業 地域森林環境づくり促進事業 魅力ある観光地づくり事業 公園整備事業 県営住宅建設事業 県営住宅管理費（維持補修） 財産維持管理事業 多様な主体による森林づくり推進事業 森林にまなびふれあう推進事業	森づくり推進課 森づくり推進課 観光課 都市計画課 住宅政策室 住宅政策室 管財課 森づくり推進課 地球温暖化対策課	再掲 6,026 再掲 243,001 770,371 501,143 12,030 再掲 再掲	

環境指標	施策	施策の基本的方向	成果指標	主な事業名	所管課	決算額	記載No
<ul style="list-style-type: none"> ・リバーフロント整備箇所数 ・親水護岸整備箇所数(農業関係・港湾関係) 	水辺空間の保全・整備	自然の状態で保全されている渚、川辺、湧水等の水辺を適正に保全する。また、ウォーターフロントや親水施設などの整備を推進し、人と水とのふれあい機会を充実する。	/	防災・安全交付金事業	河川課	再掲	
				リバーフロント整備事業	河川課	114,550	
				地域自主戦略交付金事業(平成23年度)・社会資本整備総合交付金事業(平成24年度)・防災・安全交付金事業	港湾空港課	161,920	
				地域用水環境整備事業	農地整備課	130,163	
				魅力ある観光地づくり事業	観光課	再掲	
				公園整備事業	都市計画課	再掲	
				ため池整備事業	農地保全課	161,518	
				防災・安全交付金事業	河川課	229,433	
				地域自立活性化交付金事業(平成23年度)・社会資本整備総合交付金事業(平成25年度)	港湾空港課	98,052	
				・電線の地中化延長(県道・臨港道路)	景観の形成	自然景観の保全を図るとともに、歴史的遺産を活用した景観の形成を促進する。 また、県景観条例等に基づき、本県の個性豊かで良好な景観の形成を図るとともに、各種事業の実施に際しては、地域の景観に十分に配慮する。	/
砂防事業	砂防課	13,873,848					
「近代化産業遺産群」世界遺産登録推進事業	世界文化遺産課	16,487					
かごしま景観形成推進事業	地域政策課	3,536					
文化財保護事業助成	文化財課	1,271					
造林補助事業	森林経営課	再掲					
電線共同溝事業	道路維持課	224,430					
大気監視測定事業	環境保全課	26,979	10(2)				
大気汚染防止事業	環境保全課	232					
地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(省エネライフ推進事業)	地球温暖化対策課	再掲					
地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(エコ通勤普及推進事業)	地球温暖化対策課	再掲					
道路改築事業、県単道路整備事業	道路建設課	23,130,440					
特定交通安全施設等整備事業	道路維持課	1,171,591					
かごしま低炭素社会モデル創成事業(屋久島)	地球温暖化対策課	再掲					
県庁舎環境配慮推進事業	地球温暖化対策課	再掲					
県単街路緑化事業	都市計画課	40,525					

環境指標	施策	施策の基本的方向	成果指標	主な事業名	所管課	決算額	記載 No
・騒音に係る環境基準の達成率(騒音(一般)・騒音(道路に面する地域)・航空機騒音・新幹線騒音)	騒音・振動、悪臭等の防止	工場・事業場等における騒音・振動については、発生源対策や住区分離等の適正な土地利用を促進する。また、必要に応じ道路構造の改良や治道対策等を促進する。 悪臭については、規制地域の拡大を図るとともに、環境保全型畜産の推進など発生源対策に努める。		騒音・振動・悪臭対策事業 道路改築事業、県単道路整備事業 街路事業 近隣騒音対策 資源リサイクル畜産環境整備事業 資源循環型畜産確立対策推進事業 ヤスデまん延防止対策事業	環境保全課 道路建設課 都市計画課 生活環境課 畜産課 畜産課 鹿野・リサイクル対策課	2,835 再掲 704,257 1,501 再掲 再掲 2,435	10(5)
	原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全	川内原子力発電所周辺地域の環境放射線監視や川内原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用等により、周辺住民の安全の確保と環境の保全を図る。		環境放射線監視測定事業 原子力発電広報・調査等事業 原子力防災対策事業(防災講習会開催等)	原子力安全対策課 原子力安全対策課 原子力安全対策課	247,527 39,820 452,034	11(1) 11(2) 11(3)
第4節 良好な環境を支える共通施策の推進							
	環境影響評価等の推進	開発行為等における環境保全上の支障を未然に防止するため、これらの行為について、環境保全上の観点からの検討、適切な配慮を促進する。		環境影響評価事業	環境林務課	118	
・子どもエコクラブ設置市町村数 ・グリーンマスター(みどりの指導員)数	環境教育・環境学習の推進	関係機関・団体との相互連携を強化し、環境教育・環境学習の機会を提供するとともに、県民の自主的な実践活動を支援する。	※	地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(省エネライフ推進事業) 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(子ども環境学習支援事業) 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(かごしま子ども環境大臣事業) 奄美群島観光地整備事業 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(環境学習指導者人材バンク事業) 公園整備事業 観光施設管理事業	地球温暖化対策課 地球温暖化対策課 地球温暖化対策課 地球温暖化対策課 観光課 地球温暖化対策課 都市計画課 観光課	再掲 再掲 再掲 再掲 192 再掲 再掲 45,632	
			環境保全に関する技術の開発研究を促進するとともに、新たな環境問題に関する調査研究を推進する。	環境保健センター調査研究事業 赤潮対応型給餌モデル開発研究 公募型試験研究事業 産業廃棄物処理対策事業 大気監視測定事業 大気監視測定事業	環境保健センター 水産技術開発センター 農業開発総合センター 鹿野物・リサイクル対策課 環境保全課 環境保全課	1,180 2,326 再掲 再掲 再掲 再掲	
			環境情報を体系的に整備し、県民や事業者への提供に努める。 公害苦情や公害紛争の迅速かつ適切な解決を図る。	環境政策総合調整事業(公害紛争処理事業)	環境林務課	181	
			環境への配慮の低減を図るため、環境に配慮した事業活動等を促進する。	地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(省エネライフ推進事業) ごみ減量化・リサイクル等推進事業 県庁舎環境配慮推進事業	地球温暖化対策課 鹿野物・リサイクル対策課 地球温暖化対策課	再掲 再掲 再掲	

環境指標	施策	施策の基本的方向	成果指標	主な事業名	所管課	決算額	記載No
				県中小企業融資制度運営事業（地球温暖化対策資金）	経営金融課	39	
第5節 環境保全に関する重点施策							
	かごしま低炭素社会モデル創造型の推進	再生可能エネルギーである水力の豊富な屋久島において、石油類を燃料とすることなくCO2の発生が抑制された先進的な低炭素社会づくりを促進する「屋久島CO2フリーの島づくり」を推進し、モデル性や発信性の高い取組を行う。	※	かごしま低炭素社会モデル創造型(屋久島)	地球温暖化対策課	再掲	
	地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進	森林の持つCO2の吸収・貯蔵庫としての重要な役割を発揮させるため、間伐など森林を健全に維持・育成するための施策等を促進するとともに、木質バイオマスの利用を推進し、地球温暖化防止に貢献する森林吸収源対策を促進する。	※	治山事業 森林病害虫等防除事業 保全松林健全化整備事業 森林機能再生促進事業 かごしま木づくり推進事業 かごしまエコフアワード推進事業 造林補助事業 ふるさとの森再生事業 森林環境整備事業	森づくり推進課 森づくり推進課 森づくり推進課 森づくり推進課 エネルギー政策課 地球温暖化対策課 森林経営課 かごしま材振興課 かごしま材振興課	4,984,611 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲	3(7)
	地球環境を守るかごしま県民運動の推進	環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民や事業者、行政が一体となって、県地球温暖化対策推進条例や県地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガスの削減に向けた取組を全体的に展開する県民運動を推進する。	※	地球環境を守るかごしま県民運動推進事業	地球温暖化対策課	再掲	
	再生可能エネルギーの推進	再生可能エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づき、経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するため、新エネルギーの利用等について県民や事業者等の努力を促し、新エネルギーの導入を促進する。	※	再生可能エネルギー事業 再生可能エネルギー製品展示事業 再生可能エネルギー普及啓発事業 企業誘致促進事業 環境・新エネルギー産業販路開拓支援事業 太陽光発電設備等普及促進事業 地球を守るかごしま県民運動推進事業(環境学習指導者人材バンク事業)	エネルギー政策課 エネルギー政策課 エネルギー政策課 産業立地課 産業立地課 エネルギー政策課 地球温暖化対策課	再掲 再掲 再掲 25,023 13,803 再掲 再掲	2(11) 2(12)

環境指標	施策	施策の基本的方向	成果指標	主な事業名	所管課	決算額	記載No				
環境共生住宅の普及促進	省エネルギー・省資源等により地球環境の保全等にも配慮した環境共生住宅の整備を促進するため、県民や関係団体への情報提供、支援活動等を産学官が一体となり体系的に行うことにより、県民の自主的な環境共生への取組を促進する。	※	省エネルギー・省資源等により地球環境の保全等にも配慮した環境共生住宅の整備を促進するため、県民や関係団体への情報提供、支援活動等を産学官が一体となり体系的に行うことにより、県民の自主的な環境共生への取組を促進する。	太陽光発電設備等普及推進事業	エネルギー政策課	再掲					
				九州版炭素マイレージ制度推進事業	地球温暖化対策課	再掲					
ごみ減量化・リサイクルの推進	県民や事業者、行政が一体となり廃棄物等の減量化・リサイクルに取組むとともに、リサイクルに関する施設の整備や環境関連企業の立地等を使進し、循環型社会の形成を目指す。	※	県民や事業者、行政が一体となり廃棄物等の減量化・リサイクルに取組むとともに、リサイクルに関する施設の整備や環境関連企業の立地等を使進し、循環型社会の形成を目指す。	ごみ減量化・リサイクル等推進事業	廃棄物・リサイクル対策課	再掲					
				廃棄物処理施設指導監督事業	廃棄物・リサイクル対策課	再掲					
				産業廃棄物処理対策事業	廃棄物・リサイクル対策課	再掲					
				産業廃棄物循環型社会推進事業	廃棄物・リサイクル対策課	再掲					
				企業誘致促進事業	産業立地課	再掲					
				産業廃棄物循環型社会推進事業	廃棄物・リサイクル対策課	再掲					
				環境・新エネルギー産業販路開拓支援事業	産業立地課	再掲					
				エコパークかごしま(仮称)整備促進事業	廃棄物・リサイクル対策課	再掲					
				屋久島環境文化村構想の推進	県内に産業廃棄物管理型最終処分場がないことから、本県における循環型社会の形成や地域産業の振興を図るため、公共関係による、産業廃棄物管理型最終処分場の整備を進める。	※	県内に産業廃棄物管理型最終処分場がないことから、本県における循環型社会の形成や地域産業の振興を図るため、公共関係による、産業廃棄物管理型最終処分場の整備を進める。	屋久島環境文化村整備推進事業	自然保護課	再掲	
								屋久島環境文化村中核施設管理運営委託事業	自然保護課	再掲	
奄美群島自然共生プランの推進	奄美の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である奄美群島自然共生プランに沿った事業の推進を図る。	※	奄美の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である奄美群島自然共生プランに沿った事業の推進を図る。	奄美群島自然共生事業	自然保護課	再掲					
				サンゴ礁保全対策事業	自然保護課	再掲					
				造林補助事業	森林経営課	再掲					
				森林病害虫防除事業	森づくり推進課	再掲					
				保全松林健全化整備事業	森づくり推進課	再掲					
				森林機能再生促進事業	森づくり推進課	再掲					
				観光かごしま大キャンパーン推進事業	観光課	85,000	6(2)				
				奄美パーク管理事業	観光課	145,455	6(3)				
				世界自然遺産登録連携推進事業	自然保護課	再掲					
				社会資本総合整備事業	生活排水対策室	再掲					
・汚水処理人口普及率	ブルーリバー21の推進	※	県生活排水処理施設整備構想に基づき、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備促進を図り、公共用水域の水質保全に努める。	農業集落排水施設整備促進事業交付金	生活排水対策室	57,833	9(7)				
				漁業集落排水施設の整備	漁港漁場課	再掲					
				合併処理浄化槽整備促進事業	生活排水対策室	477,292	9(8)				

環境指標	施策	施策の基本的方向	成果指標	主な事業名	所管課	決算額	記載No
・水質保全目標達成率 (COD・窒素・りん)	鹿兒島湾ブルー計画の推進	閉鎖性水域である鹿兒島湾の水質や水辺環境を将来にわたって良好に保全するため、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に、第4期鹿兒島湾ブルー計画に基づき総合的な水質保全対策を講じる。	※	第4期鹿兒島湾ブルー計画推進事業	環境保全課	再掲	
				社会資本総合整備事業	生活排水対策室	再掲	
				環境にやさしい養殖生産推進事業 さつまいも産地活性化推進事業 環境影響評価事業 循環型畜産確立対策推進事業	水産振興課 農産園芸課 環境林務課 畜産課	再掲 再掲 再掲 再掲	
	ダイオキシン類等化学物質対策の推進	ダイオキシン類による環境汚染防止対策を推進するとともに、排出量を削減するため、県廃棄物処理計画等に基づき、市町村の焼却施設の整備を促進する。	※	ダイオキシン類対策事業 廃棄物処理施設指導管理事業 規制管理事業	環境保全課 廃棄物・リサイクル対策課 環境保全課	再掲 再掲 再掲	
・家畜排せつ物適正処理率 ・エコファーマー認定者数 ・農業用廃プラスチック類再生処理率	環境と調和した農業の推進	農業の持続的な発展を図るとともに、消費者に安心できる農畜産物を提供するため、健全な土づくり、肥料・農薬の適正使用、家畜排せつ物や農業用廃プラスチック類の適正処理と再生処理等を促進し、本県の特徴を生かした環境と調和した農業の推進に努める。	※	環境と調和した農業推進事業	食の安全推進課	再掲	
				資源リサイクル畜産環境整備事業 資源循環型畜産確立対策推進事業 県単独試験事業	畜産課 畜産課 農業開発総合センター	再掲 再掲 47,518	
				環境と調和した栽培技術確立事業	食の安全推進課	37,291	
	環境学習ネットワークの構築	環境教育・環境学習の拠点となる施設ネットワーク化を図るとともに、環境情報を体系的に集積・管理し、迅速に提供すること等により、県民、事業者の自主的な実践活動や各主体が連携・協力した協働の取組を促進する。	※	屋久島環境文化村中核施設管理運営委託事業 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(環境学習指導者人材バンク事業) 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業(かごしまこども環境大臣事業)	自然保護課 地球温暖化対策課 地球温暖化対策課	再掲 再掲 再掲	

※「1 地球を守る脱温暖化への貢献」「2 地球に優しい循環型社会の形成」「3 自然あふれる癒しのかごしまづくり」の環境保全施策に関連させて該当箇所に記載してある。

(5) 環境保全に向けた取組

環境保全を進めていくために各主体がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで、相互に協力・連携しながら、環境保全活動に自主的・積極的に取り組むこととしている。各主体の役割と取組、環境へ配慮事項、計画の推進等については以下のとおりである。

1) 各主体の役割と取組

主体名	役割と取組
県	<p>県は、各主体と協力・連携し、地域特性に配慮した環境保全施策を総合的かつ計画的に実施する役割を持っている。</p> <p>各主体の環境保全に向けた取組の方向や役割分担等を設定・提示するとともに、各種制度の設定や社会資本の整備等により、その行動の基盤づくりに努め、各主体の自主的・積極的な環境保全活動や各主体が連携・協力した協働の取組を促進する。</p> <p>また、県自らも、地域における事業者・消費者としての立場から率先して環境保全に取り組む。</p>
市町村	<p>市町村は、住民に最も身近な行政機関であり、地域の環境特性を熟知している。</p> <p>地域の自然的・社会的条件に応じて、各主体に環境保全に向けた取組の方向や役割分担等を設定・提示するとともに、各種制度の設定や社会資本の整備等により、その行動の基盤づくりに努め、各主体の自主的・積極的な環境保全活動や各主体が連携・協力した協働の取組を促進することが期待される。</p> <p>また、国や県とも連携・協力して地域の環境保全に努めるとともに、市町村自らも地域における事業者・消費者としての立場から取組を率先して実行することが期待される。</p>
事業者	<p>事業者は、その事業活動に深く関わっている。</p> <p>様々な事業活動に際して環境への負荷の低減を努めるとともに、その能力を活かした環境保全活動の自主的・積極的な推進や官民共同の環境施策の効果的な展開、企業の社会的責任（CSR）に基づく環境に関する社会貢献活動を進めることが期待される。</p>
県民・NPOなど民間団体	<p>県民は、地域における環境づくりの中心的な役割を担っている。</p> <p>県民は、地域における環境づくりの中心的な役割を担っているが、日常生活一般による環境への負荷が増大しており、大量消費・大量廃棄型のこれまでのライフスタイルを見直す必要がある。</p> <p>このため、人と環境との関わりについて理解を深め、日常生活に起因する環境への負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていくため、環境保全活動を自主的・積極的に進めることや各主体が連携・協力した協働の取組が期待される。</p>

2) 環境への考え方

県や市町村、事業者等は、土地利用や事業の実施に当たっては、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮することとしている。

項目	考え方
土地利用	土地は、生活や生産活動の基盤であるとともに、現在及び将来における県民の限られた資源であるため、その適正な利用により環境の保全を図ることが重要である。 このため、土地を利用するに当たっては、その計画段階において、できるだけ早期に、当該地域の環境特性や環境配慮事項を把握することにより、環境への負荷の少ない土地利用を進めることが必要である。
各種事業の実施	県や市町村、事業者等が行う様々な事業は、社会資本整備や生活水準の向上に貢献しているが、その一方で、環境への影響が懸念される。これら事業の実施に当たり、環境への影響を最小限にとどめるよう環境に十分配慮することが必要である。

(6) 計画の推進

県は、この計画の推進体制等は以下のとおりである。

項目	内容
計画の推進体制	鹿児島県環境基本計画推進本部において、総合調整及び進行政管理を行う。
各主体の連携	この計画の実効性を確保するためには、すべての主体が一体となり、共通の認識のもとに自主的・積極的に取り組むため、県は、市町村との連携を図り、技術的な指導や情報の提供をはじめ、市町村との連絡協議の場を通じた意見交換等により強調・連携を強化する。 また、県は、県民やNPO、事業者の自主的な取組が行われるよう、この計画の周知や情報提供を図るとともに、各主体が連携・協力した協働の取組を促進する。
財政措置等	県は、この計画に掲げる施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、計画の進捗状況、環境の状況等を勘案しながら、必要な財政上の措置及びその他の措置を講じる。
計画の進捗状況の点検	県は、この計画の着実な実行を確保するため、この計画に掲げる施策の進捗状況を点検し、その結果を公表する。

この計画には参考資料として以下のものが添付されている。

- 環境指標
- 鹿児島県環境基本条例
- 鹿児島県環境基本計画推進本部設置要綱
- 鹿児島県環境基本計画改定の経緯
- 鹿児島県環境審議会委員名簿

2. 環境指標の推移

環境指標は、環境基本計画の各環境保全施策の中に記載されている目標値である。

また、環境の現状と施策の内容や成果を取りまとめたものを環境白書として公表しており、環境指標の最新数値は其中で公表されている。

平成 21 年度から平成 25 年度までの環境指標の推移及び平成 32 年度等の目標値は以下のとおりである。

なお、環境指標のうち一部については成果指標として設定されている。

(1) 脱温暖化への貢献(施策「温室効果ガス排出削減対策の推進」)

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
温室効果ガス排出量 (森林吸収分を含む)	万トン CO2	1,226	1,236	1,332	3 月公表 予定	—	835	地球温暖化対策課
地球温暖化対策実行計画策定市町村数		30	32	35	35	40	43	
太陽光発電導入量	kW	62,093	80,591	101,229	147,340	440,730	1,000,000	エネルギー政策課 ※
太陽熱利用量	kL	41,662	42,188	42,478	42,771	43,089	135,000	
風力発電導入量	kW	154,415	198,415	198,415	218,415	217,815	287,000	
バイオマス発電・熱利用	kL	14,609	14,824	14,237	13,967	—	—	
バイオマス発電	kL	—	—	—	—	57,550	89,000	
バイオマス熱利用	kL	—	—	—	—	129,147	131,000	
バイオマス燃料製造	kL	189	223	297	426	758	3,000	
中小規模水力発電	kW	1,586	1,586	1,586	1,584	—	—	
小水力発電 (1,000kW 以下)	kW	—	—	—	—	6,712	29,800	

※エネルギー政策課の環境指標については、平成 26 年 4 月に区分を見直し (併せて数値見直し)

※エネルギー政策課の環境指標は施策「新エネルギー導入への推進」でも環境指標とされている。

温室効果ガス排出量 (森林吸収分を含む) については、平成 32 年度の目標 835 万トンに向かって削減すべきであるが逆に増加している。太陽光発電導入量は、環境基本計画上の目標値は 592,000kW であったが、目標値を 1,000,000kW に上方修正している。

太陽光発電導入量については、「Ⅱ.3.(4)4) 施策「再生可能エネルギーの導入促進」に対する成果指標について」参照。

(2) 循環型社会の形成(施策「廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進」)

<循環型社会の形成>

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
一般廃棄物排出量(総量)※1	千トン	578	583	588	586	※2	491	廃棄物・リ サイクル 対策課
一般廃棄物排出量(一人一日当 たり)※1	g	914	926	936	939	※2	813	
一般廃棄物リサイクル率※1	%	17.0	17.1	16.6	16.1	※2	21.0	
一般廃棄物最終処分量※1	千トン	63	64	69	70	※2	47	
産業廃棄物排出量※1	千トン	—	8,504	—	—	—	8,334	
産業廃棄物リサイクル率(農業を除 く)※1	%	—	57.8	—	—	—	58.0	
産業廃棄物最終処分量(農業を除 く)※1	千トン	—	159	—	—	—	134	食の安全 推進課
農家用廃プラスチック類再生処理 率	%	72.1	74	76.1	76.1	76.7	80	
建設廃棄物再資源化率(アスファ ルト・コンクリート塊)	%	100	100	100	100	100	100	技術管理 室
建設廃棄物再資源化率(コンクリ ート塊)	%	100	100	100	100	100	100	
環境物品等調達方針(グリーン調達 方針)策定市町村数		2	2	2	2	2	43	地球温暖 化対策課

※1 目標数値は平成 27 年度。

※2 平成 27 年 3 月公表予定

一般廃棄物排出量(総量)、一般廃棄物排出量(一人一日当たり)、一般廃棄物最終処分量は、平成 27 年度目標に向けて削減すべきところだが、この 5 年間で逆に増加している。

一般廃棄物リサイクル率は、平成 27 年度目標に向けてアップさせるべきところだが、この 5 年間で逆に減少している。

廃棄物・リサイクル対策課の環境指標の一部については、成果指標としても設定されており、「Ⅱ.3.(4)4 施策「再生可能エネルギーの導入促進」に対する成果指標について」参照。

(3) 自然環境の保全・活用(施策「自然環境の保全・活用」)

項目		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
自然公園	指定箇所数		13	13	14	14	14	14	自然保護課
	指定面積	ha	85,812	85,812	86,141	86,141	86,141	100,000	
海城公園	指定箇所数		15	15	20	20	20	17	
	指定面積	ha	655	655	1,105	1,105	1,105	661	
保安林	指定面積	ha	60,061	60,702	61,140	61,322	61,717	67,605	森づくり推進課
多自然川づくり整備箇所数			38	43	46	69	69	39	河川課

自然公園の指定面積については、平成 32 年度目標に対する達成度は平成 21 年度 85.8%に対し平成 25 年度 86.1%で増加幅は小さい。「Ⅱ.3.(4)6)施策「自然環境の保全・活用」に対する成果指標について」参照。

保安林の指定面積については、平成 32 年度目標に対する達成度は平成 21 年度 88.8%に対し平成 25 年度 91.3%で増加幅は小さい。

(4) 緑の空間の保全・整備(施策「緑の空間の保全・整備」)

項目		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
都市公園等	指定面積	ha	1,854.9	1,879.0	1,892.6	1,900.81	1,925.5	2,080.0	都市計画課
	1人あたり面積	m ² /人	13.1	13.4	13.4	13.5	13.8	14.8	
緑の基本計画策定市町村数			5	5	6	6	6	35	
グリーンマスター(みどりの指導員)数		人	40	41	42	43	43	100	森づくり推進課

都市区域を有する全市町村=35

※グリーンマスター(みどりの指導員)数は、施策「環境教育・環境学習の推進」の環境指標としても設定されている。

グリーンマスター(みどりの指導員)数はこの5年間でほとんど増えていない。

(5) 水辺空間の保全・整備(施策「水辺空間の保全・整備」)

項目		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
リバーフロント整備箇所数			25	26	26	26	27	30	河川課
親水護岸整備箇所数	農業関係		26	26	26	26	26	30	農地整備課
	港湾会計		11	11	12	12	12	13	港湾空港課

(6) 景観の形成(施策「景観の形成」)

項目		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
電柱の地中化延長	県道※	m	20,770	21,200	21,340	21,650	22,160	22,180	道路維持課
	臨港道路	m	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,860	港湾空港課

※目標は平成 25 年度

平成 25 年度現在、目標は達成できていない。

(7) 大気環境の保全(施策「大気環境の保全」)

項目		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
大気汚染に係る環境基準の達成率(自然現象に起因するものを除く)	二酸化硫黄	%	100	100	100	100	100	100	環境保全課
	二酸化窒素	%	100	100	100	100	100	100	
	浮遊粒子状物質	%	100	100	100	100	100	100	
	微小粒子状物質	%	—	—	—	0	0	100	
	一酸化炭素	%	100	100	100	100	100	100	
	ベンゼン	%	100	100	100	100	100	100	
	トリクロロエチレン	%	100	100	100	100	100	100	
	テトラクロロエチレン	%	100	100	100	100	100	100	
	ジクロロメタン	%	100	100	100	100	100	100	

大気汚染に係る環境基準の達成率は、成果指標としても設定されており、

「Ⅱ.3.(4)11) 施策「大気環境等の保全」に対する成果指標について」参照。

(8) 水環境の保全(施策「水・土環境の保全」)

項目		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課	
水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目)の達成率	河川	BOD	%	97.7	95.3	97.7	97.7	92.9	100	環境保全課
		全亜鉛	%	—	—	100	100	100	100	
	湖沼	COD	%	75.0	100.0	75.0	100	75.0	100	
		全りん	%	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	100	
		全亜鉛	%	—	—	100.0	100	100	100	
	海域	COD	%	75.0	83.3	79.2	79.2	79.2	100	
		全窒素	%	100	100	100	100	100	100	
	全りん	%	100	100	100	100	100	100		
海水浴場としての適合率		%	100	100	100	100	100	100		
汚水処理人口普及率		%	68.5	69.9	71.7	73.3	75.2	100	生活排水対策室	

汚水処理人口普及率の目標設定年度はなし(将来像が 100%)

水質汚濁に係る環境基準の達成率は、成果指標としても設定されており、「Ⅱ.3.(4)10)

施策「水環境の保全」に対する成果指標について」参照。

(9) 化学物質の環境安全管理(施策「化学物質の環境安全管理」)

項目		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	大気	%	100	100	100	100	100	100	環境保全課
	公共用水域(水質)	%	100	100	100	100	100	100	
	公共用水域(底質)	%	100	100	100	100	100	100	
	地下水	%	100	100	100	100	100	100	
	土壌	%	100	100	100	100	100	100	
ダイオキシン類排出量見込み		g-TEQ/年	2.3	3.0	2.5	2.7	3.2	2.2	廃棄物・リサイクル対策課

ダイオキシン類に係る環境基準の達成率は、成果指標としても設定されており、「Ⅱ.3.(4)10) 施策「水環境の保全」に対する成果指標について」参照。
ダイオキシン類排出量見込みは、平成 32 年目標に向けて削減すべきところだが、この 5 年間で逆に増加している。

(10) 騒音・振動、悪臭等の防止(施策「騒音・振動、悪臭等の防止」)

項目		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
騒音に係る環境基準の達成率	騒音(一般)	%	88.6	84.8	84.4	86.2	92.0	100	環境保全課
	騒音(道路に面する地域)	%	96.9	97.4	96.8	95.3	95.4	98	
	航空機騒音	%	100	100	100	100	100	100	
	新幹線騒音	%	60	66.7	93.3	86.7	86.7	100	

新幹線騒音については、ここ 3 年間ほとんど改善されていない。
新幹線騒音については、「Ⅲ.10.(5)騒音・振動・握手対策事業」参照。

(11) 環境教育・環境学習の推進

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
こどもエコクラブ設置市町村数		35	36	36	36	36	43	地球温暖化対策課

※グリーンマスター数は、環境指標となっているが(4)で記載しているため、ここでは記載を省略した。
こどもエコクラブ設置市町村数は、ここ 5 年間で 1 市町村しか増加していない。

(12) 新エネルギー導入への推進

(1) で記載しているため、ここでの記載は省略する。

(13) 環境と調和した農業の推進(施策「環境と調和した農業の推進」)

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 (平成 32 年度)	担当課
家畜排せつ物適正処理率	%	99	99	99	99	99	100	畜産課
エコファーマー認定者数※	人	4,316	4,428	4,591	4,661	4,922	6,150	食の安全 推進課
農業用プラスチック類再生処理率	%	72.1	74.0	76.1	76.1	76.7	80	

※目標は平成 27 年度

エコファーマー認定者数については、平成 32 年度目標に対する達成度は平成 21 年度 70.1%に対し平成 25 年度 80.0%で同様の増加率で推移すれば目標を達成しないと思われる。

エコファーマーについては、「Ⅲ.9.(6)環境と調和した農業推進事業」参照。

3. 環境に関する行政評価について

(1) 行政評価の定義、内容、目的

総務省では「行政評価」を「政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの」というように位置づけている。

県では、「Plan（企画・立案）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善）」システムを確立するとともに、一連の情報をわかりやすい形で県民に公表することとしており、平成 15 年度から行政評価を実施している。

その目的は次の事項の実現を図ることである。

- (1) 施策・事業の効果的、効率的、計画的な推進
- (2) 行政の説明責任の徹底
- (3) 効率的で質の高い行政の実現
- (4) 成果重視の行政の実現

県の行う行政評価は、「成果指標の設定は妥当であるか」「設定した成果指標は達成できているか」「結果としてどのような成果があったか」の視点から、実施するテーマ・施策・事業について以下のことを検証評価するものである。

- ・成果指標の設定
- ・成果指標を達成するための各事業の執行
- ・成果指標の達成状況の確認
- ・各施策の必要性の有無・達成度・妥当性等
- ・まとめ（評価結果）として施策推進上の課題と今後の方向性

(2) 行政評価の流れと行政評価監視委員会

行政評価はまず、所管部局がテーマ・施策・事業の成果を評価し、その評価に対して行政評価監視委員会が審査を行った上で県として最終評価を行っている。

行政評価監視委員会とは、県が平成 17 年度から行政評価を客観性や専門性を高めるために関係部局が実施した評価を検証するために 7 名の外部有識者より構成される委員会であり、その流れの概要は下表のとおりである。

ここでは平成 25 年度を示すが、評価の流れは日付こそ違え、平成 26 年度も同様である。

日付	県の施策実施部局	行政評価監視委員会	
		開催回数	内容
平成25年4月～7月	関係部局において一次評価を実施		
平成25年7月		第1回	県の施策実施部局で行った一次評価による評価内容を審査
平成25年8月		第2回	
平成25年8月	委員会の審査内容を踏まえて施策の二次評価を決定		
平成25年8月		第3回	二次評価結果の報告及び意見・提言骨子案の審査
平成25年10月		第4回	意見・提言の取りまとめ
平成25年11月			意見提言書の知事への提出
平成25年11月	行政評価監視委員会からの提言書の提出を受けて行政評価の結果を公表		

(3) 平成25年度、26年度に行った行政評価のテーマ

平成25年度、26年度では、当年度の包括外部監査のテーマである「鹿児島県の環境施策に関する事業の管理及び財務事務の執行について」に関する環境分野のテーマを対象としている。

年度	テーマ	施策
平成25年度	地球を守る脱温暖化への貢献	温暖化防止に向けた気運の醸成
		温室効果ガス排出削減対策の推進
		森林の整備・保全の推進
		再生可能エネルギーの導入促進
	地球にやさしい循環型社会の形成	地球にやさしい循環型社会の形成
平成26年度	自然あふれる癒しのかごしまづくり	自然環境の保全・活用
		奄美群島の世界自然遺産登録の推進
		屋久島環境文化村構想の推進
		野生生物の保護管理の推進
		大気環境等の保全
		水環境の保全

1) 平成25年度行政評価に係る意見・提言

平成25年11月に公表された行政評価監視委員会の「意見・提言」では上述のように2つのテーマ5つの施策について審査を行っているが、ここでは次に記述する「施策事業におけるPDCAサイクルの実施」と「県の行政評価の現状」の理解のために下の部分に関する意見・提言とそれに対する県の平成26年度の対応状況のみを記載した。

- ・テーマ1：「地球を守る脱温暖化への貢献」

- ・施策：「温暖化防止に向けた気運の醸成」
- ・事業：子どもに対する環境学習支援

なお、他の部分の詳細に関しては県のHPを参照されたい。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ab02/kensei/gyokaku/hyokaseido/h25gyouseihyouka/kansiiinnkai.html>

テーマ1：「地球を守る脱温暖化への貢献」

施策名：「温暖化防止に向けた気運の醸成」について

ア：子どもに対する環境学習支援

地球温暖化防止に向けた気運の醸成を図るためには、家庭や学校等において自ら進んで環境問題に取り組む人材を育成することが重要であり、そのためには、子どもたちに環境学習の機会を与えるだけでなく、子どもたちが積極的に環境学習を利用するような仕掛けが必要であると考えられる。

このため、環境学習への参加が夏休みの宿題に活用できるなど子どもたちの意欲的な取組が期待できる内容づくりや、保護者や教員等への参加の働きかけ、活発な活動を行っている団体との情報交換などを行い、子どもたちが利用したくなるような仕組みを検討されたい。

平成26年度の対応状況

①平成26年度に調査旅費を確保し、こどもエコクラブの市町村事務局やエコクラブを実施している小学校教諭、活発に活動しているエコクラブとの意見交換を通じ、子どもたちの環境学習の状況や学校の取組状況を、現在調査している。

今後、この調査結果を踏まえ、環境学習への参加の夏休みの宿題への活用可能性など、子供たちが参加しやすい環境学習の仕組みや手法について検討し、平成27年度予算要求に反映させ、効果的な仕組みづくりに努めていくこととしている。

②小・中学校の教諭や保護者への参加働きかけについては、エコクラブを実施している小学校教諭等との意見交換を踏まえ、教育委員会と連携して行っていく予定。

2) 平成26年度行政評価に係る意見・提言

上で述べたように平成26年度の行政評価監視委員会では1つのテーマ6つの施策を審議し、平成26年10月「意見・提言」を県に提出した。その結論部分を抜粋して記載した。

なお、詳細については県のHPを参照されたい。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ab02/kensei/gyokaku/hyokaseido/h26gyouseihyouka/kansiiinnkai.html>

テーマ：「自然あふれる癒しのかごしまづくり」

行政間での連携を一層図るとともに、県民・NPO等が、相互に、また、行政と連携しやすい環境づくりに努めることにより、すべての主体が一体となり、共通認識のもとに、環境保全活動等に自主的・積極的に取り組めるようにし、「自然あふれる癒しのかごしま」を実現するよう努められたい。

施策名：「自然環境の保全・活用」について

ア．自然公園の適正利用と自然保護思想の普及啓発の充実

自然と人が共生するためのルールを多くの人々に理解してもらう教育や公園内での違反事例の公表方法に工夫を加えるなど普及啓発活動の充実を検討されたい。

イ．オニヒトデの駆除の推進

今後とも国、市町村、関係団体等と連携して調査や情報収集を行うなど、オニヒトデの駆除に努められたい。

施策名：「奄美群島の世界自然遺産登録の推進」について

ア．地元と一体となった取組の推進

住民の理解を促進するなど、地元寄り添った取組が一層進められるよう努められたい。

イ．世界自然遺産登録に向けた県全体の気運の醸成

県全体の世界自然遺産登録に向けた気運の醸成が図られるような取組や啓発活動を推進するよう努められたい。

施策名：「屋久島環境文化村構想の推進」について

ア．中核施設の利用促進に向けた取組の推進

広く国内外への情報発信に努め、文化村センターでは外国語による展示等の充実やリピーターを増やすための取組、文化研修センターでは住民を対象にした学習機会の一層の充実を図るよう取り組まれたい。

イ．屋久島環境文化財団実施事業の展開の工夫

現在行っている里のエコツアーなど地域と一体となった取組がより一層進められるよう、県としても連携に努められたい。また、同財団が公益法人としての許容範囲内で収益的な自主事業を展開できるよう必要な助言・支援を行われたい。

施策名：「野生生物の保護管理の推進」について

ニホンジカの適正管理に向けた新たな捕獲体制の整備等の充実

専門的捕獲従事者の育成の充実を図るとともに、新たな捕獲手法の導入を検討されたい。

施策名：「水環境の保全」について

ア．石油貯蔵施設の被災時を想定した環境分野からのアプローチ

災害が起こった場合の対応力のレベルアップが図られるよう環境視点から定期的にチェックするとともに、関係機関との連絡体制の充実を図られたい。

イ．水質保全対策の取組推進

十全な監視活動を進め、市町村、NPO等と一体となって水質保全を含めた環境教育の充実に向けた取組の推進にも努められたい。

Ⅱ その他行政評価制度に対する意見

行政評価のあり方

行政評価において、県が実施している施策・事業について検証するに当たっては、県自らが行うべきかとの視点のみならず、市町村や民間団体との役割分担を踏まえた評価となるよう努められたい。

(4) 施策に対する成果指標の概要

各施策に対する成果指標の概要は以下のとおりである。なお「成果指標及びその達成状況」については、所管課に確認し最新の数値を加筆している。

1) 施策「温暖化防止に向けた気運の醸成」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
温暖化防止に向けた気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもエコクラブ会員数 ・かごしま環境パートナーズ協定締結企業数 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民運動推進事業 ・地球温暖化対策制度検討事業 ・こども環境学習支援事業 ・かごしまこども環境大臣事業 ・環境学習指導者人材バンク事業 ・県庁舎環境配慮推進事業 ・環境にやさしい「かごしま木の家」推進事業 ・森林にまなびふれあう推進事業（再掲）

② 成果指標の概要

a. こどもエコクラブ会員数

成果指標	こどもエコクラブ会員数				
成果指標の設定理由	こどもエコクラブは、こども環境学習支援事業等の実施を通じ、子どもたちの主体的な環境学習や環境保全活動の取組を促すものであり、こどもエコクラブの会員数を確保することは、温暖化防止に向けた気運の醸成の実現につながることから当該指標を設定した。				
目標値(参考値)の設定根拠	こどもエコクラブは平成7年にスタートし、平成18年度にはじめて会員数が2,000人を超え、平成21年度まで同規模で推移していることから、それを維持することを目指して、各年度の目標値を2,000人として設定した。				
成果指標及びその達成状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	目標値(参考値)	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
	実績値	1,895人	1,928人	1,631人	2,114人
	達成度	94.8%	96.4%	81.6%	105.7%
	全国平均	3,682人	3,168人	2,506人	2,161人
	九州平均	2,193人	2,147人	1,440人	1,217人

b. かがしま環境パートナーズ協定締結企業数

成果指標	かがしま環境パートナーズ協定締結企業数				
成果指標の設定理由	かがしま環境パートナーズ制度は、県と企業が協定を結び、協力して環境保全活動に取り組む制度であり、企業との協定締結を進め、協働による環境保全対策の取組を推進することは、温暖化防止に向けた気運の醸成の実現につながることから当該指標を設定した。				
目標値(参考値)の設定根拠	かがしま環境パートナーズ制度創設の平成 20 年度から 10 年間で 30 社との協定締結を目標として設定した。(前半 5 年間の平成 20 年度～平成 24 年度で 20 社、後半 5 年間の平成 25 年度～平成 29 年度で 10 社)				
成果指標及びその達成状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値(参考値)	12 社	16 社	20 社	22 社
	実績値	19 社	19 社	19 社	19 社
	達成度	158.3%	118.8%	95.0%	86.4%

2) 施策「温室効果ガス排出削減対策の推進」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
温室効果ガス排出削減対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島における電気自動車・充電器導入数 ・かがしまエコファンド制度によるカーボン・オフセット件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・かがしま低炭素社会モデル創造事業(屋久島) ・屋久島電気自動車普及促進支援事業 ・屋久島 CO2 フリーの島づくり情報発信事業 ・屋久島電気自動車導入事業 ・屋久島地域づくり促進事業 ・かがしまエコファンド推進事業 ・エコ通勤普及推進事業 ・省エネライフ推進事業

② 成果指標の概要

a. 屋久島における電気自動車・充電器導入数

成果指標	屋久島における電気自動車・充電器導入数
成果指標の設定理由	県は、再生可能エネルギーである水力の豊富な屋久島において、二酸化炭素の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくり(屋久島 CO2 フリーの島づくり)を目的に、モデル性や情報発信性の高い取組を行っている。その取組のシンボリックな事業として、電気自動車の導入を促進しており、平成 22 年度からは、電気自動車や充電器に係る導入経費の一部に対して助成を行っていることから、当該指標を設定した。

目標値(参考値)の設定根拠	<p>平成 22 年度に屋久島において電気自動車及び電気自動車用充電器の導入を促進するに当たり、平成 25 年度までの短期的な普及導入目標台数を電気自動車を 150 台、普通充電器 100 台として定めたことからその達成をめざし、平成 25 年度累計目標値に設定。</p> <p>(参考) 導入した電気自動車の年間走行距離から、平成 22 年度は 22t、平成 23 年度は 64t、平成 24 年度は 132t の CO2 が削減できたと推測される。</p>				
成果指標及びその達成状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値(参考値)	①電気自動車導入経費の助成 150 台			
		②電気自動車充電器導入経費の助成 100 台			
	実績値	①29 台	①70 台	①120 台	①150 台
		②16 台	②23 台	②28 台	②29 台
	達成度	①19.0%	①46.7%	①80.0%	①100.0%
②16.0%		②23.0%	②28.0%	②29.0%	
「実績値」の台数は前年度以前の分まで含めた累計である。					

また、上記成果指標とは別に地球温暖化対策課は本事業における CO2 排出削減量を把握するための内部資料を作成している。

(1)平成 25 年度における CO2 排出削減効果

県及び県公用車を含め、平成 25 年度までに導入された 145 台について、平成 25 年度の走行実績から CO2 削減量を試算したところ、約 180t (杉 (50 年生人工林【鹿児島県】1 本の一年間の吸収量 (11kg-CO2) で換算して約 16,746 本分に相当) の削減効果があったものと考えている。

区分	台数	平成 25 年度 実走行距離	ガソリン 車燃費	ガソリン 排出係数	削減された CO2 排出量
県公用車	7 台	44,742km	19.8km/ℓ	2.32kg- CO2/ ℓ	5,242kg- CO2
町公用車	1 台	6,662km			780kg- CO2
個人・事業者	137 台	1,520,734km			178,187kg- CO2
合計	145 台	1,572,138km			184,209kg- CO2

(2) 平成 26 年度における CO2 排出削減効果の推計

電気自動車の導入台数の増加率から、平成 26 年度の CO2 排出量を推計

区分	平成 25 年度		平成 26 年度
台数	145 台	+ 40 台	185 台
CO2 削減量	184,209kg- CO2	184,209×185 台/145 台⇒	235,025kg- CO2

b. かがしまエコファンド制度によるカーボン・オフセット件数

成果指標	かがしまエコファンド制度によるカーボン・オフセット件数																		
成果指標の設定理由	かがしまエコファンド制度は、県内における事業活動や社会活動において発生する温室効果ガスのうち、自ら削減できない排出量について、森林整備による二酸化炭素吸収量の埋め合わせ（カーボン・オフセット）を行う取組であり、この制度の普及を図ることにより、事業者・県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進することにつながることから、当該指標を設定した。																		
目標値（参考値）の設定根拠	<p>県地球温暖化対策推進条例に基づく特定事業者等（約 130 事業者）が、県地球温暖化対策実行計画の計画期間中（平成 23 年度～32 年度）に、平均 2 件のカーボン・オフセットに取り組むことを目標値（$130 \times 2 \div 10$）として設定した。</p> <p>特定事業者とは事業活動に伴い、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者</p>																		
成果指標及びその達成状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値（参考値）</td> <td>26 件</td> <td>26 件</td> <td>26 件</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>15 件</td> <td>22 件</td> <td>49 件</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>58%</td> <td>85%</td> <td>188%</td> </tr> </tbody> </table>				平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標値（参考値）	26 件	26 件	26 件	実績値	15 件	22 件	49 件	達成度	58%	85%	188%
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度																
目標値（参考値）	26 件	26 件	26 件																
実績値	15 件	22 件	49 件																
達成度	58%	85%	188%																

3) 施策「森林の整備・保全の推進」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
森林の整備・保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐面積 ・森林とのふれあい推進事業への参加人数 ・森林ボランティア登録者数 	<p>【間伐の実施に関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林補助事業 ・森林整備・林業木材産業活性化推進事業 <ul style="list-style-type: none"> －ふるさとの森再生事業 ・森林をまもりそだてる整備事業 <ul style="list-style-type: none"> －森林環境整備事業 －里山林機能回復事業 －地域森林環境づくり促進事業 －木のあふれる街づくり事業 <p>【県民の森林づくり参加の推進に関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林にまなびふれあう推進事業 <ul style="list-style-type: none"> －森林とのふれあい事業 －未来につなぐ森林環境教育推進事業 －多様な主体による森林づくり推進事業

② 成果指標の概要

a. 間伐面積

成果指標	間伐面積					
成果指標の設定理由	京都議定書において間伐等の適切な整備がなされている森林を森林吸収源として認めていることから、国においては京都議定書の目標達成に向け、森林吸収量を 1,300 万炭素トンとし、平成 24 年度までに 330 万 ha の間伐を実施することとされた。県においては、平成 20 年 3 月に「間伐推進 5 カ年計画」を作成し、平成 24 年度までで 42,000ha の間伐実施を目標としていることから、間伐面積を成果指標とした。					
目標値(参考値)の設定根拠	平成 20 年 3 月に作成した「間伐推進 5 カ年計画」では、5 カ年で 42,000 ha の間伐実施を目標値としていることから、その年間目標値である、8,400ha を指標の目標値とした。					
成果指標及びその達成状況		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値(参考値)	8,400ha	8,400ha	8,400ha	8,400ha	7,000ha
	実績値	8,277ha	8,722ha	7,177ha	5,120ha	5,270ha
	達成度	98%	104%	85%	61%	75%

平成 21 年度から 24 年度までの「目標値(参考値)」は「間伐推進 5 か年計画(平成 20 年度～24 年度)」における間伐計画量 42,000ha の単年度当たりの数値、平成 25 年度の「目標値(参考値)」は「生き生き間伐推進 5 箇年計画(平成 25 年度～29 年度)」における間伐計画量 35,000ha の単年度当たりの数値である。「造林補助事業」、「ふるさとの森再生事業」、「森林環境整備事業」等の複数の事業を通じて目標達成を図るものである。また、両計画量間の減少は、森林の齢級が平均的に上昇し、間伐対象森林が減少していることによるものである。

なお、平成 25 年度の「目標値(参考値)」7,000ha の地域別内訳、「実績値」5,270ha の事業別内訳は下表のとおりである。

平成 25 年度の「目標値（参考値）」7,000ha の地域別内訳（単位：ha）

区分	間伐計画量	単年度当たり
鹿児島地域振興局	3,580	716
南薩地域振興局	4,700	940
北薩地域振興局	7,110	1,422
始良・伊佐地域振興局	8,650	1,730
大隅地域振興局	7,640	1,528
熊毛支庁	3,320	664
合計	35,000	7,000

平成 25 年度の「実績値」5,270ha の事業別内訳（単位：ha）

区分	間伐計画量
造林補助事業	3,561
ふるさとの森再生事業	525
森林環境税関係事業	831
その他	353
合計	5,270

b. 「森林とのふれあい推進事業」への参加者数

成果指標	「森林とのふれあい推進事業」への参加者数
成果指標の 設定理由	県民の森林や林業に対する意識の醸成を図るため、県民に森林とのふれあいや森林整備を体験する機会を提供し、その参加を促進することが必要であることから、当該参加者数を指標とした。
目標値(参考 値)の設定根 拠	イベント会場の収容規模等を勘案し、毎年 8,500 名程度の参加を目安とする。 みどりの感謝祭（2,000 名、会場（県民の森）の収容規模から設定） 九州森林の日の活動（500 名、植栽活動の規模から設定） 森林の体験活動支援事業（6,000 名、過去の参加者数から設定）

成果指標及びその達成状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
	目標値 (参考値)	8,500 名	8,500 名	8,500 名	8,500 名	
	実績値	みどりの感謝祭	2,000 名	2,500 名	2,000 名	2,000 名
		九州森林の日の活動	500 名	500 名	500 名	80 名
		森林の体験活動支援事業	5,776 名	9,124 名	7,446 名	7,129 名
	計	8,276 名	12,124 名	9,946 名	9,209 名	
	達成度	97%	143%	117%	108%	

c. 森林ボランティアの登録者数

成果指標	森林ボランティアの登録者数				
成果指標の設定理由	県民参加による森林整備を推進していくためには、森林ボランティアの活動実績を増やす必要があることから、森林ボランティアの登録者数を指標とした。				
目標値(参考値)の設定根拠	平成 18 年度の行政評価監視委員会において、森林ボランティア登録者数を 22 年度目標値 1,000 名で設定した。(ボランティア活動最少人数を 10 名で設定し、一つの地域を旧市町村単位で活動することを目標にした場合、 $10 \times 96 \div 1,000$ 名) 1,000 名はすでに達成しているが、県民参加の森林づくりを推進していくためにはさらにボランティアの活動が必要なことから、今後の目標を倍の 2,000 名とした。				
成果指標及びその達成状況		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値 (参考値)	1,000 名	2,000 名	2,000 名	2,000 名
	実績値	1,285 名	1,321 名	1,412 名	1,497 名
	達成度	129%	66%	71%	75%

4) 施策「再生可能エネルギーの導入促進」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電の導入量	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等普及推進事業 ・再生可能エネルギー普及啓発事業 ・再生可能エネルギーフェア事業 ・再生可能エネルギー製品展示事業（県庁エコガーデン） ・新エネルギー導入ビジョン等改訂事業

② 成果指標の概要

a. 太陽光発電の導入量

成果指標	太陽光発電の導入量					
成果指標の設 定理由	<p>県新エネルギー導入ビジョンにおいて、太陽光を新エネルギーの核として位置づけているところであり、太陽光発電設備等普及推進事業等の事業実施により、「成果指標」が向上し、当該成果指標の向上は、「再生可能エネルギーの導入促進」という施策の目的の実現につながることから、当該目標を設定した。</p>					
目標値（参 考値）の設 定根拠	<p>本県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を推進するために策定した鹿児島県新エネルギー導入ビジョンにおいて、設定された目標値を成果指標とする。平成 22 年度の目標値については、平成 13 年度に策定した新エネルギー導入ビジョンにおいて設定された目標年度及び目標値。</p> <p>平成 22 年度に改定した新エネルギー導入ビジョン（目標年度：平成 32 年度）においても目標値は設定しているが、年度別の目標値は設定していない。</p> <p>なお、新エネルギー導入ビジョン改定後に福島第一原発の事故等が発生したことから、今後示される国のエネルギー基本計画等を踏まえて、新たな導入目標の設定など、県ビジョンの見直しを行うこととしている。</p>					
成果指 標及 び その 達 成 状 況		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値 (参考値)	83,000kW	83,000kW	592,000kW	592,000kW	592,000kW
	実績値	62,093kW	80,591kW	101,229kW	147,340kW	440,730kW
	達成度	74.8%	97.1%	17.1%	24.9%	97.1%

上表の成果指標は個人が住宅に設置する太陽光発電設備に関する本事業以外に事業者が使用する太陽光発電設備やメガソーラー（出力 1,000kW 以上）も含まれており、平成 32 年度の導入目標 592,000kW もこれらの合算である。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、太陽光発電の設置が著しく増加したことにより、県は平成 26 年度において当該目標を 1,000,000kW に引き上げた。

5) 施策「地球にやさしい循環型社会の形成」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
地球にやさしい循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民一人一日当たりごみ排出量 ・ 一般廃棄物リサイクル率 ・ 産業廃棄物排出量 ・ 産業廃棄物リサイクル率（農業を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> 【廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進】 ・ ごみ減量化・リサイクル等推進事業 ・ 廃棄物処理施設指導監督事業（事業費 100 万円未満） ・ 海岸漂流物地域対策推進事業（事業費 100 万円未満） ○ 産業廃棄物に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> 【廃棄物の減量化及びリサイクルの推進】 ・ 産業廃棄物循環型社会推進事業 ・ 産業廃棄物税効果検証事業 【廃棄物の適正処理の推進】 ・ 産業廃棄物指導管理事業 ・ 産業廃棄物処理対策事業 ・ 産業廃棄物適正処理推進事業 ・ エコパークかごしま（仮称）整備促進事業 ・ 産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金造成事業 ・ PCB 廃棄物処理基金造成事業(法定受託事務等) ・ フロン対策推進事業（事業費 100 万円未満）

② 成果指標の概要

a. 県民一人一日当たりごみ排出量

成果指標	県民一人一日当たりごみ排出量
成果指標の設定理由	県廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物の排出抑制並びにリサイクルの推進に係る事業の実施により、『県民一人一日当たりごみ排出量』が抑制され、『一般廃棄物リサイクル率』が向上することは、「地球にやさしい循環型社会の形成」という施策の目的の実現につながる。
目標値(参考値)の設定根拠	平成 25 年度目標値 (813g) は、平成 23 年 3 月に策定した県廃棄物処理計画において定めた平成 27 年度の目標値である。

成果指標及びその達成状況		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
	目標値 (参考値)					813g
	実績値	914g	926g	936g	939g	
	達成度	88.9%	87.8%	86.9%	86.6%	

b. 一般廃棄物リサイクル率

成果指標	一般廃棄物リサイクル率					
成果指標の設定理由	県廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物の排出抑制並びにリサイクルの推進に係る事業の実施により、『県民一人一日当たりごみ排出量』が抑制され、『一般廃棄物リサイクル率』が向上することは、「地球にやさしい循環型社会の形成」という施策の目的の実現につながる。					
目標値(参考値)の設定根拠	平成 25 年度目標値 (21.0%) は、平成 23 年 3 月に策定した県廃棄物処理計画において定めた平成 27 年度の目標値である。					
成果指標の推移		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
	目標値 (参考値)					21.0%
	実績値	17.0%	17.1%	16.6%	16.1%	
	達成度	81.0%	81.4%	79.0%	76.7%	

c. 産業廃棄物排出量

成果指標	産業廃棄物排出量					
成果指標の設定理由	県廃棄物処理計画に基づく産業廃棄物の排出抑制並びにリサイクルの推進に係る事業の実施により、『産業廃棄物排出量』が抑制され、『産業廃棄物リサイクル率(農業を除く)』が向上することは、「地球にやさしい循環型社会の形成」という施策の目的の実現につながる。					
目標値(参考値)の設定根拠	平成 25 年度目標値 (8,334 千トン) は、平成 23 年 3 月に策定した県廃棄物処理計画において定めた平成 27 年度の目標値である。					
成果指標及びその達成状況		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
	目標値 (参考値)					8,334 千トン
	実績値	8,388 千トン	8,471 千トン	8,408 千トン	現在県にて集計中	
	達成度	99.4%	98.4%	99.1%	—	

d. 産業廃棄物リサイクル率（農業を除く）

成果指標	産業廃棄物リサイクル率（農業を除く）					
成果指標の設定理由	県廃棄物処理計画に基づく産業廃棄物の排出抑制並びにリサイクルの推進に係る事業の実施により、『産業廃棄物排出量』が抑制され、『産業廃棄物リサイクル率（農業を除く）』が向上することは、「地球にやさしい循環型社会の形成」という施策の目的の実現につながる。					
目標値（参考値）の設定根拠	平成 25 年度目標値（58.0%）は、平成 23 年 3 月に策定した県廃棄物処理計画において定めた平成 27 年度の目標値である。 なお、農業を除く産業廃棄物リサイクル率を設定しているのは、本県の産業廃棄物排出量に占める農業の家畜ふん尿の割合が約 7 割と高いことに併せて、そのほとんどが減量化、有効利用されていることなど、他の産業廃棄物に比べ特異であることから農業を除いているものである。					
成果指標及びその達成状況		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
	目標値（参考値）					58.0%
	実績値	56.7%	57.5%	57.6%	現在県にて集計中	
	達成度	97.8%	99.1%	99.3%	—	

6) 施策「自然環境の保全・活用」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
自然環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> 県土面積に対する自然公園の指定割合 自然公園における違反処理件数 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全対策事業 自然公園等管理事業 自然公園対策事業 自然資源調査事業

② 成果指標の概要

a. 県土面積に対する自然公園の指定割合

成果指標	県土面積に対する自然公園の指定割合				
成果指標の設定理由	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした制度であり、まさに、自然環境の保全と活用を実現するものである。 こうした自然公園の指定に当たっては、自然環境が優れていることと県民の理解を得ることがともに必要であることから、自然環境の保全・活用の指標設定に適切であると判断した。				
目標値(参考値)の設定根拠	県土面積に対する自然公園の指定割合の目標を平成 35 年に全国平均の 14.4%とする。なお、平成 26 年 3 月策定の生物多様性鹿児島県戦略(計画期間：平成 26 年度～平成 25 年)においても、平成 35 年度に 14.4%にすることを目標としている。				
成果指標の推移	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 35 年度
	目標値				14.4%
	実績値	9.3%	9.4%	9.4%	
	達成度				
	全国平均	14.4%	14.4%	14.4%	
	九州平均	16.7%	16.8%	16.8%	

b. 自然公園における違反処理件数

成果指標	自然公園における違反処理件数			
成果指標の設定理由	自然公園では、特別保護地区や特別地域を指定することで、工作物の設置等、一定の行為については許認可を受けることとされている。このため、自然公園内において法令違反が発生しないことは、県民や事業者による意識向上が必要であり、自然環境の保全にもつながることから、自然環境の保全・活用の指標設定に適切であると判断した。			
目標値(参考値)の設定根拠	法令違反は 1 件でもあるべきではないため、目標は 0 件とした。			
成果指標の推移	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値	0 件	0 件	0 件
	実績値	4 件	4 件	4 件

7) 施策「奄美群島の世界自然遺産登録の推進」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
奄美群島の世界自然遺産登録の推進	<ul style="list-style-type: none"> 奄美群島の世界自然遺産登録 奄美群島エコツアー認定ガイド数 	<ul style="list-style-type: none"> 奄美群島自然共生事業 奄美野生生物保護促進事業 世界自然遺産登録連携推進事業 奄美群島世界自然遺産登録推進事業

② 成果指標の概要

a. 奄美群島の世界自然遺産登録

成果指標	奄美群島の世界自然遺産登録
成果指標の設定理由	世界自然遺産の登録には、4つの評価基準の1つ以上を満たす世界的に類い希な価値を有すること、法的措置等によりその価値の保護・保全が十分担保されること等が必要であり、登録により、本県の自然の保全等が世界的な基準で担保されるとともに、世界的な価値があると認められた自然の適切な活用により、人々に癒しを与えることができる。 このように、世界自然遺産登録自体が、テーマの達成に直結することから、世界自然遺産登録を成果指標とする。 県としては、平成28年6月の世界自然遺産登録を目標としている。
目標値（参考値）の設定根拠	同上
成果指標の推移	平成28年6月登録

b. 奄美群島エコツアー認定ガイド数

成果指標	奄美群島エコツアー認定ガイド数																								
成果指標の設定理由	奄美群島の世界自然遺産登録においては、観光の管理及び質の向上に係る取組が必要であり、講習、試験等を経て認められる「認定ガイド」は、これらの取組に重要な役割を果たすものであることから、認定ガイド数を成果指標とする。																								
目標値（参考値）の設定根拠	奄美群島の世界自然遺産登録において、観光の管理及び質の向上に係る取組が必要であることから、現在のガイドを、講習や試験等の実施で育成し、認定する「認定ガイド」の「認定ガイド数」を指標とする。なお、「認定ガイド数」は、本年度から平成30年度までの奄美群島振興開発計画においても数値目標としている。 認定ガイドは現時点では存在せず、平成27年度末に第1回認定を行う予定。参考として平成25年度までの実績値には、「※各島エコツアーガイド連絡協議会に所属するガイド数」を記載している。今後、同協議会に所属するガイド等が、講習、試験等を経て認定ガイドとして育成されることとなる。 ※エコツアーガイド連絡協議会とは、自然や文化の保全等を図るため活動を通じた地域振興と社会的地位の確立を目的に奄美大島・喜界島・徳之島・沖永良部島等のそれぞれで設立されている。																								
成果指標の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>※32</td> <td>※59</td> <td>※62</td> <td></td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「各島エコツアーガイド連絡協議会に所属するガイド数」</p>					年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成30年度	目標値				50	実績値	※32	※59	※62		達成度	—	—	—	—
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成30年度																					
目標値				50																					
実績値	※32	※59	※62																						
達成度	—	—	—	—																					

8) 施策「屋久島環境文化村構想の推進」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
屋久島環境文化村構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・里のエコツアーを開催した集落数 ・屋久島環境文化研修センターで実施した「環境学習」の受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島環境文化村整備推進事業 ・屋久島環境文化村中核施設管理運営受託事業

② 成果指標の概要

a. 里のエコツアーを開催した集落数

成果指標	里のエコツアーを開催した集落数																				
設定根拠	「里のエコツアー」は「屋久島環境文化村構想」の先導的な事業である「環境学習」の一つであり、また、地域住民が地域の歴史、文化などを見直すことにより地域の魅力を再発見し、人と自然が共生する地域づくりにつながるものである。「屋久島環境文化財団」のこれまで培ったノウハウを生かしながら、コーディネートし実施している。「里のエコツアー」への参加により、地域における人と自然のかかわりなどを島内外の方々が体験することができ、人と自然が共生する社会づくりについての理解を深めることにつながり、「屋久島環境文化村構想」が推進されることから、当該指標を設定した。																				
目標値（参考値）の設定根拠	平成 23 年度に 5 つの集落と屋久島町、屋久島環境文化財団により「里めぐり推進協議会」を設立し、同協議会において平成 24 年度から「里のエコツアー」の受け入れを始めたところであり、現在、この取組の拡充を図っているところである。今後「里のエコツアーを開催した集落数」を現状の倍に増やすことを目標として、目標値を設定した。																				
成果指標の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>(10)</td> <td>(10)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>目標値は平成 26 年度からであるが平成 24 年度からの達成度の参考とした。</p>	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標値	—	(10)	(10)	10	実績値	—	5	5		達成度	—	50%	50%	
年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																	
目標値	—	(10)	(10)	10																	
実績値	—	5	5																		
達成度	—	50%	50%																		

b. 屋久島環境文化研修センターで実施した「環境学習」の受講者数

成果指標	屋久島環境文化研修センターで実施した「環境学習」の受講者数
設定根拠	「環境学習」は「屋久島環境文化村構想」の先導的な事業であり、屋久島という固有の自然環境の中にある屋久島環境文化研修センターで、「環境学習」を受講することは、歴史的につくり上げられてきた自然と人間とのかかわりを学ぶことに深くつながる。また、「屋久島環境文化村構想」が多くの受講者に理解されることで、同構想を島内外へ情報発信することに繋がり、「屋久島環境文化村構想」が推進されることから、当該指標を設定した。

目標値（参考値） の設定根拠	屋久島環境文化研修センターの宿泊室は4人部屋が10室、2人部屋が5室あるが、この宿泊室のうち、4人部屋を2人で、2人部屋を1人で利用する形態（合計25人利用）で、週5日間利用するとした場合の年間の宿泊者数を受講者数の目標値と設定した。これは、過去最多の利用者数となった平成24年度の実績とも同じであり、現行の体制下で対応できる最大の受入となる。																		
成果指標の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>6,244</td> <td>6,502</td> <td>5,892</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>96.1%</td> <td>100.0%</td> <td>90.6%</td> </tr> </tbody> </table>			年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標値	6,500	6,500	6,500	実績値	6,244	6,502	5,892	達成度	96.1%	100.0%	90.6%
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																
目標値	6,500	6,500	6,500																
実績値	6,244	6,502	5,892																
達成度	96.1%	100.0%	90.6%																

9) 施策「野生生物の保護管理の推進」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
野生生物の保護管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 県本土及び種子島のニホンジカの生息密度 ウミガメの卵の盗掘件数 ツルの東干拓への分散割合 指定希少野生動物の種数 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性鹿児島県戦略策定事業 鳥獣保護対策事業 特定地域鳥獣保護管理事業 ウミガメ保護対策事業 希少野生動植物保護対策事業 ヤクシカ保護管理適正化事業 希少野生生物調査事業 狩猟対策事業 有害鳥獣捕獲対策事業 鳥インフルエンザ環境調査事業（事業費100万円未満）

② 成果指標の概要

a. 県本土及び種子島のニホンジカの生息密度

成果指標	県本土及び種子島のニホンジカの生息密度
成果指標の設定理由	本県では、平成12年9月に特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画を、平成25年3月に「鳥獣管理の将来ビジョン」を策定した。これらに基づき個体数調整を行うことにより、生態系被害や農林業被害が軽減され、生物多様性の保全や農山村の地域づくりの維持につながり、自然あふれる癒しのかごしまづくりが推進されることから当該指標に設定した。
目標値（参考値）の設定根拠	鳥獣保護法第14条及び「第11次鳥獣保護事業計画」（平成24年度策定）に基づき、県では特定鳥獣保護管理計画を定めている。当該管理計画においては、県本土及び種子島のシカの生息密度の保護管理の目標を下記のとおり定めている。 【保護地域＝5頭/k㎡、調整地域＝2頭/k㎡】 しかしながら、現在の実績値と目標値が乖離していることから、当面の目標を5頭/k㎡とした。

成果指標の推移	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値	5 頭/k m ²	5 頭/k m ²	5 頭/k m ²
	実績値	23.20 頭/k m ²	31.95 頭/k m ²	27.52 頭/k m ²
	達成度	21.6%	15.6%	18.2%

b. ウミガメの卵の盗掘件数

成果指標	ウミガメの卵の盗掘件数（①ウミガメ保護監視員延人数②ボランティア実人数）				
成果指標の設定理由	本県では、昭和 63 年 3 月にウミガメの捕獲やその卵の採取等の禁止等を含め、全国で初めてのウミガメ保護条例を制定した。県下 15 市町村で設置されているウミガメ保護監視員やボランティアによる監視活動が卵の盗掘やその抑止力となり生物多様性の保全につながり、自然あふれる癒しのかごしまづくりが推進されることから当該指標に設定した。				
目標値(参考値)の設定根拠	「鹿児島県ウミガメ保護条例」では、県内の海岸に上陸しているウミガメの捕獲、産卵された卵の採取を禁止しており、県民等はその責務として、ウミガメの保護に努めなければならないとしていることから、盗掘件数 0 件を目標値に設定。				
成果指標の推移	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	目標値				
	実績値	0 件 (①1,980 人) (②325 人)	※1 件 (①1,980 人) (②296 人)	※2 件 (①1,980 人) (②325 人)	
	達成度	0 件	+1 件	+2 件	
	※平成 24 年度と平成 25 年度の盗掘事案は、人による盗掘か動物によるものかは確認できず。				

c. ツルの東干拓への分散割合

成果指標	ツルの東干拓への分散割合				
成果指標の設定理由	鳥インフルエンザ等への感染リスクが分散・軽減され、生物多様性の保全につながり、自然あふれる癒しのかごしまづくりが推進されることから当該目標に設定した。				
目標値(参考値)の設定根拠	荒崎地区及び東干拓地区におけるネグラの整地面積割合が、それぞれの地区におけるツルのネグラの利用割合と同程度となることが適正な利用状況と判断して、ツルの東干拓地への分散割合を目標値として設定した。				
成果指標の推移	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
	目標値				50%
	実績値	30%	38%	43%	
	達成度	60%	76%	86%	

d. 指定希少野生動植物の種数

成果指標	指定希少野生動植物の種数																								
成果指標の設定理由	本県では、平成 15 年 3 月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、これに基づき、これまで動物 15 種、植物 27 種の合計 42 種を指定希少野生動植物種として指定し、その捕獲や採取を禁止している。また、平成 26 年 3 月に維管束植物を除く 8 つの分類群のレッドリストを改訂するとともに新たに藻類のレッドリストを策定した。改訂したレッドリストをもとに、特に保護を図るべき種を指定希少野生動植物種に追加指定することは、生物多様性の保全につながり、自然あふれる癒やしのかごしまづくりが推進されることから当該指標に設定した。																								
目標値(参考値)の設定根拠	平成 25 年度に策定した「生物多様性鹿児島県戦略」において、戦略の進捗状況を把握するための数値目標として、指定希少野生動植物の種数を平成 35 年度までに現在の 42 種から 60 種と設定している。																								
成果指標の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 35 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60 種</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>42 種</td> <td>42 種</td> <td>42 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現在 42 種が指定希少野生動植物として指定され、捕獲・採取を禁止されている。</p>					年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 35 年度	目標値				60 種	実績値	42 種	42 種	42 種		達成度	—	—	—	
年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 35 年度																					
目標値				60 種																					
実績値	42 種	42 種	42 種																						
達成度	—	—	—																						

10) 施策「水環境の保全」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 水質の汚濁に係る環境基準の達成率 鹿児島湾ブルー計画で定める水質保全目標の達成率 池田湖水質環境管理計画で定める水質保全目標の達成率 ダイオキシン類に係る環境基準(大気・水質・土壌)の達成率 	<ul style="list-style-type: none"> 水質保全事業 水質監視測定事業 水質監視測定機器整備事業 鹿児島湾ブルー計画推進事業 池田湖環境保全対策事業 環境保全委託調査事業(事業費 100 万円未満) ダイオキシン類対策事業

② 成果指標の概要

a. 水質の汚濁に係る環境基準の達成率

成果指標	水質の汚濁に係る環境基準の達成率				
成果指標の設定理由	公共用水域及び地下水の水質の常時監視及び工場・事業場からの排水の監視等を行うことにより、清浄な水環境が維持・保全され、環境基準の達成率が向上し施策の目的の実現につながることから当該指標を設定した。				
目標値(参考値)の設定根拠	水質の汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護するとともに生活環境を保全するうえで、達成・維持することが望ましい基準であるため、その達成率 100%を目標とする。				
成果指標の推移	年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値	100%	100%	100%	100%
	実績値	65 水域/71 水域	64 水域/71 水域	65 水域/71 水域	61 水域/70 水域
	達成度	91.5%	90.1%	91.5%	87.1%
	全国平均	87.8%	88.2%	88.6%	—
	九州平均	91.0%	92.9%	93.1%	—

b. 鹿児島湾ブルー計画で定める水質保全目標の達成率

成果指標	鹿児島湾ブルー計画で定める水質保全目標の達成率					
成果指標の設定理由	水質環境管理計画は、鹿児島湾の水環境が将来にわたって良好に保たれるよう「水質保全目標」を定め、流域を含めた総合的な環境保全対策を講じることにより目標の達成につながることから当該指標を設定した。					
目標値(参考値)の設定根拠	鹿児島湾ブルー計画の水質保全目標は、水質汚濁に係る環境基準値を目標としている。					
成果指標の推移		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値(参考値)	100%	100%	100%	100%	100%
	実績値	12 地点 /16 地点	14 地点 /16 地点	15 地点 /16 地点	6 地点 /16 地点	12 地点 /16 地点
	達成度	75.0%	87.5%	93.8%	37.5%	75.0%

c. 池田湖水質環境管理計画で定める水質保全目標の達成率

成果指標	池田湖水質環境管理計画で定める水質保全目標の達成率	
成果指標の設定理由	水質環境管理計画は、池田湖の水環境が将来にわたって良好に保たれるよう「水質保全目標」を定め、流域を含めた総合的な環境保全対策を講じることにより目標の達成につながることから当該指標を設定した。	
目標値(参考値)の設定根拠	池田湖水質環境管理計画の水質保全目標は、水質汚濁に係る環境基準値を目標としている。	

成果指標の 推移		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値 (参考値)	100%	100%	100%	100%
	実績値	3 地点 /3 地点	3 地点 /3 地点	3 地点 /3 地点	3 地点 /3 地点
	達成度	100%	100%	100%	100%

d. ダイオキシン類に係る環境基準（大気・水質・土壌）の達成率

成果指標	ダイオキシン類に係る環境基準(大気・水質・土壌)の達成率					
成果指標の 設定理由	ダイオキシン類に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準とされていることから、環境基準の達成率を指標とした。					
目標値(参考 値)の設定根 拠	ダイオキシン類に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされていることから、達成率 100%を目標値とした。					
成果指標の 推移		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	目標値 (参考値)	100%	100%	100%	100%	100%
	実績値	38 地点 /38 地点	38 地点 /38 地点	38 地点 /38 地点	38 地点 /38 地点	38 地点 /38 地点
	達成度	100%	100%	100%	100%	100%

11) 施策「大気環境等の保全」に対する成果指標について

① 施策・成果指標及び構成する事業

施策	成果指標	事業
大気環境等の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大気に係る環境基準の達成率 ・ダイオキシン類に係る環境基準（大気・水質・土壌）の達成率 ・ヤンバルトサカヤスデ大量発生地区数 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止事業 ・大気監視測定事業 ・酸性雨監視測定事業 ・大気監視測定機器整備事業 ・環境情報管理事業 ・騒音・振動・悪臭対策事業 ・ダイオキシン類対策事業(再掲) ・ヤスデまん延防止対策事業

② 成果指標の概要

a. 大気に係る環境基準の達成率

成果指標	大気に係る環境基準の達成率																																		
成果指標の設定理由	大気汚染物質やダイオキシン類の常時監視及び工場・事業場から排出されるばい煙などの監視等を行うことにより、清浄な大気環境等が維持・保全され、環境基準の達成率が向上し、施策の目的の実現につながることから当該指標を設定した。																																		
目標値(参考値)の設定根拠	大気の汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされていることから、達成率100%を目標値とした。																																		
成果指標の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>45 項目/48 項目</td> <td>27 項目/48 項目</td> <td>43 項目/53 項目</td> <td>42 項目/55 項目</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>93.8%</td> <td>56.3%</td> <td>81.1%</td> <td>76.4%</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>96.8%</td> <td>87.9%</td> <td>95.1%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>九州平均</td> <td>85.6%</td> <td>68.7%</td> <td>92.5%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標値	100%	100%	100%	100%	実績値	45 項目/48 項目	27 項目/48 項目	43 項目/53 項目	42 項目/55 項目	達成度	93.8%	56.3%	81.1%	76.4%	全国平均	96.8%	87.9%	95.1%	—	九州平均	85.6%	68.7%	92.5%	—
年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度																															
目標値	100%	100%	100%	100%																															
実績値	45 項目/48 項目	27 項目/48 項目	43 項目/53 項目	42 項目/55 項目																															
達成度	93.8%	56.3%	81.1%	76.4%																															
全国平均	96.8%	87.9%	95.1%	—																															
九州平均	85.6%	68.7%	92.5%	—																															

b. ダイオキシン類に係る環境基準（大気・水質・土壌）の達成率

「施策「水環境の保全」に対する成果指標について」参照。

c. ヤンバルトサカヤスデ大量発生地域数

成果指標	ヤンバルトサカヤスデ大量発生（51 頭/m ² 以上）地区数																								
成果指標の設定理由	ヤンバルトサカヤスデの大量発生地区数が減少することにより、住民が被る不快感被害が低減されるため成果指標として設定した。																								
目標値（参考値）の設定根拠	平成 21 年度以前の大量発生地区数の平均である 32 地区を初期値として、10 年間で大量発生地区が 0 となるように目標値を設定した。																								
成果指標の推移	<p style="text-align: right;">(単位：地区数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値 (参考値)</td> <td>32</td> <td>28</td> <td>24</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>65</td> <td>48</td> <td>59</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>49.2%</td> <td>58.3%</td> <td>40.7%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 25 年度は大量発生地区数が大きく減少したが、これまでの取組の成果の他、夏場の少雨等の影響も考えられるため、その要因を分析し、今後の対策に生かしていく必要がある。</p>						平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	目標値 (参考値)	32	28	24	21	実績値	65	48	59	10	達成度	49.2%	58.3%	40.7%	100.0%
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度																					
目標値 (参考値)	32	28	24	21																					
実績値	65	48	59	10																					
達成度	49.2%	58.3%	40.7%	100.0%																					

III. 各事業における監査結果と監査意見

ここでは、施策ごとに監査対象とした事業費についての監査結果、監査意見を記載する。各事業において監査結果、監査意見の記載のないものは問題となる事項あるいは指摘すべき事項がなかったものである。

なお、県の環境施策に関する総合的な意見は「【報告に添えて提出する意見】」に記載した。

1. 温暖化防止に向けた気運の醸成

(1) 再生可能エネルギーフェア事業(エネルギー政策課)

1) 事業の概要

所管部・局	企画部	所管課	エネルギー政策課	開始年度	平成 24 年度～
関連する施策	温暖化防止に向けた気運の醸成				
具体的な施策	県民がいつでも再生可能エネルギーに関する情報が入手できるように、ホームページ等により再生可能エネルギーに関する情報提供を行う。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	県再生可能エネルギー導入ビジョン				
目的	再生可能エネルギーに関する各種展示や、実演・体験等を実施することにより、なお一層の再生可能エネルギー設備の導入促進を図る。				
事業内容	・再生可能エネルギーフェア開催 (平成 23 年度までは新エネルギー普及啓発事業として実施)				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	・次世代エネルギーフェア in 薩摩川内 開催日：平成 26 年 2 月 22 日～23 日開催 参加者数：約 20,000 人				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		—	1,500	1,500
	決算		—	1,500	1,500
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	負担金補助及び交付金	1,500
				その他	0
				計	1,500

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額 (千円)
a	再生可能エネルギーフェア事業負担金	次世代エネルギーフェア実行委員会	1,500

a. 再生可能エネルギーフェア事業補助金

「次世代エネルギーフェア in 薩摩川内」の運営費に対する負担金であり、支出先の次世代エネルギーフェア実行委員会は県と薩摩川内市が共同運営している。「次世代エネルギーフ

「エア in 薩摩川内」は次世代エネルギーに関する普及啓発に加え、関連企業・教育機関等のPRを通じて、「次世代エネルギーを活用したまちづくり」への県民や関係者の機運を一層高め、今後の県民参画による政策の実現に向けた契機とすることを目的として開催されたものである。

2. 温室効果ガス排出削減対策の推進

(1) 九州版炭素マイレージ制度推進事業(地球温暖化対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	地球温暖化対策課	開始年度	平成 25 年度～
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進				
具体的な施策	県地球温暖化対策推進条例に基づき、県民や事業者、行政が一体となった温室効果ガスの排出抑制の取組を推進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	九州地域戦略会議の政策連合「地球温暖化対策の連携」における「低炭素社会を目指す九州モデル」のアクションプラン重点戦略				
目的	九州各県と経済界と共同で、家庭や地域での CO2 排出削減行動に経済的インセンティブを付与する「九州版炭素マイレージ制度」を実施し、CO2 排出削減と地域の活性化を図る。				
事業内容	家庭における電気使用量の削減活動や省エネ製品の購入、環境保全活動参加へのポイント付与				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	家庭の電気使用量削減の取組や省エネ製品の購入、環境保全活動への参加に対して、ポイントを付与 九州版炭素マイレージ制度（愛称：九州エコライフポイント）とは、九州の県や企業、経済団体等で構成する九州版炭素マイレージ制度推進協議会が、九州における低炭素社会の実現と九州内の地域産業の活性化を目指して、節電や環境保全活動、省エネ製品購入をした県民に九州各県の取扱店（道の駅、スーパー、コンビニエンスストア等）で使用できる九州エコライフポイント券を交付するものである（平成 25 年 10 月より開始）。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		—	—	—
	決算		—	—	3,708
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	負担金補助及び交付金	3,700
				その他	8
				計	3,708

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	九州版炭素マイレージ制度推進協議会負担金	九州版炭素マイレージ制度推進協議会事務局長 （大分県生活環境部地球環境対策課内に設置）	3,700

a. 九州版炭素マイレージ制度推進協議会負担金

九州版炭素マイレージ制度推進協議会に対する事業負担金（事業運営費 3,200 千円、ポイント原資 500 千円）である。同協議会としては下表の収入がある。

	内容	金額（千円）	内訳
九州 7 県(鹿児島、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎)	事業運営費として	22,400	3,200 千円×7 県
	ポイント原資として	3,500	500 千円×7 県
企業からの協賛金	ポイント原資として	2,530	96 社・団体
計		28,430	

3) 監査意見

① 制度の認知度向上の必要性について

後述の「かごしまエコファンド推進事業」と CO2 排出削減を目的とする点では一致するものであるが、本事業の場合は、節電や環境保全活動、省エネ製品購入をした県民に対してポイントが付与され、それを九州各県の取扱店で利用できるという点において県民に対する訴求力が高いと言える。

とは言え、結局は認知度が高まり利用者が増加しなければ「CO2 排出削減と地域の活性化を図る」という目的を達成することにはつながらないわけであるから、県民への認知度を更に高める施策も合わせて実施する必要がある。

(2) かがしま低炭素社会モデル創造事業(屋久島)(地球温暖化対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	地球温暖化対策課	開始年度	平成 21 年度～
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進				
具体的な施策	世界自然遺産の島屋久島において、石油類を燃料とすることなく、CO2の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを促進する「屋久島 CO2 フリーの島づくり」を推進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律、県地球温暖化対策推進条例、県地球温暖化対策実行計画				
目的	屋久島において、二酸化炭素の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、モデル性や発信性の高い取組を行う。				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島 CO2 フリーの島づくり研究会の開催 ・屋久島低炭素社会地域づくり協議会の開催 ・電気自動車及び電気自動車用充電設備の導入助成 ・屋久島 CO2 フリーの島づくりの情報発信 ・モデル集落における住民主体の取組促進 等 				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島 CO2 フリーの島づくり研究会の開催 (年 2 回) ・屋久島低炭素社会地域づくり協議会の開催 (年 1 回) ・電気自動車 (30 台) 及び電気自動車用充電設備 (1 台) の導入助成 ・屋久島 CO2 フリーの島づくりサポーター制度の実施 (サポーター 82 人) ・モデル集落における環境家計簿、エコドライブコンテストの実施 				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		103,481	59,158	44,042
	決算		70,483	63,508	37,707
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	委託料	3,493
				工事請負費	120
				負担金補助及び交付金	27,290
				その他	6,803
			計	37,707	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	屋久島地域づくり促進事業業務委託	特定非営利活動法人屋久島エコ・フェスタ	3,493

a. 屋久島地域づくり促進事業業務委託

屋久島においては、平成 21 年度に策定した「屋久島低炭素社会地域づくり構想」に基づき、地域全体で CO2 削減に取り組むこととしている。それを受けて、温室効果ガス削減を重点的に取り組むモデル集落や事業者を構築し、その取組を支援するほか、広報活動や環境学習等の普及活動により、住民全体の取組みを促進することを目的としてその活動を実施する事業者に業務委託するものである。特定非営利活動法人屋久島エコ・フェスタに対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
県、町及び屋久島島内の事業者団体や民間団体で構成する「屋久島低炭素社会地域づくり協議会」のメンバーであり、これまで、屋久島の低炭素社会づくりに協働で取り組んできており、平成 24 年においても本事業の受託者であることから、地元との調整など効果的・効率的に事業を実施することができる。

② 工事請負費

	工事名	請負先	金額（千円）
	電気自動車充電用電源配線工事	有限会社大黒電気水道	120

③ 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	鹿児島県屋久島電気自動車普及促進支援事業補助金	申請者 30 名	27,180
b	鹿児島県屋久島電気自動車用充電設備普及促進支援事業補助金	申請者 1 名	110

a. 鹿児島県屋久島電気自動車普及促進支援事業補助金

世界自然遺産の島屋久島において、温室効果ガスの発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、電気自動車の導入に対する助成である。申請者は国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の交付申請も行うことで県と国の両者から補助金が支給されることになる。

b. 鹿児島県屋久島電気自動車用充電設備普及促進支援事業補助金

世界自然遺産の島屋久島において、温室効果ガスの発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、電気自動車用充電設備の導入に対する助成である。申請者は、国の次世

代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の交付申請も行うことで県と国の両者から補助金が支給されることになる。

補助金を利用した場合の導入経費 (単位：千円)

主な銘柄 (車名)	車両本体価格	補助金額		最終導入経費
		国	県	
日産リーフ X ZAA-AZE0	3,306	780	500	2,026
三菱ミニキャブ・ミーブ (4シート、QC付)	2,879	850	950	1,079
三菱アイ・ミーブ G	3,619	850	960	1,809
三菱ミニキャブ・ミーブ トラック (QC付)	1,819	310	480	1,029

平成 25 年度の実績

対象者 (補助事業者)	種類	人数	金額 (千円)
屋久島町に居住している個人	電気自動車	12	10,740
	電気自動車用充電設備	1	110
屋久島町に事業所を有している法人及び個人事業者	電気自動車	3	2,850
	電気自動車用充電設備	—	—
上記の者に電気自動車を貸与するリース事業者	電気自動車	15	13,590
	電気自動車用充電設備	—	—
計	電気自動車	30	27,180
	電気自動車用充電設備	1	110
			27,290

3) 監査意見

① 利用状況報告書の提出義務懈怠について

補助金交付要綱において対象者 (補助事業者) は当該補助事業により導入した電気自動車を処分した日又は耐用年数を経過した日のいずれか早い日の属する県の会計年度まで、毎年度当該補助事業により導入した電気自動車の利用状況について記録し、県に提出する旨が規定されている。

平成 25 年度における提出状況は下表のとおりであり、対象となる 147 台のうち 10 台が未提出の状態にある。なお、リース事業者の分 5 台については、全て使用者は個人であるため、10 台の未提出の原因は個人に帰属するものである。

そもそも当該補助金は直接的には電気自動車の導入補助であるが、本来の目的は「世界自然遺産の島屋久島において、温室効果ガスの発生が抑制された先進的な地域づくりを促進する」ためのものであり、ガソリン車から CO2 を排出しない電気自動車に買い替えてもらうことで CO2 の排出削減を図ることであるが、利用状況報告書は、実走行距離を把握することにより、CO2 の排出削減効果を実態的に推計するためには必要である。

このため、その提出義務を怠る補助事業者に対しては、要綱の規定に従い、強く提出を指導するとともに、今後は誓約書等に盛り込むなど、提出の徹底に努めるべきである。

なお、この補助金の要綱においては提出を怠った際の補助金の返納に関する規定はないため、提出を強く要請する以外に手段はないが、今後、類似するような補助事業を実施する際には、義務懈怠時における返納規定も盛り込むことも検討するべきである。

(単位：台数)

補助対象年度	補助事業者タイプ	要提出	提出	未提出
平成 22 年度 補助対象分 (補助台数 29 台) ※	個人	—	—	—
	法人及び個人事業者	7	7	—
	リース事業者	19	19	—
平成 23 年度 補助対象分 (補助台数 41 台)	個人	12	12	—
	法人及び個人事業者	11	11	—
	リース事業者	18	17	1
平成 24 年度 補助対象分 (補助台数 50 台)	個人	22	17	5
	法人及び個人事業者	3	3	—
	リース事業者	25	22	3
平成 25 年度 補助対象分 (補助台数 30 台)	個人	12	12	—
	法人及び個人事業者	3	3	—
	リース事業者	15	14	1
計 (補助台数 150 台)	個人	46	41	5
	法人及び個人事業者	24	24	—
	リース事業者	77	72	5
	計	147	137	10

※29 台のうち 3 台は平成 25 年 7 月に耐用年数を経過したことにより売却したため提出不要である。

(3) かがしまエコファンド推進事業(地球温暖化対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	地球温暖化対策課	開始年度	平成 23 年度～
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進				
具体的な施策	事業者等が自ら削減できない二酸化炭素排出量について、県全体で埋め合わせする「カーボンオフセット」の普及を促進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	県地球温暖化対策推進条例、県地球温暖化対策実行計画				
目的	事業者及び県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進するため、県内において、事業活動や社会活動により発生する温室効果ガスのうち、自ら削減できない排出量について、森林整備による CO2 吸収量により埋め合わせを行うカーボン・オフセットの取組を推進する。				
事業内容	<p>「かがしまエコファンド制度」によるカーボン・オフセットの取組推進</p> <p>かがしまエコファンドとは、県内の企業等の自発的な CO2 排出削減を促進するため、どうしても削減できない CO2 について森林整備による CO2 吸収量による埋め合わせを行うカーボン・オフセットを推進する取組である。企業等の寄付金もあるが、森林整備を行うことにより得られる CO2 吸収量の価値（クレジット）を認証し、それを県内外の事業者等に CO2 排出量の埋め合わせ（オフセット）として販売するクレジットプロジェクトが主である。</p>				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<p>「かがしまエコファンド制度」によるカーボン・オフセットの取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備による CO2 吸収量に関する認証・販売 ・企業等が自ら行う森林整備活動等により得られる CO2 吸収量及び木質バイオマス利用による排出量削減量の認証 ・企業等における地球温暖化対策への貢献度の「見える化」の実施 				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		5,852	4,537	4,356
	決算		5,200	4,131	3,927
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	委託料	2,037
				その他	1,890
				計	3,927

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	かごしまエコファンド制度運営等業務委託	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	2,037

a. かごしまエコファンド制度運営等業務委託

「かごしまエコファンド制度」を運用するため、審査機関としての「かごしまエコファンド認証運営委員会」や制度推進のための「かごしまエコファンド推進協議会」の運営、事務局としての制度の運用及び普及啓発を行う業務の委託支出である。一般財団法人鹿児島県環境技術協会に対する一者随意契約となっている。

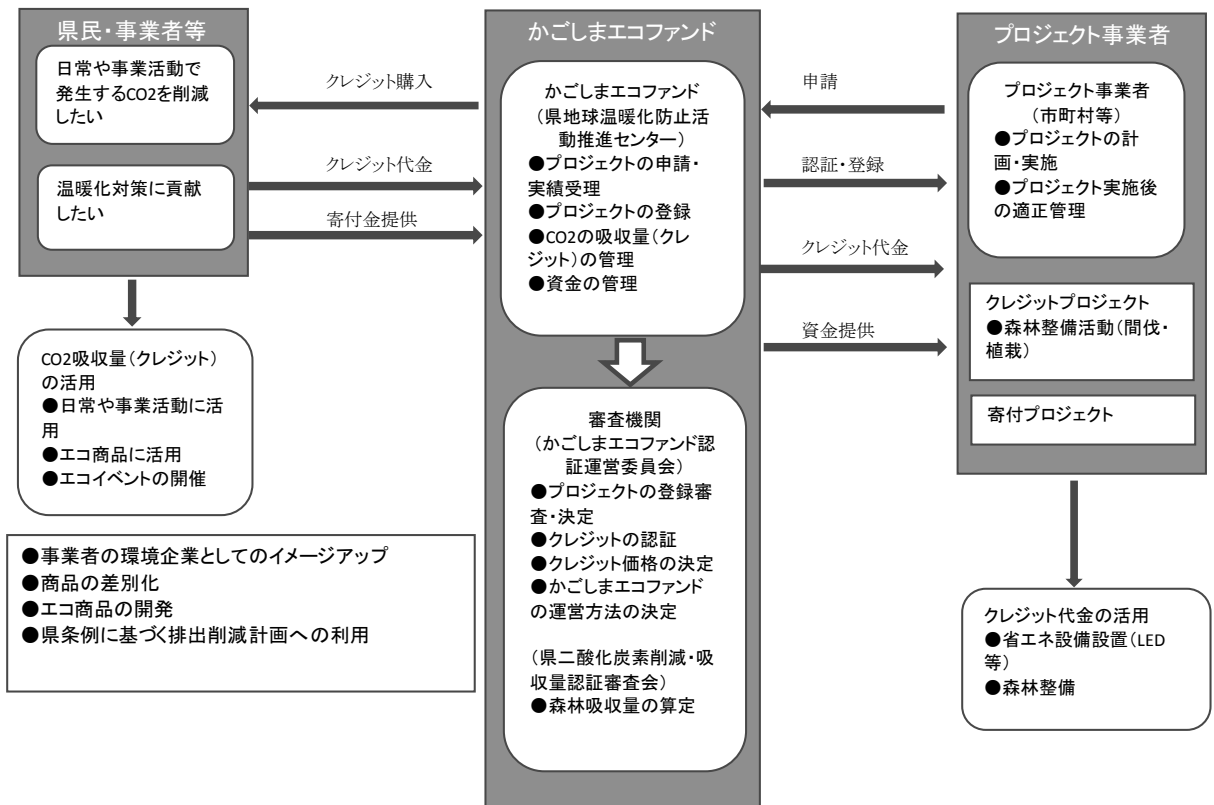
一者随意契約の理由

各都道府県に一を限って指定される「県地球温暖化防止活動推進センター」として指定されている組織であり、これは、地球温暖化防止活動に係る普及啓発活動を行うための温暖化防止に関する専門的な知識、経験、能力を備えていると認められたことによるものであり、また、県地球温暖化対策実行計画や新エネルギー導入ビジョンの策定、県全体の温室効果ガスの算定・分析を行っており、温室効果ガス排出削減方策についても、県民・事業者等に対し、適切な助言等を行うなど専門的知識と経験を有している。

3) 監査意見

① 制度利用状況の低迷について

クレジットプロジェクト制度の概要を図示すると以下のとおりである。



プロジェクト...森林整備による二酸化炭素吸収に係る取り組み

事業開始年度である平成23年度から平成26年7月までのクレジットプロジェクトにおけるクレジット認証・販売状況は下表のとおりである。

（単位：認証・販売量 t-CO₂、金額 千円）

プロジェクト事業者 (市町村)	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			計				
	認証	販売		認証	販売		認証	販売		認証	販売		認証	販売			残量
		件数	販売量		件数	販売量		件数	販売量		件数	販売量		件数	販売量	販売金額	
南大隅町	238	1	238	555	3	49	644	5	109		1	2	1,437	10	398	1,194	1,039
霧島市	223	3	223	308	4	54		3	34		1	6	531	11	317	951	214
屋久島町	111	8	111	263	7	101	287	14	74		1	10	661	30	296	888	365
南九州市	96	3	42	223	2	13		5	69		2	7.5	319	12	131.5	395	187.5
伊佐市	377	3	90	437	4	7		7	112		2	20	814	16	229	687	585
さつま町				325	3	50		5	42		2	25	325	10	117	351	208
日置市				502	2	25		10	89		1	10	502	13	124	372	378
始良市				98				2	7		1	10	98	3	17	51	81
計	1,045	15	704	2,711	22	299	931	49	536		8	90.5	4,687	94	1,629.5	4,889	3,057.5

※件数の「計」には、実販売件数（＝購入申込件数）を計上している。（クレジット購入者の中で、1件の申込で複数市町のクレジットを購入する場合がある。）

「計」欄の認証 4,687t-CO₂ に対して販売量は 1,629.5t-CO₂ と 34.8%の割合にあり利用状況は低調である。委託内容にある「制度の普及啓発」がクレジット購入者である県民や事業者に浸透していない点も考えられるが、そもそも総量削減義務や未達成時の罰則等を伴う一般的な排出量取引と異なり、購入者側のメリットが「事業者の環境企業としてのイメージアップ」や「商品の差別化」では購入者に対する訴求力が乏しい点は否めない。

3 年度強の期間を通じたの販売量（＝購入量）が 4,889 千円である一方で、本事業の支出が平成 23 年度から 25 年度までに 13 百万円以上であることを勘案すると、費用対効果も芳しい状況にあるとは言えないので、県民や事業者等に広く理解をはかるよう、より一層の普及啓発に努める必要がある。

(4) 太陽光発電設備等普及推進事業(エネルギー政策課)

1) 事業の概要

所管部・局	企画部	所管課	エネルギー政策課	開始年度	平成 21 年度～ 平成 25 年度
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進				
具体的な施策	太陽光による発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。				
実施主体	県				
負担割合	単価設定（平成 25 年は、7,500 円～10,000 円/kW）				
根拠法令等	県太陽光発電設備等普及推進事業（住宅用）補助金交付要綱 等				
目的	地球環境先進県として、地球を守る低炭素社会の実現に率先して貢献し、環境への負荷の少ない社会を構築する。				
事業内容	太陽光発電設備を新たに住宅に設置する県民に助成を行う 等				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	(平成 25 年度) ・現年度：2,115 件 ・平成 26 年度への繰越：2,742 件				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		—	300,000	240,000
決算			126,812	145,191	95,500
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	負担金補助及び交付金	95,500
				その他	0
				計	95,500

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額 (千円)
a	太陽光発電設備等普及推進事業（住宅用）補助金	個人	95,500

a. 太陽光発電設備等普及推進事業（住宅用）補助金

太陽光発電普及の一層の促進を図るため、住宅用太陽光発電設備を設置する者に対して補助するものである。

(5) バイオマス高度利用推進事業(エネルギー政策課)

1) 事業の概要

所管部・局	企画部	所管課	エネルギー政策課	開始年度	平成 24 年度～	
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進					
具体的な施策	木質資源や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図る。 バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉で、生物が水と二酸化炭素から光合成により生成した炭素をエネルギー資源として利用できる生物体・有機物のことである。					
実施主体	県					
負担割合	県 10 / 国 0					
根拠法令等	県バイオマス高度利用推進事業補助金交付要綱					
目的	家畜排せつ物のエネルギー利用の最新技術の情報を集め、家畜排せつ物などのバイオマスのエネルギーへの高度利用を促進する					
事業内容	研究会の開催、先進地調査、可能性調査・研究等					
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会開催 2 回 ・先進地調査 (群馬県) ・可能性調査助成 (3 団体) 					
事業費推移 (千円)				平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算			—	8,000	3,000
	決算			—	2,481	2,555
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節		平成 25 年度
	農林水産業費	農業費	肥料対策費	負担金補助及び交付金	2,100	
				その他	455	
				計	2,555	

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	バイオマス高度利用推進事業補助金	有限会社明豊エコ・テクノ、日本瓦斯株式会社、国立大学法人鹿児島大学	2,100

a. バイオマス高度利用推進事業補助金

バイオマスエネルギーへの高度利用を促進するために、本県に適した家畜排せつ物などのバイオマスのエネルギーの事業化に向けた可能性の調査・研究に要する経費（旅費、賃金、印刷製本費、原材料費、消耗品費等）に対して助成する補助金である。

支出先	内容	金額（千円）
有限会社明豊エコ・テクノ	バイオマス燃焼システムの研究	700
日本瓦斯株式会社	バイオガス液化輸送技術に関する課題の継続調査(関連法規・コスト等)と、バイオガスのオンサイト利用における先進事例調査、混焼利用に関するコスト・技術調査	700
国立大学法人鹿児島大学	畜産廃棄物由来のバイオガスのエネルギー利用の事業化に不可欠なメタン発酵消化液の処理方法の研究	700
	計	2,100

(6) 木質バイオマス利用推進事業(エネルギー政策課)

1) 事業の概要

所管部・局	企画部	所管課	エネルギー政策課	開始年度	平成 25 年度～	
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進					
具体的な施策	木質資源や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図る。					
実施主体	県					
負担割合	県 10 / 国 0					
根拠法令等	県バイオマス利活用推進計画					
目的	林地残材などの未利用材を再生可能エネルギーとして有効利用するため、木質バイオマス（バイオマスのうち、木材からなるもの）利用施設導入に必要な取組を推進する					
事業内容	木質バイオマス利用施設の導入を促進するための相談窓口の設置・運営等					
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置・運営 ・先進地調査（宮崎県） ・普及促進協議会開催 等 					
事業費推移 (千円)				平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算			—	—	2,953
	決算			—	—	2,877
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度	
	農林水産業費	林業費	林業振興指導費	委託料	2,735	
				その他	142	
				計	2,877	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	木質バイオマスエネルギー利用普及促進業務委託	鹿児島県木材協同組合連合会	630
b	木質バイオマス利用推進事業（低質材の効率的な集荷システムの構築）に係る業務委託	南薩流域森林・林業活性化センター	950
		大隅流域森林・林業活性化センター	945
c	木質バイオマス利用推進事業（低質材の効率的な集荷システムの構築）に係る業務委託	国立大学法人鹿児島大学	210
	計		2,735

a. 木質バイオマスエネルギー利用普及促進業務委託

木質バイオマス利用施設の導入を促進するための相談窓口の設置・運営等の業務に係る委託である。鹿児島県木材協同組合連合会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
木質バイオマス燃料の生産・流通に関する専門的な知識を有し、本県の森林・林業の現状や産業界における木材利用の実態に精通している。

b. 木質バイオマス利用推進事業（低質材の効率的な集荷システムの構築）に係る業務委託

低質材の集荷等に係るコストや生産性の調査、効率的な集荷システムの提案等の業務に係る委託であり、平成 25 年度は頰娃町と財部町で調査が行われた。

なお、低質材について明確な定義はないが、一般的には、木材としての品質が低く、通常なら買い手が付きにくい木材をいう。南薩流域森林・林業活性化センターと大隅流域森林・林業活性化センターに対する一者随意契約となっている

一者随意契約の理由
川上から川下までの関係者が一体となり流域の特性に応じて、多様な森林整備と木材の安定供給を目指し、取組むべき方策を検討・協議する唯一の組織である。

c. 木質バイオマス利用推進事業（低質材の効率的な集荷システムの構築）に係る業務委託

低質材の集荷等に係るコストや生産性の調査設計など、木質バイオマス利用推進事業全体に係る指導・助言を実施する業務である。国立大学法人鹿児島大学に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
森林・林業に関する豊富な研究実績を有し、県内の森林・林業の動向に精通している。

(7) 木質バイオマスエネルギー導入促進事業(エネルギー政策課)

1) 事業の概要

所管部・局	企画部	所管課	エネルギー政策課	開始年度	平成 25 年度～
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進				
具体的な施策	木質資源や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図る。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	鹿児島県森林整備推進等基金条例				
目的	地域材を原料とする木質バイオマス発電施設整備を支援し、本県林業・木材産業の再生と地域林業の活性化、再生可能エネルギーの導入を促進する。				
事業内容	木質バイオマス発電施設整備に必要な経費に対する資金融通等				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス発電設備資金融通 ・木質バイオマス協議会運営支援 				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		—	—	1,401,000
	決算		—	—	501,000
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	総務費	企画費	計画調査費	負担金補助及び交付金	500,500
				その他	500
				計	501,000

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	補助金名	支出先	金額 (千円)
a	木質バイオマスエネルギー導入促進事業補助金	霧島市	500,000
		薩摩川内市	500
	計		500,500

a. 木質バイオマスエネルギー導入促進事業補助金

森林整備推進等基金を活用して、林地残材等を利用した木質バイオマス発電施設の整備等に対して補助するものである。

霧島市に対する支出は、霧島木質発電株式会社の木質バイオマス発電施設の事業費に係る補助である。総事業費は1,836,000千円で、県は1,400,000千円を補助する。平成25年度においてはそのうちの500,000千円を支出し、残額は平成26年度に支出される予定である。補助金1,400,000千円は売電開始年度の翌年度(平成28年度)より15年間で鹿児島県森林整備推進等基金に納付される。

霧島木質発電株式会社は、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用して売電収入を得る(平成27年3月完成)。また発電に必要な木材は、霧島木質発電株式会社の100%子会社で木質燃料集荷及びチップ製造を専門とする霧島木質燃料株式会社から調達する。

また、薩摩川内市に対する支出は、同市に建設中の発電施設に係る中越パルプ木質バイオマス協議会の運営費補助である。本協議会ではバイオマス燃料の安定供給体制構築のための情報交換や問題提起等を実施している。

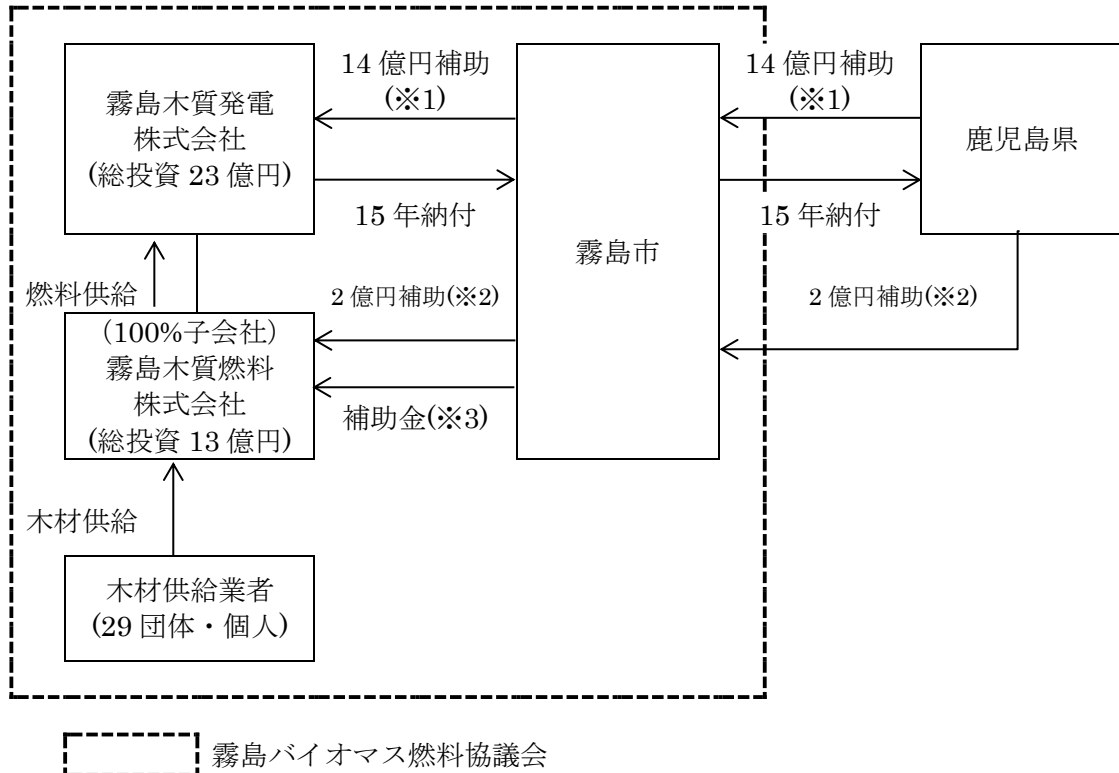
3) 監査意見

① 木材の仕入単価の決定方法について

霧島バイオマス燃料協議会の構成員である霧島木質発電株式会社と霧島市、木材供給業者(24団体・個人)は、燃料となる丸太及び林地残材、木質チップについて、安定的な供給を確保するために、平成25年7月9日付けで協定を締結している。協定期間は協定締結の日から5年間とされ、協定書には木材供給業者ごとに5年間の木材の供給量と、単価が記載されている。

そしてこの協定書を踏まえ、霧島木質発電株式会社の100%子会社である霧島木質燃料株式会社は、木材供給業者(29団体・個人)と「木質バイオマス売買契約書」を締結している。この契約書には、契約期間が平成26年4月から平成27年3月までの1年間ということと、取引される木材の数量と単価等が記載されている。

これらの関係者と本事業、並びに関連する他の事業との関係を示すと次のようになる(霧島木質発電株式会社と霧島木質燃料株式会社の総投資額は、平成26年5月20日付で県のホームページに公開された両社の投資予定額を記載している)。



- (※1) 本事業の補助金である。
- (※2) 力強い木材産業づくり事業による補助金である。
- (※3) 霧島市木質バイオマス安定調達支援事業補助金である。

前述の協定書に記載された木材の単価は、いずれも木材の種類毎に「〇〇〇円/トン～」とされており、「〇〇〇円/トン」はどの供給業者との協定書でも同じ金額となっている。また、どの供給業者との売買契約書でも木材の単価は木材の種類毎に同一で、協定書の「〇〇〇円/トン」に1,000円を加えた金額となっている。

売買契約書の単価がどのようなプロセスを経て、いずれの供給業者とも同一の金額で、かつ、協定書の「〇〇〇円/トン」に1,000円を加えた金額となったかは不明である。

県エネルギー政策課によれば、県は民間における取引価格の決定について指導する立場になく、また、この単価は間伐材の取引相場から乖離していないことや、県外も含めて他の木質バイオマス発電会社でも木材調達価格を一律に決定する事例は少なくないことから問題は無いと考えている。さらに、市が独自に木質バイオマス安定調達支援事業を行っているが、これに関しても助言する立場にない。

他方、独立の第三者間の取引を前提にすると、木材自体の価格は一定であっても、様々な場所にある間伐材の搬入コスト、様々な供給業者固有のコストを勘案すれば、それぞれの供給業者ごとに木材単価は異なるのが自然である。すべての供給業者との木材契約単価が、決定プロセスが不明な中で同一の金額となっていると、何らかの意図により価格調整が行われたとの疑念を持たれる可能性がある。

仮に独立の第三者間の取引価格によらず、当事者間で何らかの意図により価格調整が行われれば、一部の当事者が不当に利益を享受し、一部の当事者が不当に損失を被る可能性がある。加えて、木材単価の決定プロセスに疑念を持たれること自体が、本事業に対する社会的な信頼性を失わせることにもつながりかねない。

以上から、県は霧島市に対して、霧島木質燃料株式会社と木材供給業者との木材単価の決定プロセスが当事者間において明瞭となるよう指導する必要がある。

② 本事業が本県林業・木材産業の再生に与える効果の情報発信について

本事業が、県内の林業・木材産業の再生という目的をどのように達成するかについて、県民の関心は高いと考えられる。県民がこの目的の達成状況を知るためには、県内の間伐材等が燃料となって発電事業者へどれだけ供給されているかなどの情報が必要である。したがって、県内の間伐材等の供給量やその他有用な情報を発電事業者が自主的に発信するよう、霧島市を通じて発電事業者へ促すことが必要である。

(8) かがしま木づかい推進事業(エネルギー政策課)

1) 事業の概要

所管部・局	企画部	所管課	エネルギー政策課	開始年度	平成 21 年度～
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進				
具体的な施策	木質資源や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図る。				
実施主体	市町村/団体等/県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	県森林整備推進等基金条例				
目的	県産材の利用拡大を図るため、木質バイオマス利用施設等の整備を行う。				
事業内容	木質バイオマス利用施設等の整備				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	木質バイオマス利用施設 (1 施設)				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		—	—	40,000
	決算		—	—	33,678
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	農林水産業費	林業費	林業振興指導費	委託料	0
				負担金補助及び交付金	33,678
				計	33,678

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額 (千円)
a	森林整備・林業木材産業活性化推進事業 (かがしま木づかい推進事業) 補助金	垂水市	33,678

a. 森林整備・林業木材産業活性化推進事業 (かがしま木づかい推進事業) 補助金

間伐資源等の活用とカーボンニュートラルを目的とし、道の駅たるみずの温泉施設に木質バイオマスエネルギーシステムの設備を導入する事業であり、県は事業主体である垂水市に対して補助金を支出している。

設備導入年度にあたる平成 25 年度においては、バイオマスボイラー施設設備一式 61,110 千円の導入費用が主な事業費であり、県は総事業費の約半分を補助金として負担し、残りが事業主体である市町村の負担である。設備は平成 26 年 4 月から運用開始されている。

(9) 資源リサイクル畜産環境整備事業(畜産課)

1) 事業の概要

所管部・局	農政部	所管課	畜産課	開始年度	平成 13 年度～	
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進					
具体的な施策	木質資源や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図る。					
実施主体	公益財団法人鹿児島県地域振興公社					
負担割合	(本土) 国 50 / 県 22.5 (離島) 国 55 / 県 25 (奄美) 国 60 / 県 25					
根拠法令等	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律、水質汚濁法、悪臭防止法					
目的	将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資する。					
事業内容	(基盤整備) 水質汚染防止基盤、畜産施設用地造成、用排水施設、周辺環境整備等 (施設整備) 家畜排せつ物等地域資源循環利用施設等					
事業の実施状況 (平成 25 年度)	施設用地造成 1 式 周辺環境整備 0.51ha 用排水施設整備 1 式 家畜排せつ物処理施設整備 12 式 他					
事業費推移 (千円)				平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算			444,908	387,353	598,696
	決算			201,458	107,621	215,418
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度	
	農林水産業費	畜産業費	畜産振興費	委託料	2,568	
				負担金補助及び交付金	204,206	
				その他	8,644	
				計	215,418	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	資源リサイクル畜産環境整備事業（肝属中央第5区）に係る調査業務委託	公益財団法人鹿児島県地域振興公社	1,260
		鹿屋市	427
		垂水市	181
		肝付町	300
		南大隅町	300
		錦江町	100
	計		2,568

a. 資源リサイクル畜産環境整備事業(肝属中央第5区)に係る調査業務委託

畜産経営に起因する環境汚染の防止対策や、畜産経営環境改善対策の必要がある地域における事業の的確かつ効率的な事業執行を図るため、新規地区における事業実施計画策定に必要な調査等を委託する業務である。公益財団法人鹿児島県地域振興公社、各市町に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由（公益財団法人鹿児島県地域振興公社）
実施要領上、事業主体は公社が実施することとなっており、計画策定により入手する個人情報の管理等を考慮すると事業主体である公社が計画策定を実施することが合理的で、調査業務や技術上の知識を有する公社は委託先として適している。

一者随意契約の理由（各市町）
本調査業務については、各市町の概要、土地の利用計画、家畜飼養計画さらに個人情報に伴う参加者の家畜排せつ物処理計画等を作成する必要があり、関係市町以外には委託できない。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	資源リサイクル畜産環境整備事業補助金	公益財団法人鹿児島県地域振興公社	204,206

a. 資源リサイクル畜産環境整備事業補助金

農業農村基盤整備、森林基盤整備、水産基盤整備等を目的とする農山漁村地域整備交付金制度において、その対象となる畜産環境総合整備事業の一部である資源リサイクル事業に対する補助金であり、公益財団法人鹿児島県地域振興公社のみに対する支出であり平成25年度における対象地区は下表のとおりである。

（単位：千円）

	平成24年度繰越	平成25年度	計
川辺第4地区	47,452	9,153	56,605
大隅第5地区	142,793	2,382	145,175
大隅第6地区	—	2,426	2,426
計	190,245	13,961	204,206

(10) 環境と調和した農業推進事業(食の安全推進課)

1) 事業の概要

所管部・局	農政部	所管課	食の安全推進課	開始年度	平成 20 年度～
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進				
具体的な施策	家畜排せつ物等の適正処理と良質堆肥生産技術の開発・普及を通じて、メタンなど温室効果ガスの排出抑制に努める。				
実施主体	県、農業者団体など				
負担割合	県 10 / 国 0 など				
根拠法令等	バイオマス活用推進基本法、有機農業の推進に関する法律				
目的	バイオマス（家畜排せつ物）の活用促進、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動（緑肥の作付け、有機農業など）の推進により環境と調和した農業を推進				
事業内容	家畜排せつ物の有効活用、有機農業の推進 など				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内 7 地域で施肥基準の展示・普及を行った。 ・ 26 市町村において地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援を行った。 など 				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		18,234	37,910	35,179
	決算		11,556	30,344	27,676
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	農林水産業費	農業費	肥料対策費	委託料	2,383
				工事請負費	0
				負担金補助及び交付金	17,132
				その他	8,160
			計	27,676	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	「キャベツの IPM 技術実証試験」に係る業務委託	国立大学法人宮崎大学	997
b	「さつまいもの IPM 技術実証試験」に係る業務委託	国立大学法人鹿児島大学	399
c	有機農業推進事業業務委託	特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会	987
	計		2,383

a. 「キャベツの IPM 技術実証試験」に係る業務委託

キャベツの栽培において、自然生態系が本来有する生物の制御機能を活用して害虫密度を抑制するための IPM 体系を確立するため、当該作物でこれまで一般的に使用されてきた化学合成農薬が地域在来の土着天敵に及ぼす影響と、土着天敵に影響の小さい農薬を用いた体系の土着天敵の保全効果を明らかにすることを目的とする。国立大学法人宮崎大学に対する一者随意契約となっている。

ここで、IPM（総合的病害虫・雑草管理；Integrated Pest Management）とは、耕種の防除（安全な種子や苗を使うなど）、物理的防除（太陽熱の利用など）、生物的防除（益虫を使うなど）、化学的防除（益虫にやさしい農薬の利用など）という 4 つの防除技術を組み合わせながら、病害虫や雑草の発生を抑える技術である。

一者随意契約の理由

物（昆虫、クモ類、ダニ類）の同定技術を有することや、曾於畑地かんがい農業推進センター管内に指定するキャベツ圃場において定期的に調査が可能などである。

b. 「さつまいもの IPM 技術実証試験」に係る業務委託

上記 a. の「キャベツの IPM 技術実証試験」に係る業務委託と同様である。国立大学法人鹿児島大学に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由

南薩地域振興局農政普及課管内に指定するさつまいも圃場において定期的に調査が可能であることなどである。

c. 有機農業推進事業業務委託

「鹿児島県有機農業推進計画」の推進を図り、有機農業に対する消費者の正しい理解と関心の増進に向けた取組を実施するため、情報誌や広報誌を通じた情報発信、消費者及び市場関係者に対するアンケート調査の実施等を委託したものである。特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
事業遂行には有機農業に関する正確で専門的な知識が不可欠であり、県内で唯一の JAS 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に基づく有機農産物の登録認定機関である特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会は、有機農業に関する正確で専門的な知識を備えている唯一の団体であるためである。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	環境保全型農業直接支援対策事業（環境保全型農業直接支払交付金）補助金	伊佐市他 25 市町村	12,081
b	土壌土層改良等条件整備事業（国事業名：強い農業づくり交付金）補助金	伊仙町、和泊町	4,765
c	環境保全型農業直接支援対策事業（環境保全型農業直接支払推進交付金）補助金	霧島市他 2 市町 鹿児島県水土里サークル活動支援協議会	210
d	鹿児島県有機 JAS 認定手数料助成金	個人農家	76
	計		17,132

a. 環境保全型農業直接支援対策事業（環境保全型農業直接支払交付金）補助金

本補助金は、化学肥料及び化学合成農薬の使用を慣行レベル（注 1）に比べて 5 割以上低減する取組と併せて、緑肥の作付けなど地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する補助金である。10アール当たり県から 2,000 円（その他、国 4,000 円、市 2,000 円）等の補助がなされる。対象となる農業者は、エコファーマー（注 2）の認定を受けている必要がある。

（注 1） 県の「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに関する慣行レベル」で規定された「節減対象農薬の使用成分回数」及び「化学肥料の窒素施用量」

（注 2） 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 28 日法律第 110 号）に基づき、「土づくり技術」「化学肥料使用低減技術」「化学合成農薬使用低減技術」を一体的に導入する計画を立て、県知事が認定した農業者

エコファーマーの認定目標数は平成 27 年度で 6,150 人であり、平成 25 年度末では 4,922 人となっている。エコファーマーの認定数の推移は以下のとおりである。

	平成 16 年度末	…	平成 22 年 度末	平成 23 年 度末	平成 24 年 度末	平成 25 年 度末	平成 27 年 度末 (目標年)
鹿児島	3,230	…	4,428	4,591	4,661	4,922	6,150
全国	75,678		211,163	216,341	201,760	186,451	—

全国のデータは「持続性の高い農業生産方式導入計画の認定状況」（農林水産省 平成 26 年 7 月 30 日）より。

- b. 土壌土層改良等条件整備事業（国事業名：強い農業づくり交付金）補助金
土壌改良事業に対する補助金であり、国が 1/2 を補助する。
- c. 環境保全型農業直接支援対策事業（環境保全型農業直接支払推進交付金）補助金
前述の「a.環境保全型農業直接支払交付金」の推進と確認に係る費用への補助金である。
- d. 鹿児島県有機 JAS 認定手数料助成金

農産物と農産物加工食品に「有機」や「オーガニック」などの名称を表示するには、有機 JAS マークが必要であるが、このためには、有機食品の JAS 規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査して認定する必要がある。本助成金は、登録認定機関に対する認定手数料の一部を補助する助成金である。平成 25 年度の交付件数は 3 件であった。なお、本助成金も「鹿児島県有機農業推進計画」の見直しに伴い、平成 25 年度をもって終了している。

3) 監査意見

① エコファーマーの認定数を増やす事業の見直しについて

本事業は、家畜排泄物等を肥料として利用することにより化学肥料を減らした環境にやさしい農業を支援するとともに、家畜排泄物から排出されるメタンガスの抑制にも間接的に役立っている。温室効果ガスの目標は他の事業と併せて達成されるものであり、本事業に直接関連づけられる目標としては、エコファーマーの認定数が適切である。

しかしながら、前述のとおり、エコファーマーの近年の認定数は微増にとどまり、平成 27 年度末での目標達成は難しいとみられる。これは、エコファーマーの認定数を増加させるという目標に対する本事業の有効性が失われつつあることを示している。したがって、これまでの、エコファーマーの認定を受けた農業者（当該事業年度内等にエコファーマーに認定されることが予定されている農業者を含む）に対する補助等を中心とする事業から、エコファーマーの認定を受ける予定のない農業者に認定を働きかける事業への転換が必要である。

この点、エコファーマーに対する金融機関の優遇措置等が図られているが、より一層の認定を促すためには、エコファーマー制度に対して、消費者と農家が魅力を感じるような事

業が必要である。このような事業としては、環境にやさしい農業による農産物を消費者が容易に識別し、かつ、その農産物に対して魅力を感じるような県独自のブランドマークの創設が考えられる。この場合、県には他に「かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)」の認証マークや、県の IPM の PR キャラクターである「チーム・マモット」など、消費者からみて意味の違いが分かりにくいマークがある。これらのマークに関連する農家数を整理すると次のようになる。

項目	戸数等
鹿児島県の総農家数	78,102 戸(※1)
うち販売農家数	45,855 戸(※1)
うち主業農家数	13,180 戸(※1)
エコファーマー認定農家数	4,922 人(※2)
IPM の PR キャラクター使用農家数	247 団体・個人(※3)
かごしまの農林水産物認証制度の認証取得者	238 団体・個人(※4)
有機 JAS 認定事業者（生産行程管理者）	137 団体・個人(※5)

(※1)平成 22 年 2 月 1 日時点。「2010 年世界農林業センサス」（農林水産省）より。

(※2)平成 25 年度末。「平成 25 年度主要施策の成果に関する調書」（鹿児島県）より。

(※3)食の安全推進課が把握している平成 27 年 1 月現在の農家数。

(※4)平成 27 年 1 月 27 日時点。鹿児島県のホームページより。

(※5)平成 26 年 12 月 26 日時点。特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会が公表している有機認定事業者一覧表より、住所が鹿児島県内の事業者を集計。

このように、県内には農産物に対する様々なブランドマークが存在するが、将来的には、これらを整理し、消費者に理解されやすいブランドを創設することを通じて、消費者と農家がエコファーマーに魅力を感じることを望ましい。エコファーマーに魅力を感じる農家が増えれば、エコファーマーも増加し、温室効果ガスを削減する農法のさらなる拡大が期待される。

② エコファーマーに対する事業について

エコファーマーとして認定されるためには、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画が県によって認定される必要がある。

この計画は 1 年目から目標年（原則として 5 年目）までを対象としているが、未達成であっても認定が取り消されないことから、化学肥料等の削減が確実に実行されるとは限らない。計画の実行性を高め、化学肥料等の削減を進めるためには、本来、計画の達成状況を

逐一検証することが求められるが、県内約 5 千のエコファーマーに対して検証することは実務上困難と考えられる。

したがって、計画の実行性を高めるために、エコファーマーに対して、計画を実行するためのインセンティブを与える事業を検討する必要がある。この点、化学肥料等の慣行レベルに対する削減割合が 50%未満でも、IPM の PR キャラクターの使用や、「かごしまの農林水産物認証制度」に基づく支援がなされているところではあるが、より計画実行のインセンティブを高めるために、削減割合に応じて遡増する補助金の交付など、県独自の事業を検討する必要がある。なお、その際には、多数のエコファーマーからの申請に対する事務処理が県にとって過剰な負担とならないように手続面を配慮する必要がある。

(11) 企業誘致促進事業(産業立地課)

1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	昭和 60 年度～
関連する施策	新エネルギー導入の推進				
具体的な施策	県内の新エネルギー関連企業の育成や県外企業の誘致を積極的に行い、雇用を創出し、地域振興を促進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	—				
目的	地域の特性を生かした優良企業の立地を図るため、迅速・的確な企業立地動向の把握、本県立地環境の積極的なPR、企業訪問など効果的な誘致活動を展開する。				
事業内容	<p>企業訪問・折衝、本県立地環境等のPR資料作成、企業立地懇話会等の開催、進出企業フォローアップ など</p> <p>かごしま製造業振興方針において、環境・新エネルギー産業、バイオ関連産業を新成長産業分野として設定し、重点的に企業誘致活動に取り組んでいる。県内に事業所のない事業者が新たに本県に事業所を設置すること（新設）、既に県内に事業所を有している事業者が県内に事業所や機械設備を取得すること（増設）を促進している。</p>				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	平成 25 年度の立地決定件数は 37 件（うち県内企業 14 件）。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		18,046	20,924	28,092
	決算		15,267	17,519	25,023
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	商工費	工鉱業費	工業振興費	委託料	6,438
				負担金補助及び交付金	1,452
				その他	17,133
			計	25,023	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	電子関連産業の企業誘致促進にかかる情報収集業務委託	エス・ティ・コンサルティング・アンド・リサーチ株式会社	1,988
b	企業誘致活動の推進にかかる企業情報等収集業務委託	株式会社東京商工リサーチ	794
c	広告掲載・その他	10 件	3,655
	計		6,438

a. 電子関連産業の企業誘致促進にかかる情報収集業務委託

県の産業立地施策の立案に資するため、半導体関連などの業界知識や個別企業の動向についての調査・報告業務を委託したものである。エス・ティ・コンサルティング・アンド・リサーチ株式会社に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
委託する調査業務の目的は、半導体、太陽電池、リチウムイオン二次電池などの電子関連産業に関して、関係企業の最新の投資情報・業界動向を把握し、効率の良い誘致活動及び他見に先駆けた誘致活動を行うことである。上記の業者は、電子産業界に精通している産業タイムズ社が企業誘致コンサルタント業務等を行うために設立した企業（産業タイムズ社が取材活動により収集した企業の設備投資動向等を提供するもの）であり、電子産業界における各種製品情報や個別企業の具体的な動向に関する情報収集システムを有していること、また、それに基づき地方自治体に対するコンサルティングを行っている企業は他にないことから、上記の業者と随意契約を行う。

b. 企業誘致活動の推進にかかる企業情報等収集業務委託

企業誘致活動の立案に資するため、具体的には県外に立地する企業で県内出身者企業をスクリーニングするなどの手法により、効率的な企業誘致のための情報収集に関する業務を委託したものである。2 者指名競争入札により決定された。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	業界団体等 賛助会費	鹿児島県企業誘致推進協議会、一般社団法人半導体産業人協会等	1,452

a. 業界団体等 賛助会費

企業誘致を目的とする市町村等との共同運営団体や業界団体等への賛助会費である。

(12) 環境・新エネルギー産業販路開拓支援事業(産業立地課)

1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	産業立地課	開始年度	平成 25 年度	
関連する施策	新エネルギー導入の推進					
具体的な施策	県内の新エネルギー関連企業の育成や県外企業の誘致を積極的に行い、雇用を創出し、地域振興を促進する。					
実施主体	県					
負担割合	県 0 / 国 10					
根拠法令等						
目的	環境・新エネルギー関連製品を開発する中小製造業者を対象に、県外で開催される展示会等への出展支援や同製品の認知度向上を図ると共に販路拡大を支援する。					
事業内容	県外で開催される展示会等において鹿児島県ブースを確保し、県内中小製造業者の出展を支援する。					
事業の実施状況 (平成 25 年度)	「Eco Expo Asia」(世界的に認知度のある主にビジネス関係者向けの見本市(香港での開催、来場者数約 1 万 7 千人、出展社数約 300 社)) 「エコプロダクツ 2013」(国内最大規模の環境配慮型製品・サービスに関する一般向け展示会(東京で毎年 12 月の開催、来場者数約 17 万人)への出展支援)					
事業費推移 (千円)				平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算			—	—	14,016
決算			—	—	13,803	
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度	
	労働費	労政費	就職促進費	委託料	13,803	
				計	13,803	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額(千円)
a	環境・新エネルギー産業販路開拓支援事業(起業支援型地域雇用創造事業)	株式会社リサーチ&コンサルティング鹿児島	13,803

a. 環境・新エネルギー産業販路開拓支援事業(起業支援型地域雇用創造事業)

環境・新エネルギー分野に属する県内企業が開発・製造した製品の認知度向上と販路拡大の支援のため、事業者の選定・アプローチから展示会への出展サポートの企画提案を委託したものである。同社は、エコプロダクツ 2013 や Eco Expo Asia の 2 つの展示会参加をサポートし、県内エコ製品を国内外で PR した。

3. 森林の整備・保全の推進

(1) 造林補助事業(森林経営課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	森林経営課	開始年度	昭和 26 年度～
関連する施策	森林の整備・保全の推進				
具体的な施策	二酸化炭素の吸収源として森林の適切な保全・整備を図るため、間伐等の森林整備を通じて、二酸化炭素を吸収し、長期にわたって固定しうる森林づくりに努める。				
実施主体	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人ほか				
負担割合	県 1～2 / 10 国 3 / 10 市町村等 5～6 / 10				
根拠法令等	森林法、県造林事業補助金交付要綱				
目的	森林の有する多面的機能の維持・増進を図り森林環境の保全に資するため、自然条件や地域ニーズに応じた森林整備を計画的に推進する。				
事業内容	人工造林、下刈、間伐等の実施に係る経費の補助				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	人工造林 304.11ha 下刈 1,009.03ha 間伐 3,074.47ha ほか				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		1,593,770	1,566,704	1,532,704
決算			1,374,614	1,594,389	1,883,084
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	農林水産業費	林業費	造林費	委託料	6,604
				負担金補助及び交付金	1,803,075
				その他	73,405
計				1,883,084	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	造林・間伐事業管理システム開発業務委託	富士通エフ・アイ・ピー株式会社鹿児島支店	3,491
b	森林情報システムの森林計画図データ作成・修正等業務委託	パシフィックコンサルタンツ株式会社鹿児島事務所	1,420
	その他		1,692
	計		6,604

a. 造林・間伐事業管理システム開発業務委託

造林・間伐において県が使用している管理システムを林野庁の要領改正等に合わせて変更する業務の委託である。富士通エフ・アイ・ピー株式会社に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
当初開発、その後の国の要領改正等に伴うシステム開発及び機能追加を行ってきた契約先であり、これまで開発されたプログラミングのルーチン、モジュールを活用することが効果的、経済的である。

b. 森林情報システムの森林計画図データ作成・修正等業務委託

造林地を正確に反映するための森林計画図データ入替に係る業務委託であり、9者による指名競争入札において決定された。なお、下表の内、目名称が造林費に分類された分が上記委託料として計上されている。

森林計画図への造林地データ作成経費	目（千円）		
	造林費	その他の目	計
	1,420	7,407	8,827

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	森林環境保全直接支援事業	各森林組合、市町、民間業者等	1,759,521
b	環境林整備事業	各森林組合、市町、民間業者等	43,553
	計		1,803,075

a. 森林環境保全直接支援事業

森林環境保全直接支援事業は、適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること、より広い範囲で低コスト作業システムを確立する条件を整えること等を段階的、有機的に進

めていくことにより、林業生産活動等が継続的に実施される仕組みを作り上げつつ森林整備を行うための補助金である。

b. 環境林整備事業

環境林整備事業は、林業的な取組で対応できない森林や、急傾斜の森林など条件不利森林等を対象として公的な関与による森林整備を強化することにより、森林全体の公益的機能を確保するための補助金である。

いずれも査定額の10分の4(分収林等については10分の5)が補助金として交付される。

(2) ふるさとの森再生事業(かごしま材振興課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	かごしま材振興課	開始年度	平成 21 年度～				
関連する施策	地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進								
具体的な施策	事業者等による森林の整備を促進する。								
実施主体	市町村、森林整備公社、森林組合、林業事業者等								
負担割合	知事が認める標準経費の 6.5/10 と実行経費のいずれか低い額とする。 (事業内容別に異なる)								
根拠法令等	県森林整備推進等基金条例、県森林・林業振興基本計画								
目的	利用期を迎えつつある人工林資源を有効に活用するため、効率的かつ安定的な森林経営の基盤づくりや木材の安定供給体制づくりを進め、林業・木材産業の再生を図る								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐等 ・ 路網整備 ・ 高性能林業機械の導入 <p>本事業は森林整備・林業木材産業活性化推進事業の一部であり、平成 21 年度から開始された。</p> <p>森林整備・林業木材産業活性化推進事業の内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">ふるさとの森再生事業 (かごしま材振興課木材生産係)</td> </tr> <tr> <td>「森林整備推進等基金」推進体制整備事業 (かごしま材振興課木材加工流通係)</td> </tr> <tr> <td>力強い木材産業づくり事業 (かごしま材振興課木材加工流通係)</td> </tr> <tr> <td>かごしま木づかい推進事業 (かごしま材振興課木材利用推進係)</td> </tr> </table>					ふるさとの森再生事業 (かごしま材振興課木材生産係)	「森林整備推進等基金」推進体制整備事業 (かごしま材振興課木材加工流通係)	力強い木材産業づくり事業 (かごしま材振興課木材加工流通係)	かごしま木づかい推進事業 (かごしま材振興課木材利用推進係)
ふるさとの森再生事業 (かごしま材振興課木材生産係)									
「森林整備推進等基金」推進体制整備事業 (かごしま材振興課木材加工流通係)									
力強い木材産業づくり事業 (かごしま材振興課木材加工流通係)									
かごしま木づかい推進事業 (かごしま材振興課木材利用推進係)									
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐 525ha ・ 路網整備 100,717m ・ 高性能林業機械 11 台 								
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度				
	当初予算		1,057,463	1,253,575	922,991				
決算			1,102,694	473,952	423,831				
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度				
	農林水産業費	林業費	林業振興指導費	委託料	9,350				
				負担金補助及び交付金	414,081				
				その他	400				
			計	423,831					

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	林業専用道（規格相当）測量設計委託	一般社団法人鹿児島県治山林道協会	4,850
b	ふるさとの森再生事業（搬出間伐・保育間伐、六郎館団地）	大隅森林組合	3,156
c	ふるさとの森再生事業（搬出間伐、万九郎団地）	内之浦森林組合	1,344
	計		9,350

a. 林業専用道（規格相当）測量設計委託

肝付町・岸良・地内地区県有林内の林業専用道六郎館循環線 2.5 kmの測量設計業務を委託した。9社の指名競争入札による契約である。

b. ふるさとの森再生事業（搬出間伐・保育間伐、六郎館団地）委託

六郎館団地の県有林内の搬出間伐業務・保育間伐業務を委託した。8社の指名競争入札による契約である。

c. ふるさとの森再生事業（搬出間伐、万九郎団地）委託

万九郎団地の県有林内の搬出間伐業務を委託した。8社の指名競争入札による契約である。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	ふるさとの森再生事業補助金	鹿児島市ほか県内自治体、森林組合、民間事業者等	414,081

a. ふるさとの森再生事業補助金

間伐等（不用木の除去（侵入竹を含む）、不良木の淘汰、支障木やあばれ木の伐倒、搬出集積、その他付帯施設整備）、路網整備、高性能林業機械の導入に対して補助金を交付するものである。なお、「間伐等」については平成 25 年度において終了したため平成 26 年度以降の間伐等については造林補助事業や森林環境整備事業に基づく補助金が支出されることになる。下表にあるように、市町としては当該事業を活用して市町村有林で間伐等を実施した際の市町村負担率（＝1－補助率）は 3.5/10 となるが、その額は後日特別交付税として一定額までは国から還付がある。

事業区分	補助対象経費	金額（千円）
間伐等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐等の実施及び森林作業道の整備 ・ 関連条件整備活動 	156,488
路網整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業専用道整備 ・ 森林作業道整備 ・ 関連条件整備活動 	187,717
高性能林業機械の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能林業機械の導入 ・ 市町村指導等事業 	69,875
	計	414,081

また、平成 24 年度に国が制度を改訂した際の制度設計の遅延を受けて、県の事務執行にも遅延が生じた。そのため同年度以降の予算の大半が翌年度以降に繰り越される結果となっている。

（単位：千円）

	平成 24 年度			平成 25 年度			
	当初予算	補正予算	決算	繰越予算	当初予算	補正予算	決算
平成 24 年度	1,253,575	1,210,653	473,952	736,698			695,955
平成 25 年度					922,991	915,621	423,831

(3) 森林病虫害等防除事業(森づくり推進課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	森づくり推進課	開始年度	昭和 25 年度～
関連する施策	森林の整備・保全の推進				
具体的な施策	松くい虫被害の防止を図る。				
実施主体	県・市町村				
負担割合	県営委託(国 5 県 5、県 10) 奨励補助(国 5 県 2.5、県 5 市町村 5)				
根拠法令等	森林病虫害等防除法				
目的	保安林等の公益的機能の高い重要な松林を対象に特別防除、地上散布による予防措置のほか、被害木の伐倒駆除、特別伐倒駆除を実施し被害防止を図る。				
事業内容	特別防除、地上散布、伐倒駆除、その他				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布 932ha、地上散布 185ha、伐倒駆除等 4,220 m ³ を実施。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		162,032	163,784	142,518
	決算		138,757	185,969	141,873
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	農林水産業費	林業費	森林病虫害防除費	委託料	107,901
				負担金補助及び交付金	17,903
				その他	16,069
				計	141,873

(備考)

「森林病虫害等防除事業」及び「保全松林健全化整備事業」、「森林機能再生促進事業(森林病虫害防除)」は、松くい虫(松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫)被害の防除対策により健全な森林整備を行っている。また、「森林機能再生促進事業(広葉樹林化等の再生)」により、松くい虫の被害を受けた地域において広葉樹林化を促進し、健全な森林づくりに務めている。

国事業	県事業		種類 ※1	事業区分	事業主体	補助率
森林病虫害防除事業	森林病害虫等防除事業	松くい虫駆除事業 松くい虫伐倒駆除事業（県営委託）	A B	特別防除、地上散布、伐倒駆除等	県	国 5/10 県 5/10 10/10
		松くい虫駆除事業（奨励補助）	C D	特別防除、地上散布、伐倒駆除等	市町村	国 5/10 県 2.5/10 5/10

※1 森林保全の観点から区分された森林種類は下記の4通りである。

A. 高度公益機能森林（県主体）	保安林、その他公益的機能の高い森林であって、松以外では機能を確保できない森林
B. 被害拡大防止森林（県主体）	被害対策を緊急に行わなければ、高度公益機能森林に著しく被害が拡大するおそれがある森林
C. 地区保全森林（市町村主体）	森林所有者等が、自主的に高度公益機能森林への被害拡大を防止する措置を実施し、保全を図る森林
D. 地区被害拡大防止森林（市町村主体）	被害拡大防止森林に準じた対策を行う森林

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	特別防除（薬剤空中散布）	鹿児島国際航空株式会社	9,891
b	特別防除（地上作業）、地上散布、伐倒駆除、被害防止対策等	鹿児島市ほか 16 市町村、森林組合等	98,010
	計		107,901

松くい虫駆除事業（県営委託）及び松くい虫伐倒駆除事業（県営委託）に関する委託料であり、県が実施する防除事業である。

a. 特別防除（薬剤空中散布）

薬剤の空中散布に関する委託料であり、委託先は一般競争入札により選定されている。

b. 特別防除（地上作業）、地上散布、伐倒駆除、被害防止対策等

特別防除の地上作業、地上散布、伐倒駆除、被害防止対策等に関するものである。

県は市町村に委託し、市町村は森林組合等に指名競争入札等により再委託を行っているか、または、県が直接に森林組合に委託している。

うち、大島支庁の執行額が 51,564 千円と高い割合を占めている。奄美地域の希少動植物を保護するために薬剤散布が実施できないため、専ら伐倒駆除で防除対策を実施している。大島本島における松くい虫被害は南部から北部に被害が拡大している。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	松くい虫被害対策自主事業（奨励補助）	指宿市ほか 5 市町	17,903

a. 松くい虫被害対策自主事業（奨励補助）

松くい虫駆除事業（奨励補助）に関する事業であり、地区実地計画内で市町村が実施する防除事業である。市町村は森林組合等に指名競争入札等により執行している。

(4) 保全松林健全化整備事業(森づくり推進課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	森づくり推進課	開始年度	平成9年度～
関連する施策	森林の整備・保全の推進				
具体的な施策	松くい虫被害の防止を図る。				
実施主体	県				
負担割合	県5 / 国5				
根拠法令等	森林病虫害等防除法				
目的	高度公益機能森林において、松くい虫被害の拡大を防止するため、伐倒駆除を実施し、健全な松林の整備を図る。				
事業内容	伐倒駆除				
事業の実施状況 (平成25年度)	高度公益機能森林において、衛生伐1,848 m ³ を実施した。				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		34,000	22,000	56,000
	決算		25,190	22,000	44,988
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	農林水産業費	林業費	森林病虫害防除費	委託料	44,688
				その他	300
				計	44,988

国事業	県事業	種類 ※1	事業区分	事業主体	補助率
環境林整備事業	保全松林健全化整備事業	A	衛生伐	県	国5/10 県5/10

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額(千円)
a	保全松林健全化整備事業	龍郷町、天城町、奄美市、和泊町	44,688

a. 保全松林健全化整備事業

奄美大島における松林の衛生伐に関する委託料である。県は市町村に委託し、市町村は松くい虫の被害木の駆除を特殊技術を要する森林組合等に指名競争入札等により再委託を行っている。市町村は、森林所有者への協力要請や駆除作業指導や実績確認等を行っている。

(5) 森林機能再生促進事業(森づくり推進課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	森づくり推進課	開始年度	平成 25 年度
関連する施策	森林の整備・保全の推進				
具体的な施策	松くい虫被害の防止を図る。				
実施主体	県、市町村				
負担割合	県 0 / 国 10				
根拠法令等					
目的	病虫害等により被害を受けた地域において、公益上重要な森林の防災機能や景観保全機能等の公益的機能の回復のための被害木の伐倒駆除や広葉樹林化の促進を図る。				
事業内容	伐倒駆除				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林病虫害駆除 1,258.25 m³ ・ 広葉樹林等の再生 188.10ha 				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		—	—	115,852
	決算		—	—	115,852
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	農林水産業費	林業費	林業振興指導費	委託料	23,900
				負担金補助及び交付金	91,952
				計	115,852

国事業	県事業		事業区分	事業主体	補助率
森林整備加速化・林業再生事業	森林機能再生促進事業	森林病虫害獣害対策	ライフライン周辺の広葉樹林化の促進	市町村	国 10/10 (定額)
			森林病虫害防除	県	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	森林機能再生促進事業（森林病虫害防除）業務委託	指宿市ほか7市町	23,900

a. 森林機能再生促進事業（森林病虫害防除）業務委託

奄美大島以外の地域における森林病虫害防除に関する委託料である。

県は市町村に委託し、市町村は松くい虫の被害木の駆除を特殊技術を要する森林組合等に指名競争入札等により再委託を行っている。市町村の業務は、森林所有者への協力要請や駆除作業指導や実績確認等である。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	森林整備・林業木材産業活性化推進事業	瀬戸内町、宇検村、大和村	91,952

a. 森林整備・林業木材産業活性化推進事業

松くい虫により被害を受けた大島南部地域において、森林の機能を再生させるため、被害木の伐採等を行ない広葉樹林化を促進している。

特殊技術を有する森林組合などに対して指名競争入札等により執行している。

(6) 森林にまなびふれあう推進事業(地球温暖化対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	地球温暖化対策課	開始年度	平成 22 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	自然に生息・生育する多様な動植物や人と自然との共生等について環境学習などにより、自然保護思想の普及啓発を推進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	県森林環境税条例、県地球温暖化対策推進条例				
目的	<p>県民が森林に触れ森林づくりを体験する機会を創出し、自ら取り組む活動を支援することにより、県民参加による森林づくりを推進する。</p> <p>小中学校等における継続的な森林環境教育を推進し、将来にわたって森林をまもりそだてる意識の醸成を図る。</p>				
事業内容	<p>森林とのふれあいの推進、</p> <p>森林・林業の学習体験活動の推進、</p> <p>森林環境教育の推進、</p> <p>緑の少年団の活動促進</p>				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「みどりの感謝祭」(4月29日)、「九州森林の日植樹祭」(11月)の開催 ・森林の体験活動支援事業の実施 (41 団体、7,129 人参加) ・森林環境教育指導者養成研修の実施 ・学校林等活動コンクールの実施 ・緑の少年団活動発表大会の実施 				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		22,650	22,556	20,378
	決算		21,862	21,950	19,733
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	農林水産業費	林業費	林業総務費	委託料	4,333
				負担金補助及び交付金	14,600
				その他	799
			計	19,733	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	「九州森林の日」植樹祭開催業務委託	株式会社中野企画事務所	1,017
	「九州森林の日」植樹祭植樹会場整備業務委託	かごしま森林組合	452
	「九州森林の日」植樹祭警備業務委託	ナンサツ総合警備保障有限公司	135
b	「みどりの感謝祭」開催業務委託	株式会社中野企画事務所	954
	「みどりの感謝祭」警備業務	連峰警備保障有限公司	93
c	「緑の少年団活動発表大会」に関する業務委託	公益財団法人かごしまみどりの基金	632
d	「森林環境教育指導者養成研修」に関する業務委託	大野 ESD 自然学校	598
e	「森林環境税関係事業」広報啓発業務委託	株式会社鹿児島島映広	449
	計		4,333

a. 「九州森林の日」植樹祭開催業務委託、「九州森林の日」植樹祭植樹会場整備業務委託、「九州森林の日」植樹祭警備業務委託

平成 25 年 11 月 10 日に県立吹上浜海浜公園で開催（当日、直前の雨で中止となった）された「九州森林の日」植樹祭に関連する支出であり、「植樹祭開催業務委託」は植樹祭を開催するに当たりイベント会場及び会場周辺の準備作業及びイベント運営を行うため（4 者による指名競争入札）、「植樹祭植樹会場整備業務委託」は参加者が植樹を行う会場の整備を行うため（3 者見積徴収による随意契約）、「植樹祭警備業務委託」は会場及び会場周辺の警備業務を行うため（2 者見積徴収による随意契約）のものである。

b. 「みどりの感謝祭」開催業務委託、「みどりの感謝祭」警備業務

平成 25 年 4 月 29 日に県民の森（始良市牟田山地区）で開催された「みどりの感謝祭」に関連する支出であり、「開催業務委託」は「みどりの感謝祭」における記念式典・緑の教室等の運営・制作等を行うため（6 者による指名競争入札）、「警備業務」は会場及び会場周辺の警備業務を行うため（3 者見積徴収による随意契約）のものである。

c. 「緑の少年団活動発表大会」に関する業務委託

平成 25 年度鹿児島県緑の少年団活動発表大会（計 12 団、163 人が参加）の運営に関する支出である。平成 17 年度から公益財団法人かごしまみどりの基金に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
各地域の緑の少年団活動を熟知しており、緑の少年団との連絡調整、発表会への助言・指導が円滑に実施でき、全国の緑の少年団連盟の活動情報や活動を活性化させるためのノウハウを有している。

鹿児島県緑の少年団活動発表大会
緑の少年団活動の活性化と組織体制の充実を図るため、活動発表大会を開催し、地域の森林保全・緑化活動に優れた団を紹介することにより、相互研鑽による団員及び指導者の資質向上と地域緑化の推進に資することを目的とする。
緑の少年団
次代を担う少年少女たちが「緑を愛し」、「緑を守り」、「緑を育てる心を養う」ことを通じて、自然を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体で、平成 24 年度末で 68 団（うち 9 団は休団中）が県内各地で学習、奉仕、野外（レクリエーション）等の活動を行っている。

d. 「森林環境教育指導者養成研修」に関する業務委託

平成 25 年 8 月 2 日～4 日に演習林事務所で開催された「森林環境教育指導者養成研修 2013」（17 名参加）及び平成 26 年 2 月 26 日にかごしま県民交流センターで開催された「森林環境教育入門講座 2014」（25 名参加）に関連する支出である。大野 ESD 自然学校に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
役員が大学教授など森林環境教育の分野に精通しており、多様なプログラムと指導者を有し、小・中学校の教員に対する森林環境教育指導者養成研修の実績もあり、優れた専門性やノウハウ、機動性を持ち、県内に他の団体もない。

e. 「森林環境税関係事業」広報啓発業務委託

森林環境税を財源とした取り組みを普及啓発するポスターのデザイン製作及び印刷、広告掲載、鹿児島市電及び市バスの車内ポスター広告の企画・製作に関連する支出である（2 者企画提案公募による随意契約）。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	森林の体験活動支援事業補助金	自治会、NPO、森林ボランティア等 41 団体	14,600

森林環境税を原資として補助金が交付される事業（下表一覧参照。鹿児島県森林環境税関係事業補助金交付要綱第 2 条より抜粋）の一部である。

事業区分	事項	事業種目
森林とのふれあい推進事業	森林の体験活動支援事業	
森林環境整備事業	森林づくり推進活動支援	森林づくり推進員活動
		森林づくり情報整備
	森林づくり間伐整備	間伐等
	森林づくり路網等整備	路網整備
		間伐機械等整備
未来につなぐ森林づくり	再造林等助成	

a. 森林の体験活動支援事業補助金

県民の森林・林業に対する理解と森林づくりへの参加を促進するため、県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する「学習活動」や「体験・実践活動」を支援するための補助金である。開催を希望する団体から各地域振興局等を通じて公募を行い、選定委員会において審議決定される。平成 25 年度における実施状況は下表のとおりである。

地域名	事業 件数	参加者数 (名)	助成確定額 (千円)	主な事業
				開催団体名
鹿児島	12	2,945	5,376	「地球に緑を 桜島を緑に」どんぐり照葉樹の森づくり
				桜島どんぐりころころ植樹祭実行委員会
始良・伊佐	9	1,085	2,804	水と森の学校～見つめよう私たちの山野の森、水環境を通した森林環境学習～
				伊佐市立山野小学校 P T A
大隅	8	838	2,060	森林の役目を学び「森と友達」になろう
				くまそ自然塾
その他 4 地区	12	2,261	4,359	
計			14,600	

また、平成 26 年 4 月 15 日にかごしま県民交流センターにおいて平成 25 年度活動事例発表会が開催（約 70 名が参加）され、鹿児島、南薩、始良・伊佐の代表が発表を行った。

(7) 治山事業(森づくり推進課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	森づくり推進課	開始年度	昭和 26 年度～
関連する施策	地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進				
具体的な施策	機能が低下した保安林において、治山事業等による保全対策を実施するとともに、保安林の適切な管理と指定の拡充を図る。				
実施主体	県 市町村				
負担割合	県 10、9、5～7 のいずれか				
根拠法令等	森林法等				
目的	台風・梅雨等による集中豪雨や、火山・地震等に起因する山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成、地球温暖化防止等を図る。保安林指定のある地域や指定予定地域を山間部法面工事や海岸地域護岸工事等により保全し、保安林の維持・拡大の取り組みを通じて水源かん養や住環境保護を行う。				
事業内容	山地治山事業、水源地域等保安林整備事業、防災林整備事業、県単治山事業等 国の直轄事業は平成 25 年度において 1 箇所 240,000 千円(桜島地区民有林直轄治山事業)、国庫補助の一般公共治山事業は合計 28 箇所 1,430,034 千円、農山漁村地域整備交付金による一般公共治山事業は 29 箇所 1,812,610 千円、県単治山事業は 128 箇所 419,294 千円、その他災害復旧等事業				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	71.1ha の森林造成・維持管理を実施。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		4,289,782	4,500,596	4,483,938
	決算		4,039,583	4,420,539	4,984,611
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	農林水産業費	林業費	治山費	委託料	433,138
				工事請負費	3,966,488
				負担金補助及び交付金	326,350
				その他	258,635
			計	4,984,611	

一般公共治山事業（補助事業）

事業名			事業の趣旨・目的等	補助率	
一般公共治山	山地防災対策	復旧治山	荒廃山地の復旧整備	内地・離島 1/2 (0.55) 奄美 2/3	
		防災林造成	防災林造成	海岸防災林造成	内地・離島 1/2 奄美 6/10
			保安林整備	保安林緊急改良	保安林（1～7号）及び治山事業施行地の森林の改良整備
	水源地域等保安林整備	水源地域整備	水源森林再生対策	水資源の確保と国土の保全に資する荒廃地の復旧整備	内地・離島 1/2 (0.55) 奄美 2/3
		保安林整備	保安林改良	保安林（1～7号）及び治山事業施行地の森林の改良整備	内地・離島・奄美 1/2
			複層林型保安林整備推進	複層林への誘導・造成等	内地・離島・奄美 1/2

一般公共治山事業（農山漁村地域整備交付金）

事業名	事業の趣旨・目的等	採択基準	補助率		
一般公共治山	予防治山	荒廃危険山地の崩壊等の予防	1 1・2級河川上流 2 その他 ①市街地又は集落（人家10戸以上） ②主要公共施設 ③農地10ha以上、ため池等 ④漁場（受益20戸数以上）	内地・離島 1/2 (0.55) 奄美 2/3	
	山地治山	地域防災総合治山	山腹崩壊対策及び土石流対策の総合的な実施	1 山地災害危険地区が存する一定地域であって、人家等が50戸以上に直接被害を与えるおそれのある箇所	内地・離島 1/2 (0.55) 奄美 2/3
		水土保全治山	林地荒廃防止	1 激甚災害被災地、特殊土壌地帯 2 人家5戸以上 3 主要公共施設 4 農地、ため池、用排水施設、漁場等	内地・離島 1/2 (0.55) 奄美 2/3

県単治山事業

事業名	事業の趣旨・目的等	採択基準	補助率
県営県単治山	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業対象とならない小規模崩壊地のうち公共の利益の保護に寄与するもの	1 公共施設の保護 2 重要なため池又は用水施設の保護 3 農地 2ha 以上 4 その他知事が必要と認めるもの	県 9/10 市町村 1/10
県単補助治山	自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業対象とならない小規模崩壊地のうち特定の人家等の保護を図るため、市町村において行うもの	1 人家 2 戸以上 2 その他知事が必要と認めるもの	県 7/10 (5/10) 市町村 3/10 (5/10) () は地域防災計画箇所以外
県単治山施設修繕	県営治山事業により施行した既設治山施設の災害復旧及び修繕で国庫補助事業の対象とならないもの	1 既設治山施設	県 10/10
県単治山施設機能再生対策	既設治山ダム等に土砂・流木等が異常堆積し、二次災害の危険性が高まっている箇所のうち、国庫補助対象とならないものについて、土砂等の排除を行う	1 森林法代 41 条で規定する保安施設事業で実施した治山施設	県 10/10
県単水源かん養ミニダム整備	水資源の確保を図る必要のある小流域の溪間工、山腹工及び森林整備を行う	1 流域の森林面積 20ha 以上及び受益戸数 20 戸以上で森林面積の大半が水源かん養保安林であること 2 その他知事が特に必要と認めるもの	県 9/10 市町村 1/10

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額 (千円)
a	現地調査、測量設計	一般社団法人鹿児島県治山林道協会ほか 13 社	264,208
b	保安林緊急改良事業	あまみ大島森林組合、曾於地区森林組合、有限会社中野木材、上野物産株式会社	91,515
c	その他		77,415
	計		433,138

a. 現地調査、測量設計

各地の工事に関連して実施する現況調査や測量調査などを委託したものである。委託先は随意契約や指名競争入札等の方法で選定されている。保安林指定調査については、一般社団法人鹿児島県治山林道協会に対する随意契約となっている。

一者随意契約の理由
当委託では、治山事業施工地に係る保安林指定調査を行い、保安林として指定すべき範囲を特定し、現場に即した指定施業要件を決定した上で図面等を作成することから、指名業者には、治山事業や森林技術に関する専門知識と保安林制度に関する理解と経験が必要とされる。このような専門技術者を有しているのは、一般社団法人鹿児島県治山林道協会のみであることから推薦する

b. 保安林緊急改良事業

治山事業施行地の森林の改良のため、植栽等による緑化作業を委託したものである。委託先は指名競争入札等の方法で選定されている。

c. その他

治山台帳管理や保安林情報管理のためのシステム投資や、県にまたがる地域（海岸防災林など）の現況調査による台帳情報の更新に関するもの、管理人員が不足している地域における治山事業現場技術等を委託したものである。

② 工事請負費

	工事名	請負先	金額（千円）
a	林地荒廃防止事業	株式会社寿産業ほか延べ 81 社	1,579,430
b	復旧治山事業	藤田建設興業株式会社ほか延べ 38 社	1,226,345
c	予防治山事業	丸福建設株式会社ほか延べ 16 社	392,558
d	海岸防災林造成事業	株式会社峰山建設ほか延べ 10 社	332,372
e	県営県単治山事業、県単水源かん養ミニダム整備事業、県単治山施設修繕事業	株式会社丸俊建設ほか延べ 61 社	276,103
f	施設災害	2 件	55,382
g	水源森林再生対策事業	明廣建設株式会社、津曲工業株式会社	47,732
h	保安林緊急改良事業、奥地保安林保全	有限会社外西建業、株式会社時任建設、株式会社宇都組	56,565
	計		3,966,488

a. 林地荒廃防止事業

激甚災害被災地域や特殊土壌地帯の山地災害の未然防止に関する工費である。指名競争入札の方法で委託先を選定して工事が実施されている。また、工事監査によって環境に配慮した公共事業が実施されているかどうかの他、労働安全・施行体制・監督業務・施工管理

等についてチェックを通じて適正な執行体制が確保されている（以下、同様）。

b. 復旧治山事業

荒廃山地の復旧整備に関する工費である。

c. 予防治山事業

荒廃危険山地の崩壊等の予防に関する工費である。

d. 海岸防災林造成事業

海岸の飛砂・潮害・風害等の防備に関する工費である。

e. 県営県単治山事業、県単水源かん養ミニダム整備事業、県単治山施設修繕事業

国庫補助事業対象とならない小規模崩壊地に関する工費などである。

f. 施設災害

防災施設自体に災害が生じた際の復旧に関する工費である。

g. 水源森林再生対策事業

水資源の確保と国土の保全に資する荒廃地の復旧整備に関する工費である。

h. 保安林緊急改良事業

保安林及び治山事業施行地の森林の改良整備に関する工費である。

③ 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	民有林直轄治山事業負担金	桜島地区民有林直轄治山事業負担金	229,503
b	県単補助治山事業補助金	瀬戸内町ほか 11 市町村	96,827
	その他		20
	計		326,350

a. 直轄治山

桜島地区民有林直轄治山事業について国に対して支払う負担金である。単年度事業費 50 億円以上の治山事業は国が直轄し、県にはその 3 分の 1 弱程度が賦課される。

林野庁及び森林管理署が主管しており、桜島地区民有林直轄治山事業全体計画調査の検討委員会において計画共有・協力体制を検討するなどして連携を図っている。

b. 県単補助治山事業補助金

自然災害により崩壊した林地で国庫補助事業対象とならない小規模崩壊地のうち特定の人家等の保護を図るため、市町村において行った治山事業についての県から市町村への補助金である。

(8) 森林環境整備事業(かごしま材振興課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	かごしま材振興課	開始年度	平成 22 年度～
関連する施策	県民参加の森林づくりの推進				
具体的な施策	森林環境税を活用して、間伐等の森林整備や地域特性を活かした森林づくり、里山林の機能回復など県民参加の森林づくりを推進する。				
実施主体	市町村、森林所有者、森林整備公社、森林組合、林業事業体等				
負担割合	定額等（事業内容別に異なる）				
根拠法令等	県森林環境税条例、県森林・林業振興基本計画				
目的	良好な森林環境を創出し、将来にわたって県民全てがその恩恵を享受することができるよう健全な森林を育成するため、間伐等の推進体制や森林整備及び作業道の開設等の基盤整備を推進する。				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・森林づくり推進活動支援（森林づくり推進員活動） ・森林づくり間伐整備（間伐等） ・森林づくり路網等整備（路網整備、間伐機械等整備） 				
事業の実施状況 （平成 25 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・森林づくり推進活動支援 推進員活動 5,183 日ほか ・森林づくり間伐整備 間伐 513ha ・森林づくり路網等整備 作業路等路網 87,754mほか 				
事業費推移 （千円）			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		267,100	270,247	196,528
	決算		270,824	277,334	201,263
事業費決算内訳 （千円）	款	項	目	節	平成 25 年度
	農林水産業費	林業費	林業振興指導費	負担金補助及び交付金	201,205
				その他	58
				計	201,263

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	森林づくり推進活動支援（森林づくり推進員活動）	鹿児島市ほか県内自治体	15,549
b	森林づくり推進活動支援（森林づくり情報整備）	森林組合、県内自治体等	19,902
c	森林づくり間伐整備（間伐等）	森林組合、県内自治体等	118,545
d	森林づくり路網等整備（路網整備）	森林組合、県内自治体	33,972

		等	
e	森林づくり路網等整備（間伐機械等整備）	森林組合、県内自治体等	600
f	未来につなぐ森林づくり（再造林等助成）	森林組合、県内自治体等	12,636
	計		201,205

森林環境税を原資として補助金が交付される事業（下表一覧参照。鹿児島県森林環境税関係事業補助金交付要綱第2条より抜粋）の一部である。森林環境税を財源とするため市町林に関連するものは対象外となる。

事業区分	事項	事業種目
森林とのふれあい推進事業	森林の体験活動支援事業	
多様な主体による森林づくり推進事業	森林づくり活動支援事業	
里山林機能回復事業	公益的機能強化	雑木竹林の伐採整理
		マツ枯損木等の伐倒・除去
	里山林機能再生	再造林
森林環境整備事業	森林づくり推進活動支援	森林づくり推進員活動
		森林づくり情報整備
	森林づくり間伐整備	間伐等
	森林づくり路網等整備	路網整備
		間伐機械等整備
未来につなぐ森林づくり	再造林等助成	
生き生き間伐推進事業		
地域森林環境づくり促進事業	里山林の森林整備等	森林整備
		附帯施設整備
	松林の薬剤の樹幹注入	樹幹注入
	松林の樹種転換	樹種転換
木のあふれる街づくり事業	かごしま木づかいモデル施設整備	モデル施設整備
	木製品の開発及び普及	木製品の開発及び普及
	木製机・椅子の整備	木製机・椅子の整備

a. 森林づくり推進活動支援（森林づくり推進員活動）

市町村が行う地域ぐるみの間伐等森林整備を推進するために必要な森林づくり推進員（森林組合 OB や林業関係者が私有森林の状況を巡回しながら間伐の必要性の有無を判断し、市町村に報告するもの）の活動に要する経費に対する補助金であり、補助対象経費の 10 分の 10 以内を補助する。森林づくり推進員に対する日当であり、ほとんどのケースにおいて一人当たり 3,000 円の日当が支出されている。

b. 森林づくり推進活動支援（森林づくり情報整備）

森林組合が行う適正な森林整備を実施するために必要な機器の整備及び森林情報の収集・集積・管理等情報整備に要する経費に対する補助金であり、機器整備については、補助事業対象経費の 10 分の 5 以内、情報整備については、補助事業に要する経費の 10 分の 10 以内を補助する。主に森林 GIS（Geographic Information System）（森林計画図や森林簿等の基本情報をデジタル処理することで従来は別個に作成していた図面や帳簿を一元管理するシステム）の整備のために支出される。

c. 森林づくり間伐整備（間伐等）

適期に施業が実施されていない森林を対象として行う間伐の実施に要する経費に対する補助金であり、補助対象経費の 10 分の 7 以内を補助する。

d. 森林づくり路網等整備（路網整備）

間伐の実施及び間伐材の搬出に必要な路網（作業道等）の整備（開設及び改良等）に要する経費又は市町村が当該経費について補助する場合における当該補助に要する経費に対する補助金であり、補助対象経費の 10 分の 5 以内を補助する。

e. 森林づくり路網等整備（間伐機械等整備）

間伐の実施及び間伐材の搬出に必要な林業機械の整備に要する経費に対する補助金であり、補助対象経費の 10 分の 5 以内を補助する。平成 25 年度においてはショベルカーのアタッチメント（油圧ウィンチ）購入の補助 1 件（購入額 1,200 千円に対して 600 千円を補助）が発生したのみである。

f. 未来につなぐ森林づくり（再造林等助成）

水土保持機能の維持を図るべき森林の人工林伐採跡地で行う植栽等の復旧措置に要する経費のうち資材に要する経費に対する補助金であり、ヘクタール当たり又はメートル当たりの補助金額に面積又は延長を乗じ 100 円未満を切り捨てた額を補助する。

4. 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進・廃棄物の適正処理の推進

(1) ごみ減量化・リサイクル等推進事業(廃棄物・リサイクル対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	廃棄物・リサイクル対策課	開始年度	平成4年度～
関連する施策	温室効果ガス排出削減対策の推進				
具体的な施策	廃棄物の減量化を促進するとともに、廃棄物を再生利用可能な資源として捉え、リサイクルを促進する。				
実施主体	県				
負担割合	県10 / 国0				
根拠法令等	特定家庭用機器再商品化法 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律				
目的	1 県民、事業者、行政が一体となったごみの減量化・リサイクル対策を推進する。 2 容器包装リサイクル法や家電リサイクル法の普及啓発等を行う。 3 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の再資源化等の促進を図る。				
事業内容	ごみ減量化・リサイクル推進協議会の開催、家電リサイクル法や自動車リサイクル法の普及啓発等				
事業の実施状況 (平成25年度)	県ごみ減量化・リサイクル推進協議会の開催や家電及び自動車再資源化を促進することにより、ごみ減量化やリサイクルの取組を推進。				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		1,980	2,580	1,659
	決算		1,443	1,765	1,424
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	負担金補助及び交付金	55
				その他	1,369(※)
				計	1,424

(※)内訳は、賃金327千円、報償費159千円、旅費534千円、需用費289千円等である。

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	九州ごみ減量化推進協議会分担金	九州ごみ減量化推進協議会 （福岡県環境部循環型社会 推進課内に設置）	55

a. ごみ減量化推進協議会分担金

九州7県が統一的な啓発活動に取り組み、もって九州全域におけるごみの減量化及びリサイクルの推進を図ることを目的とするごみ減量化推進協議会に対する分担金である。

(2) 産業廃棄物処理対策事業(廃棄物・リサイクル対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	廃棄物・リサイクル対策課	開始年度	平成3年度～
関連する施策	廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進				
具体的な施策	産業廃棄物を多量に排出する事業所等に対して、排出抑制や減量化、リサイクルに関する産業廃棄物処理計画の作成を指導する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
目的	産業廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、循環型社会の形成を図る。				
事業内容	多量排出事業者に対する産廃処理計画の作成指導、最終処分場からの浸透水等の分析調査				
事業の実施状況 (平成25年度)	産業廃棄物の多量排出事業者(年間1,000トン以上を排出)156事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者(年間50トン以上を排出)24事業所が処理計画を策定。				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		11,081	7,661	7,765
	決算		6,504	6,654	6,910
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	委託料	5,712
				その他	1,198
				計	6,910

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額(千円)
a	産業廃棄物の分析業務委託	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	5,712

a. 産業廃棄物の分析業務委託

委託業務の内容は、最終処分場からの浸透水、焼却施設からの燃え殻、ばいじん等に係る分析調査である。委託先は3者による一般競争入札により選定された。

3) 監査意見

① 「平成 25 年度産業廃棄物の分析業務委託報告書」の測定結果について

県では、廃棄物処理法に基づき、本事業により廃棄物処理法上の設置許可対象の焼却施設や市町村の廃棄物焼却施設等を対象として、燃え殻・ばいじんの重金属及びダイオキシン類について検査を実施している。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却施設の設置者は排ガス、燃え殻及びばいじんのダイオキシン類濃度を測定し、県へ報告することになっている。

平成 25 年度におけるこれらの調査結果をみると、排ガス及び燃え殻についてはいずれも問題なかったが、ばいじんのダイオキシン類濃度について、前述の「平成 25 年度産業廃棄物の分析業務委託報告書」による測定結果と、設置者による測定結果に乖離がある施設が以下のとおり確認された。

	設置者による測定結果		報告書の測定結果	
	調査日	ばいじん (ng-TEQ/g)	調査日	ばいじん (ng-TEQ/g)
北薩広域行政事務組合 1 号炉・2 号炉	平成 25 年 6 月 12 日	0.45	平成 25 年 12 月 16 日	5.6
大隅肝属広域事務組合 1 号炉・2 号炉	平成 25 年 9 月 3 日	0.47	平成 25 年 9 月 30 日	4.1
南種子清掃センター	平成 25 年 9 月 10 日	0.38	平成 25 年 10 月 2 日	11

ばいじんの埋立処分等を行う場合、ダイオキシン類対策特別措置法において処理基準が定められており、その値は 3ng-TEQ/g とされている。ただし、平成 12 年 1 月 14 日以前に設置された施設において、ばいじんのセメント固化や薬剤処理等を行った上で埋立処分する場合には、上記処理基準は適用されないこととなっている。

ここで上記の施設の報告書による測定結果は、いずれも 3ng-TEQ/g を上回っている。

このうち、北薩広域行政事務組合と南種子清掃センターは平成 12 年 1 月 14 日以前に設置された施設であり、処理基準は適用されないが、大隅肝属広域事務組合については、平成 12 年 1 月 15 日以後に設置された施設であり、処理基準が適用される。この点について県の廃棄物・リサイクル対策課においては、設置者に対し県の調査結果を示すとともに、施設の点検等について指導を行い、翌年度に行われた設置者による測定結果を確認の上、問題ないものと判断されている。

なお、いずれの施設においても、設置者による測定結果と県による測定結果の乖離の原因については、解明に至っていないところであるが、排ガス及びばいじんの処分先である最

終処分場の地下水・放流水について、県によりダイオキシン類濃度を測定した結果、処理基準を下回っていることが確認されている。

ここで、本事業の目的は、「産業廃棄物最終処分場や焼却施設の安全性を確保するため、浸透水、汚泥、燃え殻等の分析調査を行うとともに、立入調査を行い、適正処理を指導する。」とされている。

委託した分析業務を有効に活用し、焼却施設の安全性を確保するためには、設置者による測定結果と県による測定結果が乖離している場合、本事業の目的にあるとおり、速やかに立入調査を行って原因を究明し、県と事業者が再度測定するなどの対応が必要と考えられる。平成 12 年 1 月 14 日以前に設置された施設についても、測定結果が 3ng-TEQ/g を超えた場合、法律上は問題がなくとも、県民の健康を守る観点から、3ng-TEQ/g を下回るように事業者に対して適正な処理を指導することが望まれる。

県の廃棄物・リサイクル対策課は、ばいじんに係る 3ng-TEQ/g の基準について、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設において発生した燃え殻及びばいじんの処理方法を判断するための基準、すなわち、3ng-TEQ/g 以下であれば最終処分場において埋立処分、超過している場合は熔融処理やコンクリート固化処理の判断をするための基準であることから、排出ガスや地下水・放流水の測定結果については、生活環境への影響に係る評価指標として公表しているが、ばいじんの測定結果については生活環境への影響を直接評価するものではないとして、公表にはなじまないと考えている。

しかし、本事業による分析結果の有効性をさらに高める観点からは、本事業による測定結果を公表しなくとも、分析結果を検討した結果を積極的に公表することを検討すべきである。

(3) 産業廃棄物循環型社会推進事業(廃棄物・リサイクル対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	廃棄物・リサイクル対策課	開始年度	平成 17 年度～
関連する施策	廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進				
具体的な施策	産業廃棄物の排出事業者等が実施する施設の整備や研究開発に対し、県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業による助成等を行う。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、県産業廃棄物税条例 産業廃棄物税制度（平成 17 年度～）の概要は次のとおりである。				
	納税義務者	産業廃棄物の排出事業者			
	納税額	産業廃棄物を最終処分場に搬入する場合...1,000 円/t 産業廃棄物を焼却施設に搬入する場合...800 円/t			
	税収の使途	産業廃棄物の排出抑制設備等の導入助成 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備推進等			
目的	産業廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、循環型社会の形成を図るため、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設整備又は研究開発を促進するほか、産業廃棄物処理業者等に対する研修会の実施、最終処分場や焼却処理施設を持つ処理業者が実施する計量器の整備促進を行う。また、産学官連携による産業廃棄物の処理技術の開発等への取組に対する支援を行う。				
事業内容	排出抑制やリサイクルに資する施設整備又は研究開発への補助、計量器の整備補助、リサイクル推進研修等の開催				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設設備整備や研究開発を支援するため補助を実施（平成 17 年度～）。（研究開発 1 件）				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		18,166	28,901	39,101
	決算		6,825	26,129	13,522
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	委託料	2,847
				負担金補助及び交付金	10,600
				その他	75
				計	13,522

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	産業廃棄物リサイクル等研修事業業務委託	社団法人鹿児島県産業廃棄物協会	1,198
b	産業廃棄物リサイクル技術等支援業務委託	社団法人鹿児島県産業廃棄物協会	1,649
	計		2,847

a. 産業廃棄物リサイクル等研修事業業務委託

産業廃棄物税の導入に伴い、産業廃棄物の一層の排出抑制・リサイクルの促進、適正処理を推進するための講習会開催（鹿児島県内 11 会場、延 772 名受講）に関する業務委託である。社団法人鹿児島県産業廃棄物協会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
産業廃棄物の適正な処理、再生利用等を積極的に推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする産業廃棄物関係の県内唯一の公益法人である。

b. 産業廃棄物リサイクル技術等支援業務委託

産学官連携により産業廃棄物のリサイクル技術等の向上を図り、産業廃棄物処理業者の資質の向上を図る事業に関する業務委託である。社団法人鹿児島県産業廃棄物協会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
産業廃棄物の適正な処理、再生利用等を積極的に推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする産業廃棄物関係の県内唯一の公益法人である。

(1) 大学や県試験研究機関等との懇話会の開催等	① 廃石膏ボードリサイクル推進セミナー・懇話会（49 名参加）
	② 廃石膏ボードリサイクル推進セミナー・懇話会（23 名参加）
	③ 産業廃棄物リサイクルセミナー（43 名参加）
(2) 個別事業所に対するアドバイザー派遣	i 廃石膏ボードの農業用資材としてのリサイクル技術指導（1 社）
	ii 有機汚泥や食品残渣等を用いた堆肥製造技術指導（1 社）
	iii バーク、蓄糞、有機汚泥や食品残渣等を用いた堆肥製造技術指導（1 社）

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助金	国立大学法人鹿児島大学	8,600
b	産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金	株式会社サニタリー	2,000
	計		10,600

a. 産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助金

産業廃棄物税を財源とした「鹿児島県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業」により、産業廃棄物の排出事業者等が実施する施設設備の整備や技術研究開発に対する補助金であり、産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルを推進することを目的とするものである。

	対象事業	対象事業者	補助率
施設設備整備事業	産業廃棄物のリサイクル等に資する施設設備の整備	(1) 県内に事業所を有する法人 (2) 県内に事業所を有する個人	補助対象経費の3分の1以内
研究開発事業	産業廃棄物のリサイクル等に資する研究開発	(1) 県内に事業所を有する法人を構成員とする共同研究グループ (2) 県内に主たる事務所を置く組合等	補助対象経費の3分の1以内
		(3) 県内の大学又は公的研究機関（県の機関を除く。）	補助対象経費の3分の2以内

今回の国立大学法人鹿児島大学の場合は、研究開発事業として「畜産廃棄物のリサイクルおよび生物を使った排水浄化システムの開発」を実施しており補助対象経費 12,900 千円の 3分の2である 8,600 千円が補助金として支出されたものである。

b. 産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金

産業廃棄物税を財源とした「鹿児島県産業廃棄物処理施設計量器整備事業」により、県内の産業廃棄物最終処分業者又は焼却施設を保有する産業廃棄物中間処理業者に対し、産業廃棄物運搬車両の重量を計測する設備（付随する電算処理システム機器を含む）の新規導入及び更新に対する補助金であり、産業廃棄物の適正処理及び産業廃棄物税の課税の適正化を図ることを目的とするものである。

対象者	対象経費	補助率
(1) 県内の産業廃棄物最終処分業者	設備費...産業廃棄物運搬車両の重量を計測する設備（付随する電算処理システム機器を含む）（以下、設備）の購入にかかる経費 工事費...設備の計量器据え付けに必要な経費（工事費，運搬費等）	補助対象経費の 2分の1以内 （ただし、1補助事業当たり 2百万円を限度とする。）
(2) 県内の焼却施設を保有する産業廃棄物中間処理業者		

(4) 産業廃棄物指導管理事業(廃棄物・リサイクル対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	廃棄物・リサイクル対策課	開始年度	平成3年度～
関連する施策	廃棄物の適正処理の推進				
具体的な施策	県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的考え方のもと、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
目的	産業廃棄物処理業の許可事務や産業廃棄物処理施設の設置許可事務を行うとともに、「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」に基づく事前協議事務等を行い、県内の産業廃棄物の適正な処理を推進する。				
事業内容	産業廃棄物関係許可及び指導事務、産業廃棄物専門委員会の開催、処理施設設置及び県外搬入にかかる事前協議の審査等				
事業の実施状況 (平成25年度)	産業廃棄物処理施設設置許可件数 2件。産業廃棄物処理業許可件数 548件				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		5,910	5,837	5,694
	決算		5,051	5,104	5,107
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	委託料	1,185
				その他	3,922
				計	5,107

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額(千円)
a	産業廃棄物処理実績報告書等入力統計業務委託	株式会社文化コーポレーション鹿児島営業所	1,185

a. 産業廃棄物処理実績報告書等入力統計業務委託

事務処理の迅速化、指導業務の効率化を図るために、産業廃棄物処理業者から提出される産業廃棄物処理実績報告書等をデータ入力し、統計処理等を行う業務の委託であり、一般競争入札であったが1者のみの参加であった。

(5) エコパークかごしま(仮称)整備促進事業(廃棄物・リサイクル対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	廃棄物・リサイクル対策課	開始年度	平成3年度～
関連する施策	廃棄物の適正処理の推進				
具体的な施策	公共関与による管理型最終処分場の整備を推進する。				
実施主体	県、公益財団法人鹿児島県環境整備公社等				
負担割合	県 10/10 (一部 国 65/100、県 35/100)				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
目的	現在、県内に1箇所もない産業廃棄物管理型最終処分場について、公共関与による施設の整備を進め、本県における循環型社会の形成や地域産業の振興に資する。				
事業内容	産業廃棄物管理型最終処分場の整備推進、地元説明会等の開催、普及啓発活動の実施、地域振興策の推進				
事業の実施状況 (平成25年度)	平成26年度中のオープンに向け、公益財団法人鹿児島県環境整備公社が建設工事中。				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		2,961,312	4,543,362	2,719,026
	決算		1,720,792	3,854,691	2,542,180
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	委託料	28,395
				工事請負費	334,650
				負担金補助及び交付金	770,987
				その他	1,408,148(※)
			計	2,542,180	

(※)主なものとしては、貸付金1,087,349千円、使用料及び賃借料304,115千円がある。

県内には産業廃棄物管理型最終処分場がないことから、隣県等に処分を依存している。また民間による新たな施設整備が極めて困難なことから、県が公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場である「エコパークかごしま」を整備推進することになった。

なお、設備の所有及び事業運営主体は、公益財団法人鹿児島県環境整備公社(以下「環境整備公社」という。)である。

① 経緯

「エコパークかごしま」が完成するまでの経緯は以下のとおりである。

年月	内容
平成 18 年 5 月	公共関与型処分場対策協議会を設置 29 箇所の現地調査、文献調査を実施
平成 19 年 5 月	薩摩川内市川永野地区を候補地に選定
平成 19 年 8 月～ 平成 20 年 8 月	立地可能性等調査
平成 20 年 9 月	薩摩川内市川永野地区を整備地に決定
平成 22 年 1 月	基本計画の策定
平成 22 年 3 月	基本設計の策定
平成 22 年 10 月	総額 7,770,000 千円（税込）で建設工事請負契約締結（完成期限平成 25 年 5 月）
平成 23 年 1 月	3 自治会・市と環境保全協定等を締結
平成 23 年 3 月	実施設計終了
平成 23 年 7 月	平成 22 年契約のうち工事関係の本契約及び完成工期平成 25 年 8 月
平成 23 年 7 月	工事着工
平成 24 年 1 月	4 自治会・市と環境保全協定等を締結
平成 25 年 3 月	総額 9,649,200 千円（税込）に建設工事請負の変更契約（完成工期 26 年 9 月）
平成 26 年 9 月	工期 26 年 12 月に変更契約
平成 26 年 12 月	完成
平成 27 年 1 月	産業廃棄物搬入開始

② 今後の事業見通し

平成 26 年 3 月に環境整備公社における収支見通しが公表されている。なお、収支は稼働開始から産業廃棄物の埋立完了、安定化までの全事業期間の合計である。

	項目	金額（億円）	摘要
収入	受入料金収入	114.0	受入平均単価 19 千円×60 万トン
	その他収入	0.5	基本財産運用、預金利子等
	収入計	114.5	
支出	維持管理費	44.8	搬入・埋立・浸出水処理施設管理等
	公社運営費	9.2	人件費、事務所運営費、公課費等
	借入金返済	59.5	
	支出計	113.5	
収支		1.0	

また、平成 27 年 1 月 1 日現在の処理料金は次のとおりとなっている。

産業廃棄物の種類	処理料金（円） （1 トンあたり）
鉋さい、がれき類、13 号廃棄物	18,000
燃え殻、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	19,000
汚泥	20,000
ばいじん	21,000
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、動植物性残さ、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物	22,000
廃プラスチック類	25,000

※1 同じ種類でも、成分、荷姿等で料金は変わる。

※2 処理料金には、消費税及び産業廃棄物税は含まれていない。

なお、優良産廃処理業者認定制度に適合するもの、多量搬入契約を締結するもの、継続契約を締結するもの等に対する割引がある。

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	平成25年（行ウ）第10号 公金支出差止請求事件に係 る訴訟委任契約	弁護士 野田健太郎 弁護士 三ツ角直正	6,300
b	廃棄物管理型処分場周辺地 域環境整備測量設計委託（阿 茂瀬川工区）	株式会社建設技術コンサル タantz	15,949
c	廃棄物管理型処分場周辺地 域環境整備地質調査委託（阿 茂瀬川工区）	株式会社アーステクノ	6,146
	計		28,395

a. 平成25年（行ウ）第10号公金支出差止請求事件に係る訴訟委任契約

平成25年11月に当初の建設工事費からの増額についての住民訴訟による公金支出の差止請求が提訴され、この事件に係る訴訟委任契約である。廃棄物処理施設訴訟で勝訴実績がある等により随意契約している。

b. 廃棄物管理型処分場周辺地域環境整備測量設計委託（阿茂瀬川工区）

廃棄物管理型処分場周辺地域である阿茂瀬橋周辺及び蒸留の河川測量・用地測量・樋門詳細設計・床止詳細設計の業務委託である。指名競争入札により契約した。

c. 廃棄物管理型処分場周辺地域環境整備地質調査委託（阿茂瀬川工区）

廃棄物管理型処分場周辺地域である阿茂瀬橋周辺の樋門・床止・山切りの地質調査の業務委託である。指名競争入札により契約した。

② 工事請負費

	工事名	請負先	金額（千円）
a	廃棄物管理型処分場周辺地域 環境整備工事（川永野工区）	株式会社西日本興業ほか 10社	302,041
b	廃棄物管理型処分場周辺地域 環境整備工事（阿茂瀬川1工区）	株式会社三垣組	32,608
	計		334,650

a. 廃棄物管理型処分場周辺地域環境整備工事（川永野工区）

廃棄物管理型処分場周辺地域である川永野地区の道路改良及び舗装工事である。指名競争入札により契約した。

b. 廃棄物管理型処分場周辺地域環境整備工事（阿茂瀬川 1 工区）

廃棄物管理型処分場周辺地域である阿茂瀬川の拡幅及び橋梁工事である。指名競争入札により契約した。

③ 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	鹿児島県産業廃棄物処理施設整備事業費補助金	公益財団法人鹿児島県環境整備公社	532,033
b	鹿児島県産業廃棄物処理施設整備等に係る補助金	公益財団法人鹿児島県環境整備公社	159,523
c	自治会活動等支援事業補助金	公益財団法人鹿児島県環境整備公社	10,044
d	エコパークかごしま(仮称)周辺地域振興事業に係る負担金	薩摩川内市	69,386
	計		770,987

a. 鹿児島県産業廃棄物処理施設整備事業費補助金

産業廃棄物処理施設の整備工事費を対象とした補助金である。なお、平成 24 年度においては 263,400 千円の支出があった。

b. 鹿児島県産業廃棄物処理施設整備等に係る補助金

産業廃棄物処理施設の整備等に要する経費、事務所整備及び運営に関する経費、産業廃棄物セミナー等の開催に要する経費を対象とした補助金である。なお、平成 24 年度においては 132,040 千円の支出があった。

c. 自治会活動等支援事業補助金

「産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定書」第 6 条の地域振興策実施に関する規定に基づき上水道整備助成事業を実施する周辺自治会に対して支払われるものである。

d. エコパークかごしま（仮称）周辺地域振興事業に係る負担金

「エコパークかごしま」周辺地域振興事業（道路整備・上水道）負担金である。

④ その他

	名称	支出先	金額（千円）
a	貸付金	公益財団法人鹿児島県環境整備公社	1,087,349
b	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る土地賃借料(平成 25 年度分)	株式会社ガイアテック	304,000
	その他		16,799
	計		1,408,148

a. 貸付金

産業廃棄物処理施設の整備工事等に対する無利息貸付金である。資金使途と返済計画は下表のとおりである。

貸付金総額		
資金使途	金額（千円）	返済計画
エコパークかごしま整備 工事資金	1,065,249	平成 29 年度に 81,945 千円、平成 30 年度から平成 41 年度まで毎年 81,942 千円ずつ返済される。
訴訟費用	22,100	平成 29 年度に 1,724 千円、平成 30 年度から平成 41 年度まで毎年 1,698 千円ずつ返済される。
計	1,087,349	

なお、平成 27 年 1 月末現在の貸付金総額は 5,917,360 千円である。

b. 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る土地賃借料(平成 25 年度分)

公益財団法人鹿児島県環境整備公社が産業廃棄物管理型最終処分場のために使用する土地の賃借料である。なお、賃借期間は平成 23 年 4 月 28 日～平成 40 年 3 月 31 日であり、期間満了時に土地の所有権は県へ移転する。平成 25 年度は 304,000 千円、平成 26 年度から平成 39 年度までは毎年度 14,000 千円の合計 500,000 千円の賃借料が発生する。

(6) 産業廃棄物適正処理推進事業(廃棄物・リサイクル対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	廃棄物・リサイクル対策課	開始年度	平成6年度～
関連する施策	廃棄物の適正処理の推進				
具体的な施策	産業廃棄物適正処理監視指導員(産廃Gメン)等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、「不法投棄110番」の運用や毎年11月の「不法投棄防止強化月間」の取組、不法投棄監視ネットワークの構築など関係団体等と協力し産業廃棄物の不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図る。				
実施主体	県				
負担割合	県10/国0				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
目的	産業廃棄物適正処理監視指導員等が巡回指導や不法投棄防止パトロールを行うとともに、「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の開催、産廃不法投棄110番や不法投棄防止強化月間の普及啓発などにより、産業廃棄物の不法投棄の未然防止に努めるとともに、監視体制の強化を図る。また、産業廃棄物の適正処理の一環として、不法投棄された原因者不明の産業廃棄物を撤去し、原状回復を行った場合、経費の1/2を助成する。				
事業内容	産廃監視指導員巡回指導、産廃不法投棄110番の運用、不法投棄防止強化月間の普及啓発、不法投棄原状回復。				
事業の実施状況 (平成25年度)	産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施。 11月を不法投棄防止強化月間と定め、月間内に広報等により産業廃棄物の不法投棄防止に対する県民の意識高揚を図るとともに、関係部局、機関と連携して集中的な合同監視パトロールを実施。				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		35,936	33,960	38,058
	決算		33,687	32,414	35,181
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	委託料	998
				負担金補助及び交付金	1,096
				その他	33,087(※)
				計	35,181

(※)主なものとしては、報酬22,768千円であり、これは県保健所の12名の「産業廃棄物適正処理監視指導員」に対する人件費である。

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	不法投棄防止強化月間広告業務委託	株式会社南日本新聞開発センター	998

a. 不法投棄防止強化月間広告業務委託

「不法投棄防止強化月間」の周知及び不法投棄防止の促進を呼びかける広告に関する業務委託である。11者による企画競争を実施した。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	鹿児島県産業廃棄物不法投棄等原状回復促進事業費補助金	社団法人鹿児島県産業廃棄物協会	1,096

a. 鹿児島県産業廃棄物不法投棄等原状回復促進事業費補助金

投棄者不明の不法投棄された産業廃棄物を撤去し、原状回復を行った場合、その経費の2分の1を上限に助成する事業である。

(7) 海岸漂着物地域対策推進事業(廃棄物・リサイクル対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	廃棄物・リサイクル対策課	開始年度	平成 25 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	漂流・漂着ごみ対策など美しい海岸や水辺環境の保全・再生に努める。				
実施主体	県				
負担割合	県 0 / 国 10				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海岸漂着物処理推進法				
目的	国の地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策に取り組む。				
事業内容	海岸漂着物の回収処理や発生抑制				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<p>「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」を活用し、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を実施。</p> <p>当初は平成 21 年度から平成 23 年度までの事業であったが、平成 23 年 3 月の東日本大地震を受けて、同地震に由来する漂着物であれば平成 23 年度の予算残額を平成 24 年度にも充当できる措置が取られたが、鹿児島県では対象物がなく、回収処理は実施されなかった。また、平成 25 年度においては環境省の緊急経済対策として平成 25 年 2 月に成立したものであったことから県の当初予算には織り込むことができず、同年 9 月に 253,290 千円の補正予算をもって対応した。</p>				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		137,086	205	0
	決算		123,228	145	205,990
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	委託料	40,461
				負担金補助及び交付金	165,233
				その他	296
				計	205,990

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額(千円)
a	海岸漂着物地域対策推進業務委託	民間事業者	40,461

a. 海岸漂着物地域対策推進業務委託

海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する業務委託である。後述の鹿児島県海岸漂着物地域対策推進事業補助金とともに、環境省からの「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」による全額国庫負担の補助金（全国で約 100 億円）であり、県は平成 25 年度において 220 百万円、平成 26 年度において 330 百万円を予算計上している。

担当課	件数	金額（千円）	地域振興局
土木部河川課	3	10,000	鹿児島
	2	2,000	南薩
	4	6,342	北薩
	2	5,000	姶良・伊佐
	4	3,358	大隅
	3	8,000	熊毛支庁
	2	2,300	大島支庁
土木部港湾空港課	1	739	北薩
	1	93	大隅
	2	1,200	熊毛支庁
商工労働水産部漁港漁場課	1	125	北薩
	1	1,136	熊毛支庁
農政部農地整備課	1	168	大島支庁
	27	40,461	

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	鹿児島県海岸漂着物地域対策推進事業補助金	長島町ほか 21 自治体	165,233

a. 鹿児島県海岸漂着物地域対策推進事業補助金

前述の海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画において対象となる市町村に対し、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業を行うための必要な業務費（消耗品費、賃金、委託料等）及び負担金並びにその他必要な経費で鹿児島県知事が承認した経費を支出するものである。

3) 監査意見

① 補助金に係る報告書の写真添付について

各自治体からの報告書を閲覧したところ、複数定点の作業開始前・作業中・作業終了後の現場、回収漂着物の写真を添付しているが、写真枚数が多いところでは 100 枚近くあるものの、少ないところでは数枚という状況である。

県としては常に作業前・作業中の現場を視察しているわけでもないことから、補助金の執行状況を把握するにあたっては報告書に依拠せざるを得ず、中でも写真は、回収・処理量といった数字だけでは把握できない、作業により回復した景観を可視化する重要な情報である。そのため、写真枚数が少ない自治体に対しては一定水準以上の写真添付を要請することが望ましい。

5. 自然環境の保全・活用

(1) 自然公園・自然環境保全地域管理事務(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	昭和 32 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	生物多様性の保全上極めて重要な原生的自然については、原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域、国立公園等の各種制度を活用して行為規制により厳正に保全し、核となる生態系として維持を図る。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0 (委託料は国 10)				
根拠法令等	自然公園法、自然環境保全法、県立自然公園条例、県自然環境保全条例				
目的	<p>国立公園・国定公園・県立自然公園・県自然環境保全地域の適正な管理を行う。</p> <p>自然公園には、我が国の風景を代表し、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景地として指定した「国立公園」と、国立公園の風景に準ずるすぐれた自然の風景地として指定した「国定公園」がある。さらに都道府県を代表する優れた自然の風景地を指定した「都道府県立自然公園」がある。これらの自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。</p> <p>本県には、我が国で最初に指定された霧島錦江湾国立公園など 14 の自然公園があり、その面積（陸地面積）は本土面積の約 9.4%に当たる 86,141ha に達している。</p>				
事業内容	自然公園法、県立自然公園条例等に基づく許認可事務等				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	許可等件数 269 件、認可等件数 9 件				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		3,571	19,217	12,459
決算			3,319	12,498	8,446
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	自然保護対策費	委託料	4,960
				負担金補助及び交付金	1,705
				その他	1,781
計				8,446	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	甌島国定公園化検討調査事業	アジア航測株式会社鹿児島営業所	4,960

a. 甌島国定公園化検討調査事業

県は、甌島の豊かな自然景観を保護するとともに、適正な公園管理、利用の増進を図るために、国定公園化に向けた検討を行っており、それに必要な調査の実施、資料の作成等の業務委託である。9社による指名競争入札で委託先が決定した。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	市町村権限移譲交付金	指宿市ほか 37 自治体	1,705

a. 市町村権限移譲交付金

国立・国定公園内における行為等の許可申請書又は届出等の受理及び知事への送付等の自然公園法に関する事務を指宿市ほか 37 自治体に権限移譲している。交付金は、移譲事務の処理件数の有無にかかわらず交付する均等交付金と移譲事務の処理件数に応じて交付する件数割交付金の合計である。

(2) サンゴ礁保全対策事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成 16 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	自然災害やサンゴの捕食被害など非人為的に自然環境の劣化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ植生の保全・復元対策や景観の保全・修復対策を実施する。				
実施主体	市町村等				
負担割合	県 1/6 国 5/10 市町村 2/6				
根拠法令等	奄美群島振興開発特別措置法				
目的	オニヒトデの大量発生や白化現象等により、重大な危機に瀕している奄美群島のサンゴ礁の保全に努める。				
事業内容	オニヒトデ駆除及びモニタリング調査				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	奄美群島 12 市町村及び 1 協議会により、オニヒトデ駆除及びモニタリング調査を実施				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		14,044	11,320	13,519
	決算		14,044	11,320	13,519
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	自然保護対策費	負担金補助及び交付金	13,319
				その他	200
				計	13,519

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額 (千円)
a	サンゴ礁保全対策事業補助金	瀬戸内町他 12 市町村等 (奄美群島サンゴ礁保全対策協議会含む)	13,319

a. サンゴ礁保全対策事業補助金

奄美近海のサンゴ礁を保全するためのオニヒトデ駆除事業とモニタリング事業に係る費用を市町村等へ補助するものである。

3) 監査意見

① 経済性や効率性を高める対策の検討

現在、オニヒトデの効率的な駆除のために、奄美群島の 12 市町村で構成される奄美群島サンゴ礁保全対策協議会が中心となって、平成 16 年度に保全区域を設定後、毎年の駆除を経てオニヒトデの分布状況を把握している。そしてこれらの駆除・モニタリングに係る補助金は、各市町村からの要望を基礎として年度初めの 5 月頃に決定されている。また、駆除方法としてはオニヒトデを陸上へ取り上げる方式が採用されている。

しかし、補助金決定後、オニヒトデが大発生した場合には十分な対策が講じられない可能性もある。したがって、経済性や効率性の観点から、地元のダイバーや漁業関係者らのボランティアによる日常的な監視体制の整備や、新たな駆除手法の検討が求められる。

この点、例えば沖縄県では、環境省、県、市町村、研究者、漁業協同組合、ダイビング組織、各地域のサンゴ礁保全協議会を交えて対策会議を設置しており、与論町や南さつま市坊津では、NPO 法人による保全活動も行われている。鹿児島県でも奄美の市町村等だけでなく、様々な関係者を交えて有効かつ効率的な対策を検討し、実施していく必要がある。

② 天城町の駆除とモニタリング調査について

天城町の駆除海域は、千間沖とツインポイントの 2 箇所であるのに対し、モニタリング調査海域は、松原漁港沖と浅間沖の 2 箇所となっている。これらは、少なくとも平成 21 年度以降から変更がない。千間沖とツインポイントは、天城町の南側に位置し、松原漁港沖と浅間沖は、天城町中部の徳之島空港以北に位置している。天城町で保護すべきサンゴ礁が前述の計 4 箇所であれば、いずれの箇所でも駆除とモニタリング調査を実施すべきである。なお、近隣の伊仙町及び徳之島町では、駆除海域とモニタリング調査海域は一致している。

次に、天城町を含む徳之島の 3 町における平成 21 年度から平成 25 年度の駆除実績は、奄美群島サンゴ礁保全対策協議会の公表資料によれば以下のとおりである。

(単位：匹)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
天城町	3	2	2	0	2
伊仙町	49	37	42	25	28
徳之島町	64	45	65	57	60

3 町で駆除回数はそれぞれ異なるため一律に比較はできないが、伊仙町と徳之島町に比べて、天城町の駆除数は少ない。

また、これら 3 町のモニタリング調査の結果、サンゴの被度（サンゴが海底面を覆ってい

る割合)は、地形的にリーフが発達している伊仙町と徳之島町がおおむね 50～75%であるのに対し、地形的にリーフが発達していない天城町は 15～25%程度と低くなっている。以上から、天城町については、地形的な違いがあり一概にサンゴの回復が遅いとは言えないものの、オニヒトデの大量発生はここ数年見られていない。したがって、モニタリング調査箇所について検討する必要がある。

ここで、天城町の駆除(年間 8 回)とモニタリング調査(年間 4 回)のそれぞれ 1 回あたりの費用を、天城町から提出された平成 25 年度の事業費積算書に基づいて整理すると次のとおりである。

	駆除	モニタリング調査
ダイバー	41,550 円 (3 人×13,850 円)	27,700 円 (2 人×13,850 円)
船舶借上(※)	40,000 円 (1 隻)	40,000 円 (1 隻)
ボンベ使用	18,000 円 (3 人×3 本×2,000 円)	8,000 円 (2 人×2 本×2,000 円)
処理人夫	4,164 円 (1 人×1,388 円×3 時間)	—
計	103,714 円	75,700 円

(※)天城町の駆除及びモニタリング調査の単価は、近隣の伊仙町及び徳之島町に比べて高くなっているが、この理由は、天城町の駆除及びモニタリングポイントがいずれも船舶での移動が必要であるためである。

このように、駆除とモニタリング調査の単価の違いは、ダイバーの人数とオニヒトデの処理人夫の有無である。

前述のとおり、天城町のここ数年の駆除実績は 0～3 匹程度であるため、オニヒトデの処理人夫が必要ではなかった駆除が年に数回あったと考えられる。特に平成 24 年度では結果的に処理人夫が全く必要なかった。また、駆除はモニタリング調査に比べて、1 回当たりのダイバーの人数とボンベ数が増えるため、単価が高くなっている。したがって、経済性と効率性の観点から、駆除回数を減らして、モニタリング調査の回数を増やすという見直しも検討されるべきである。

③ モニタリング実施結果の開示について

平成 25 年度までの施策評価票や主要施策の成果に関する調書では、オニヒトデの駆除実績が開示されているが、サンゴ礁の保護という観点では、モニタリングを実施した結果である、サンゴ礁の被度の回復状況等について開示を行うことが望ましい。この点、奄美群島サンゴ礁保全協議会が平成 24 年度までモニタリング調査結果をホームページで開示していたが、平成 25 年度以降、開示されていない。したがって、今後県としての積極的な開示が求められる。

(3) 自然保護推進員の設置(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	昭和 48 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	自然に生息・生育する多様な動植物や人と自然との共生等について環境学習などにより、自然保護思想の普及啓発を推進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等					
目的	県内の景観地の保護、自然保護思想の高揚等。				
事業内容	自然保護推進員の設置。 自然保護推進員とは、主に自然公園内及びその他景観地等で、公園及び景観地利用のルール・マナーの指導や自然解説・自然保護普及啓発・情報提供を行う者であり、市町村の推薦に基づき知事が委嘱する。期間は 2 年で、半年に 1 回、業務報告書の提出が求められている。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	自然保護推進員を 69 名設置				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		1,577	1,559	1,412
	決算		1,577	1,559	1,138
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	自然保護対策費	負担金補助及び交付金	319
				その他	819
				計	1,138

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	自然保護推進員活動交付金	自然保護推進員 35 名	280
b	霧島連山自然保護協議会負担金	霧島連山自然保護協議会	39
	計		319

a. 自然保護推進員活動交付金

自然保護推進員 35 名の活動経費として、一人当たり年間 8,000 円の交付金を支払っている。

b. 霧島連山自然保護協議会負担金

霧島連山自然保護協議会の活動を支援するための負担金である。同会は、霧島市・湧水町・鹿児島森林管理署・鹿児島県等の 9 機関より構成され、優れた自然風景を有する霧島錦江湾国立公園の霧島連山に関する諸機関相互の連携を密にすることで、この地区の動植物、その他の自然保護に資することを目的としている。

6. 自然環境の保全・活用(奄美自然共生)

(1) 奄美群島自然共生事業(希少野生生物保護対策事業を含む)(自然保護課)

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成 20 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	<p>自然志向や体験志向に対応し、自然とのふれあいの中、自然を学ぶエコツアーリズムなど本県の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進する。</p> <p>アマミノクロウサギ、ルリカケス、イシカワガエル、ヤドリコケモモなどの希少野生動植物や奄美の森を保全するため、関係機関と連携して、重要な対象(種)と地域を関係法令や条例等により保護するとともに、生態系に重大な影響を及ぼす外来種など影響要因への対策を推進する。</p>				
実施主体	県				
負担割合	[県事業]県 5 / 国 5[市町村事業]県 1 / 国 5 / 市町村 4				
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 奄美群島自然共生プラン 奄美大島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針であり、「共生への転換」「地域多様性の転換」「地域主体性への転換」を基本理念としている。 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例 				
目的	<p>奄美群島の世界自然遺産登録に向けて、世界遺産候補地としての価値の維持、国立公園等の保護地域指定の推進及び気運の醸成に努める。</p> <p>県内に生息し、又は生育する希少な野生動植物の保護を図る。</p>				
事業内容	<p>エコツアーリズム推進人材育成、自然への配慮の徹底 等</p> <p>奄美群島希少野生生物保護対策協議会の運営、希少野生生物の調査等</p>				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<ul style="list-style-type: none"> エコツアーリズム推進協議会やエコツアーガイド勉強会の開催 県希少野生動植物啓発パンフレットの配布 等 ノネコ対策の先進地調査、奄美群島希少野生生物保護対策協議会の議事録作成、盗採防止パトロール用のマグネットステッカー作成・配付 				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		13,212	8,840	17,594
	決算		13,212	8,840	17,588
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	自然保護対策費	委託料	1,694
				負担金補助及び交付金	13,894
				その他	2,000
				計	17,588

1) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	奄美群島自然共生事業（希少野生生物保護対策）業務委託	一般財団自然環境研究センター	1,694

a. 奄美群島自然共生事業（希少野生生物保護対策）業務委託

ノネコ（野猫）対策の先進地事例調査、普及啓発実施、奄美群島希少野生生物保護対策協議会の運営支援の委託である。一般財団自然環境研究センターに対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
野生生物に係る調査、普及啓発等の各分野において豊富な実績を持ち、奄美大島及び小笠原に事務所を持っている。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	エコツアーリズム推進人材育成事業費補助金	奄美群島広域事務組合	8,857
b	ヤギ被害防除対策事業費補助金	瀬戸内町など 4 地方自治体	5,037
	計		13,894

a. エコツアーリズム推進人材育成事業費補助金

エコツアーリズム推進人材育成のための補助金である。エコツアーリズムを推進するため、エコツアーリズム推進協議会等開催経費・参加旅費、エコツアーガイド勉強会開催経費・参加旅費に関する経費等に使用されている。エコツアーリズム推進協議会等は、奄美大島 4 回、喜界島 4 回、徳之島 4 回、沖永良部 4 回、与論島 3 回の計 19 回開催された。エコツアーガイド勉強会は喜界島、徳之島、沖永良部で各 1 回ずつ開催された。

エコツアーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みである。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

b. ヤギ被害防除対策事業費補助金

奄美群島に生息する野生化ヤギの食害による植生破壊等の自然生態系への被害の防止を目的とした、ヤギ駆除事業費に対する補助金である。4 自治体はその補助金をもとに各地域の猟友会にヤギ駆除を委託している。

2) 監査意見

① 補助事業の事業費の精査について

県は、エコツーリズム推進人材育成事業補助金については、事業費の10分の6以内の補助率で交付を行っている。事業主体である奄美群島広域事務組合が支出した事業費14,762千円に対して8,857千円を交付した。

申請時点と請求時点の事業費積算書によると内訳は下表のとおりである。

単位：千円

科目	内容	申請時	請求時	差額
エコツーリズム推進人材育成事業				
1. エコツーリズム推進地域人材育成事業				
報償費	謝金	1,201	537	664
旅費	市長村長等、担当者、有識者、民間委員旅費	1,987	2,157	△169
需用費	消耗品費（コピー用紙代等） 印刷製本費（パンフレット作成）	374	761	△387
役務費	電話料、送料等	50	37	12
委託料	自然観光資源適正利用調査委託	9,118	9,118	—
使用料	会場借上料	30	150	△120
	小計	12,762	12,762	—
2. エコツアーガイド育成推進事業				
報償費	講師謝金	400	363	36
旅費	講師、民間事業者、事務局旅費	984	809	174
需用費	消耗品費（コピー用紙代等） 印刷製本費（パンフレット作成）	555	708	△152
使用料	会場借上料等	60	118	△58
	小計	2,000	2,000	—
	合計	14,762	14,762	—
補助金		8,857	8,857	—
補助率		59.9%	59.9%	—

エコツーリズム推進地域人材育成事業では、申請時と請求時で報償費・役務費は少額になったものの旅費・需用費・使用料が増えた結果、事業費合計は同額となった。また、エコツアーガイド育成推進事業では、申請時と請求時で報償費・旅費は少額になったものの需用費・使用料が増えた結果、事業費合計は同額となった。需用費については、主な内容として消耗品費（コピー用紙代等）、印刷製本費（パンフレット作成）と記載されている。両事業の合計額は当初事業費の約6%だったが最終的には1,469千円支出されており事業費の約10%を占めることとなった。申請時と請求時で事業費が円単位まで同額になっている場合、経費の調整が行われている可能性もある。県は補助金が適正に使われたかどうかを管理指導する立場にあるため無駄な経費ではなかったかという視点から補助事業を精査すべきである。

(2) 観光かごしま大キャンペーン推進事業(観光課)

1) 事業の概要

所管部・局	観光交流局	所管課	観光課	開始年度	平成7年度～
関連する施策	奄美群島自然共生プランの推進				
具体的な施策	奄美の「宝」を活用した環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）については、過剰な利用によって「宝」が損なわれないよう配慮しつつ、資源の総合的な利用や良質な情報の提供が行われるよう努めるとともに、ガイドの育成・組織化や新たなプログラムの開発等を推進する。				
実施主体	観光かごしま大キャンペーン推進協議会				
負担割合	定額				
根拠法令等	観光かごしま大キャンペーン協議会規約				
目的	本県を訪れる観光客の一層の増加を図るため、メディア、キャリア、エージェント等を活用した効果的なキャンペーンを実施する。				
事業内容	行政と民間が一体となり、積極的な誘客対策や観光広報宣伝を展開するほか、県と主要観光地が一体となった誘客キャンペーンを実施する。				
事業の実施状況 (平成25年度)	旅行エージェント等に対し、奄美の自然の魅力を宣伝し、旅行商品造成の促進に努めた。				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		155,000	85,000	85,000
	決算		154,974	89,950	85,000
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	商工費	観光費	観光費	委託料	0
				負担金補助及び交付金	85,000
				計	85,000

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額(千円)
a	観光かごしま大キャンペーン事業(一般事業)負担金	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	55,000
a	観光かごしま大キャンペーン事業(重点戦略事業)負担金	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	30,000
	計		85,000

a. 観光かごしま大キャンペーン事業負担金

観光かごしま大キャンペーン推進協議会(平成25年度正会員:鹿児島県、市町村他64団)

体、賛助会員：南日本新聞社他 17 団体）への負担金である。同協議会は、新しい観光かごしまの魅力を全国的に PR するため、積極的な観光広報宣伝を展開することによって、一層の観光客誘致を図ることを目的としている。

同協議会に対する支出負担状況は下表のとおりである。

(単位：千円)

	県	市町村	業界	計
一般事業	55,000	11,565	7,468	74,033
重点戦略事業	30,000	22,000	－	52,000
計	85,000	33,565	7,468	126,033

同協議会の事業のうち、奄美離島の自然共生プランに関連するといえる事業は、「鹿児島大学とタイアップした奄美大島の魅力ある観光プログラムづくりの実施」の委託料 910 千円
の他、離島の旅行商品支援、JAL との連携で離島の特産品、航空券等をプレゼントする事業など、一部となっている。

なお、奄美の観光に関するガイドの育成・組織化や新たなプログラムの開発等を推進する事業は、「奄美群島自然共生事業」にて実施されている。

同協議会の平成 25 年度決算の概要は以下のとおりである。

(単位：千円)

		決算額	
収入	負担金	126,033	うち県負担 85,000
	その他収入金額	39,093	
	計	165,126	
支出	一般事業	61,776	うち I 旅行需要を喚起する観光素材の創出 12,299 II 戦略的な情報発信 9,579 III 効果的なプロモーション展開 39,897
	重点戦略事業	48,724	
	口蹄疫対策地域活性化事業 における観光活性化対策事業	23,901	
	大隅地域レンタカー活用旅行 商品造成支援事業	6,418	
	事務費	8,789	
	計	149,610	
次年度繰越		15,515	

3) 監査意見

① 観光かごしま大キャンペーン推進協議会の納税義務の検討について

観光かごしま大キャンペーン推進協議会は平成7年に設立されているが、法人税等を納める義務があるか否かについて、過去にどのような検討を行ったのかを県の担当者経由で同協議会に質問したところ、「人格のない社団であれば法人税を納める義務がないと判断した」との回答を受けた。

同協議会の法人税の納税義務については、次のように検討されるべきである。

まず、同協議会は法人格を有しておらず、会長には鹿児島県知事が就任し、会長は協議会を代表すると規定されている（協議会規約第6条第1項）。

この点、法人税法では、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを人格のない社団等と規定しており（法人税法第2条1項8号）、同協議会は法人税法の人格のない社団等に該当すると考えられる。

次に、人格のない社団等であっても収益事業を行う場合は法人税を納める義務がある（法人税法第4条第1項）。収益事業は、「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう」（法人税法第2条第1項13号）とされており、具体的には法人税法施行令第5条に規定されている。同協議会の規約第3条で規定されている事業が収益事業に該当すると判断された場合は、法人税を納める義務がある。

また、同協議会が消費税の課税事業者に該当するか否かについても合わせて検討する必要がある。

県は、以上のような検討を行うよう同協議会へ指導すべきである。

② 平成25年度の支出に関する一部の請求書・領収書の修正・加筆について

平成25年度の同協議会の支出に関する請求書・領収書のうち、「公益社団法人鹿児島県観光連盟」宛のものがあり、中には宛名部分を「観光かごしま大キャンペーン推進協議会」へ修正・加筆したものが多数散見された。これは、公益社団法人鹿児島県観光連盟内に観光かごしま大キャンペーン推進協議会の事務局が設置されており、両者の業務を兼務する担当者も複数いることから、業務の区分に対する認識が不十分であったためと考えられる。別の人格を有する組織間で容易に支出の付け替えが可能であれば、不適切な支出がなされるおそれや、適切な予算策定にも重大な問題が生じるおそれがあるため、支出の根拠証憑である第三者の作成した請求書や領収書は修正されるべきではなく、宛名の修正が必要な場合は、再発行を求めるべきである。

したがって県は、同協議会に対して今後、請求書や領収書の修正・加筆がなされないよう指導すべきである。

(3) 奄美パーク管理事業(観光課)

1) 事業の概要

所管部・局	観光交流局	所管課	観光課	開始年度	平成 13 年度～
関連する施策	奄美群島自然共生プランの推進				
具体的な施策	奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化などの「宝」が保全されていることを積極的に発信して地域イメージを確立するとともに、これを商品の付加価値を高めるために活用する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	—				
目的	奄美群島の観光振興につながる情報発信拠点として、奄美地域の人々と観光客の交流を図る。				
事業内容	奄美の自然や歴史・文化、産業等の特性を活かした奄美群島全体の観光振興につながる情報発信拠点施設として、施設の管理運営やイベントの実施等企画事業を行う。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	奄美パークにおいて、奄美群島の優れた自然、特異な文化など、観光情報や地域情報の発信に努めた。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		145,677	145,677	145,677
	決算		195,640	145,516	145,455
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	商工費	観光費	観光費	委託料	145,314
				その他	141
				計	145,455

奄美パークは、奄美の美しい自然や多様な文化・歴史をわかりやすく紹介した総合展示ホールや奄美シアター、人々の交流の場を提供するイベント広場からなる「奄美の郷」と、奄美の自然を描き集大成させた孤高の日本画家田中一村の作品を紹介する「田中一村美術館」の二つの施設を中核とする奄美群島全体の新たな観光拠点として、笠利町節田の旧奄美空港跡地に総事業費約 76 億円を投じて平成 13 年度に完成・開園した。

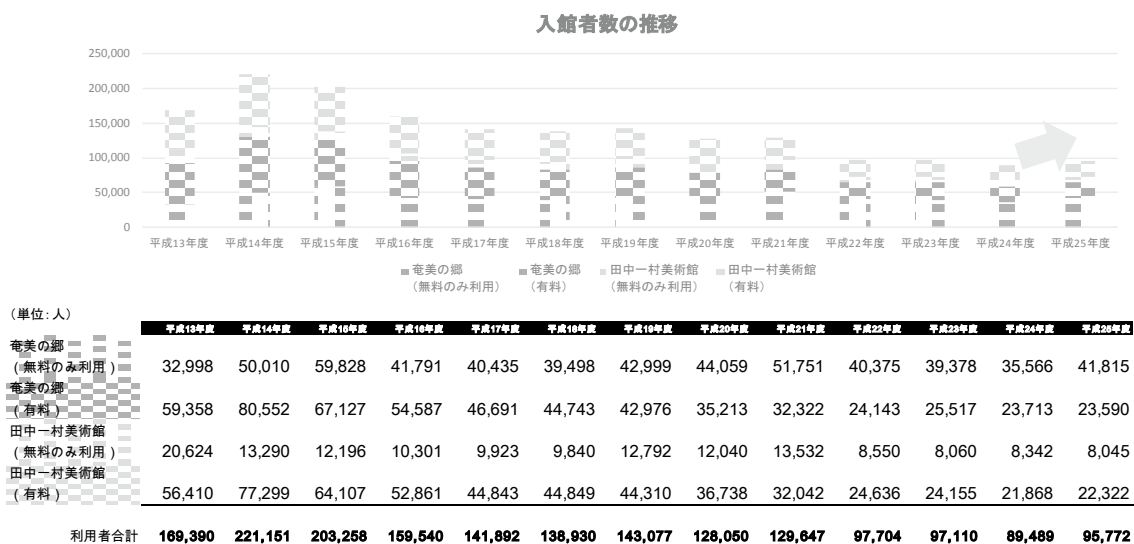
平成 18 年度より奄美群島広域事務組合が指定管理者として運営されている。園長兼館長は元 NHK キャスターの宮崎緑氏で月 1～2 回程度に来園や VIP 集客などの PR 業務を中心に担っている。

また、奄美・琉球は世界自然遺産登録に向けての機運が高まってきており、奄美パークとしても今後の在り方を検討中である。空港に近接しているという好立地を活かし、奄美群島の観光の入り口であり発信拠点としての役割期待がますます高まってきてい

るところである。

しかし、現在の施設は海風によるさびなどの影響で老朽化してきており、財源の範囲内で修繕を重ねてきていたが、台風被害のあった展望台の修理については大修繕が必要な状況にある（ただし、平成 26 年補正予算により修繕開始中）。

入館者数は開園当初から年々減少しているが、平成 25 年度は前年比で 6,283 人増加した。



2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額 (千円)
a	奄美パーク管理運営事業	奄美群島広域事務組合	145,314

a. 奄美パーク管理運営事業

奄美パーク管理に関する業務及び企画事業に係る業務に関する委託料である。平成 25 年度は平成 23 年度から指定管理者 5 年契約の 3 年目にあたる。平成 23 年度の指定管理者の選定においては、県と市町村とが共同して観光振興に取り組むことを重視し、奄美群島広域事務組合が唯一適切であるために一者指定とされており、指定管理者選定委員会によって事業計画書の審査が行われている。

奄美群島広域事務組合内において奄美パーク管理事業は独立会計となっており、奄美パーク管理業務に係る収支のみで収支計算し、管轄の観光課に月次報告されている。

平成 25 年度における収支精算書は下表のとおりである。

奄美パークの管理業務に係る収支精算書（平成 25 年度）

科目		金額（千円）	備考
収入	利用料金	13,044	有料施設の利用料金
	管理業務費	145,314	県からの委託料の収受
	計	158,358	
支出	委託料	69,365	受付・清掃等の再委託
	負担金補助及び交付金	28,824	県へ支出する出向人員（4名分）
	その他	60,620	
	計	158,809	
収支		▲451	繰越金に反映

支出額のうち最も高い割合を占めるのは委託料（受付・清掃等の再委託）であり、その一覧は下表のとおりである。

委託業務名	金額（千円）	入札の状況
奄美パーク受付・案内業務委託	21,210	6者指名競争入札
奄美パーク施設管理業務委託	10,489	6者指名競争入札
奄美パーク奄美の郷清掃業務委託	9,450	4者指名競争入札
奄美パーク園地管理業務委託	6,756	10者指名競争入札
奄美パーク田中一村記念美術館清掃業務	6,166	4者指名競争入札
管理運営業務・企画・その他	15,292	
合計	69,365	

3) 監査意見

① 民間活力のさらなる導入可能性調査について

現在の指定管理者における支出は委託料が 69,365 千円、県の職員の出向費用（負担金補助及び交付金）が 28,824 千円と、指定管理委託料 145,314 千円の約 6 割を占めているため、県が直接運用した場合と比較してどれほどの経済性が生じているかということについては疑問の残るところである。この経済性に対する疑問は、指定管理者として委員会から指定されているのが奄美群島広域事務組合のみであり、他者との競争が生じていないということについても同じである。また、指定管理者制度の趣旨である「民間活力の活用」という点からすれば最もその成果が求められるのは入場者数、入場者収入であるが、前述の通り両者ともに減少傾向にあることからすると現在の指定管理者の成果は芳しいものとは言えない。

制度趣旨に則り、指定管理者の選定にあたっては、より経済的で利用者に対するサービスが向上、利用者増につながるような運営体制の構築に向けて、改めて民間活力の導入がでないか、指定管理者の公募も視野に入れて検討すべきである。

また、観光拠点としての施設の維持・拡充を図るため、施設や展示のリニューアルについても検討する必要がある。

7. 自然環境の保全・活用(屋久島環境文化村)

(1) 屋久島環境文化村整備推進事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成3年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努める。				
実施主体	県、町、財団				
負担割合	県10 / 国0				
根拠法令等	かごしま将来ビジョン、屋久島環境文化村マスタープラン				
目的	人と自然が共生する地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を推進するため、関係機関との調整等を行う。				
事業内容	屋久島環境文化村構想を推進するため、関係機関との連絡調整、山岳部利用対策として登山者へのマナー向上の啓発				
事業の実施状況 (平成25年度)	ゴールデンウィーク及び夏休み期間中の監視指導業務、マナーガイドの作成等				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		1,762	1,762	1,701
	決算		1,648	1,660	1,412
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	衛生費	環境衛生費	環境文化施設費	委託料	613
				その他	799
				計	1,412

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額(千円)
a	屋久島山岳部利用対策事業業務委託	公益財団法人屋久島環境文化財団	613

a. 屋久島山岳部利用対策事業業務委託

山岳部監視業務及び現地調査、山岳部利用啓発ガイド作成業務、携帯トイレリーフレット作成等を業務委託している。

(2) 屋久島環境文化村中核施設管理運営委託事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成 8 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	屋久島環境文化村構想の推進に当たっては、県や屋久島環境文化財団が進行管理する役割を果たすとともに、社会情勢に対応しつつ事業の弾力的な実施に努める。				
実施主体	県、町、財団				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	21 世紀新かごしま総合計画、屋久島環境文化村マスタープラン				
目的	屋久島環境文化村構想を推進する拠点となる屋久島環境文化村中核施設の管理運営等を行う。				
事業内容	公益財団法人屋久島環境文化財団と協定を締結し、中核施設の管理運営事業を実施				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	屋久島環境文化村センター管理運営 屋久島環境文化研修センター管理運営 屋久島環境文化村センターの維持修繕 屋久島世界自然遺産登録 20 周年キャンペーン事業の実施				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		113,599	112,807	322,573
	決算		113,599	112,796	306,315
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境文化施設費	委託料	135,022
				工事請負費	167,132
				負担金補助及び交付金	2,000
				その他	2,161
			計	306,315	

① 屋久島環境文化村構想

屋久島には、豊かな水や多様な動植物に代表される優れた自然が残されているだけでなく、自然と共に生き、自然を損なうことなく人々が形づくってきた生活文化がある。

屋久島環境文化村構想とは、屋久島の人と自然のかかわり(=環境文化)を手がかりとして、学習や研究によってその価値を見直すことを通して、屋久島の自然環境の保全を図るとともに人と自然が共生する新たな地域づくりの試みで、その事業内容は、環境学習・研究拠点の充実(屋久島環境文化村中核施設の管理運営・環境学習の推進等)、環境形成事業

の展開（山岳部での利用モラルの向上等）、ボランティアネットワークの形成、情報提供の推進、新たな地域産業としてのエコツアーの普及推進、国際交流の展開などである。

② 中核施設の整備

平成 4 年 11 月に策定公表された「屋久島環境文化村マスタープラン」を受けて、屋久島環境文化村推進のための中核施設の開設準備に着手し、総合的な交流拠点である「屋久島環境文化村センター（以下「村センター」という）」と、環境学習をより深く理解し体験する場である「屋久島環境文化研修センター」を平成 8 年 7 月 20 日に開館した。

③ 村センター、研修センターに対する今までの経費（千円）

a. 建設費及び工事費

項目	年度等	村センター	研修センター	合計
建設費	当初	1,948,004	1,105,526	3,053,530
工事費	平成 21 年度	4,515	—	4,515
	平成 22 年度	1,869	913	2,782
	平成 23 年度	—	6,633	6,633
	平成 24 年度	—	—	—
	平成 25 年度	136,966	30,166	167,132
計		2,091,354	1,143,239	3,234,593

完成後の平成 8 年度から平成 20 年度までの建設費以外の工事費は把握できなかった。

b. 管理運営費

項目	年度等	村センター及び 研修センター計
管理運営委託料	平成 8 年度	261,460
	平成 9 年度	284,152
	平成 10 年度	291,398
	平成 11 年度	291,900
	平成 12 年度	253,848
	平成 13 年度	245,133
	平成 14 年度	241,406
	平成 15 年度	241,353
	平成 16 年度	219,114
	平成 17 年度	173,838
	平成 18 年度	126,626
	平成 19 年度	123,447

項目	年度等	村センター及び 研修センター計
	平成 20 年度	123,813
	平成 21 年度	121,113
	平成 22 年度	118,599
	平成 23 年度	113,599
	平成 24 年度	112,796
	平成 25 年度	108,122
計		3,451,718

村センター、研修センターの内訳は把握できなかった。

④ 村センターの年度別入館者数（人）

	ピーク年度 ※	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入込者数	406,387	332,219	319,736	305,201	299,744
入館者数	87,833	57,898	52,747	62,146	64,212
有料入館者数	57,820	29,696	29,949	24,709	24,405

※ピーク年度は、入込者数（屋久島入島の延べ人数。島民・帰省客・仕事客・観光客が含まれる。出典：種子屋久観光連絡協議会）が平成 19 年度、入館者数が平成 15 年度、有料入館者数が平成 10 年度である。

⑤ 村センターの平成 25 年度の月別入館者数（人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
入館者数	1,875	3,270	1,645	2,720	3,155	1,728	2,208	2,425	967	1,008	768	2,636

⑥ 研修センターの年度別学習受講者数

「Ⅱ.3(4)8)施策「屋久島環境文化村構想の推進」に対する成果指標」参照。

⑦ 研修センターの平成 25 年度の月別環境学習受講者数（人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
入館者数	27	1,131	397	728	1,178	432	396	307	578	131	198	389

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの管理業務委託	公益財団法人屋久島環境文化財団	108,122
b	屋久島環境文化村センター空調改修工事監理	株式会社ナック	5,145
c	屋久島環境文化村センター空調改修工事实施設計	株式会社ナック	5,355
d	白神山地・屋久島世界遺産登録20周年記念トークセッション企画運営業務	MBC 開発株式会社	1,997
e	屋久島環境文化村センター展示ホール改修にかかる実施設計委託業務	株式会社学研教育出版	2,079
f	屋久島環境文化村センター展示ホール改修委託業務	株式会社学研教育出版	12,324
	計		135,022

a. 鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの管理業務委託

鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの管理業務を指定管理者制度を採用して委託している。なお、公益財団法人屋久島環境文化財団は、平成18年度より継続して指定管理者に選定されており、現在2期目で平成27年度までとなっている。

b. 屋久島環境文化村センター空調改修工事監理

屋久島環境文化村センターの空調設備の改修の工事監理業務を委託したものである。株式会社ナックに対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由

目的物である空調改修工事の実施設計を行っており、設計の諸条件や方針並びに検討経過を熟知している。
--

c. 屋久島環境文化村センター空調改修工事实施設計

屋久島環境文化村センターの空調設備の老朽化に伴い改修工事の実施設計を委託した。指名競争入札による契約である。

- d. 白神山地・屋久島世界遺産登録 20 周年記念トークセッション企画運営業務
白神山地・屋久島世界遺産登録 20 周年を記念して実施されたトークセッション企画運営業務を委託したものである。
- e. 屋久島環境文化村センター展示ホール改修にかかる実施設計委託業務
屋久島環境文化村センター展示ホール改修にかかる実施設計業務を委託したものである。
- f. 屋久島環境文化村センター展示ホール改修委託業務
屋久島環境文化村センター展示ホール改修工事を委託したものである。

② 工事請負費

	工事名	請負先	金額（千円）
a	屋久島環境文化村センター空調改修工事（A 工区）	株式会社エコロン	98,700
b	屋久島環境文化村センター空調改修工事（B 工区）	南国殖産株式会社	38,266
c	屋久島環境文化村研修センター木橋改修工事	有限会社池田造園建設	30,166
	計		167,132

- a. 屋久島環境文化村センター空調改修工事（A 工区）
屋久島環境文化村センター空調設備の老朽化による改修工事である。一般競争入札による契約である。
- b. 屋久島環境文化村センター空調改修工事（B 工区）
屋久島環境文化村センター空調設備の老朽化による改修工事追加である。指名競争入札による契約である。
- c. 屋久島環境文化村研修センター木橋改修工事
屋久島環境文化村研修センター内の木橋の改修工事である。指名競争入札による契約である。

③ 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	屋久島世界自然遺産登録 20 周年記念事業実行委員会負担金	屋久島世界自然遺産登録 20 周年記念事業実行委員会	2,000

- a. 屋久島世界自然遺産登録 20 周年記念事業実行委員会負担金
屋久島が世界自然遺産登録して 20 周年のため、講演会等記念イベントを実施する実行委員会に負担金を交付した。

3) 監査意見

① 村センター及び研修センターの利用について

村センターは入館者数がピーク時と比べて減少している。特に屋久島の紹介映像を見ることができる有料入館者数はピーク時の半分以下となっている。

また、村センターの入館者数及び研修センターの研修受講者数とも年間の中では、月によって人数が異なっている。村センターは観光客が多いため冬場に入館者が減る傾向にある一方、研修センターは5月の連休と夏休み前後は多いがその後は環境学習の受講者数が減少する傾向にある。

また、村センターの映像ホールで上映されている映像は平成8年の開館時より同じものでありリピーターとなった観光客や地元住民にとっては観覧する魅力が薄れているものと考えられる。

村センター、研修センターともに住民への設備貸与、運営管理経費削減、扱っている屋久島関係の書籍やグッズの開発、設備のリニューアル等、一層の利用促進の対策を実施すべきである。

② 研修センターの設備破損について

研修センターにおいては、建物の窓の一部が破損し応急処置したままになっており（ただし、平成27年3月までに修理完了予定）、また、屋根付きキャンプサイトは、台風で屋根が破損しているためそのままでは使用できないなど、設備破損が目立っている。平成8年の開館から18年以上経過しているため、今後も通常管理運営費では賄えないような大きな修繕が予想される。

破損状態の設備については今後の利用方法を勘案した上で、修繕するのか別の用途に転用するのか検討を行い早急に対応すべきである。今後の修繕については、長期的な修繕計画等を策定し、計画的な設備維持管理を行う必要がある。

8. 自然環境の保全・活用(野生動物の保護管理)

(1) 有害鳥獣捕獲対策事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成 24 年度～	
関連する施策	森林の整備・保全の推進					
具体的な施策	松くい虫被害の防止や野生鳥獣による農林業被害の防止を図る。					
実施主体	県					
負担割合	県 10 / 国 0					
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」とは、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする法律である。					
目的	鳥獣による農林業、生活環境及び生態系被害の軽減を図ることを目的とする。					
事業内容	専門的捕獲従事者の育成、シカの誘引狙撃法による調査捕獲等					
事業の実施状況 (平成 25 年度)	専門的捕獲従事者候補の選定、シカ・イノシシ調査捕獲					
事業費推移 (千円)				平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算			—	8,901	14,207
	決算			—	8,339	14,009
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度	
	農林水産業費	林業費	狩猟費	委託料	13,860	
				その他	149	
				計	14,009	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	有害鳥獣捕獲対策業務委託	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	13,860

a. 有害鳥獣捕獲対策業務委託

シカ・イノシシの調査捕獲、ニホンザル被害検討、専門的捕獲従事者候補の選定に関する調査等の委託である。一般財団法人鹿児島県環境技術協会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由

県内の野生鳥獣に関する調査等を数多く実施し、各地域の狩猟関係者との関係が構築されている。

(2) 鳥獣保護対策事業(傷病野生鳥獣保護対策事業を含む)(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	昭和 38 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	野生生物の生息・生育環境を確保するため、生息地等保護区や鳥獣保護区などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進する。 傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努める。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律				
目的	野生鳥獣の保護増殖を図るため、鳥獣保護区の指定管理、生息調査及び保護思想の普及啓発等を行う。 傷病等により衰弱して県民により保護された野生鳥獣を、野生に復帰させるために適切な治療を行い、その回復を図るとともに、鳥獣の種類及び保護時の状況によっては、救護できない場合もあることについての理解を得ること等を通じて鳥獣の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するものとする。				
事業内容	鳥獣保護区の指定管理を行う。 県民により保護された傷病野生鳥獣に対し適切な治療を行う。 県は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護事業を実施するための基本的な計画として平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日を対象期間とする「第 11 次鳥獣保護事業計画」を策定した。 本事業は、この「第 11 次鳥獣保護事業計画」に基づく事業である。 なお、イノシシ、ニホンジカについては、適切な保護管理をはかるため「特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画」「特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画」が策定されており、「特定鳥獣モニタリング調査事業」と関連している。なお、ヤクシカについても「特定鳥獣(ヤクシカ)保護管理計画」が策定されており、「ヤクシカ保護管理適正化事業」と関連している。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	第 11 次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区を指定 保護実績は 152 件				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		10,616	10,548	10,502
決算		10,242		10,247	10,057
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	鳥獣保護対策費	委託料	1,317
				その他	8,740
				計	10,057

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	指定鳥獣保護区制札等整備業務	一般社団法人鹿児島県猟友会	119
b	傷病野生鳥獣保護対策事業業務委託	公益社団法人鹿児島県獣医師会	1,197
	計		1,317

a. 指定鳥獣保護区制札等整備業務

鳥獣保護区内の適地に制札（鳥獣保護区と記載された板）等を設置する業務である。一般社団法人鹿児島県猟友会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由

現在指定されている鳥獣保護区の位置や標識の設置個所を熟知していること、標識を設置するにあたり、区域周辺の地理に詳しく精通している。

b. 傷病野生鳥獣保護対策事業業務委託

傷病等により衰弱して県民により保護された野生鳥獣を野生に復帰させるために適切な治療を行いその回復を図ることを目的とし、診療機関に治療を委託している。公益社団法人鹿児島県獣医師会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由

獣医師としての専門的立場から治療に従事できる者がいること、同時に県内各地区で対応できること、傷病野生鳥獣を広範囲な地域において迅速に治療できる。

(3) 特定鳥獣モニタリング調査事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成9年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	ニホンジカなど著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を促進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律				
目的	特定鳥獣保護管理計画に基づき特定鳥獣の適切な保護管理を図る				
事業内容	生息状況及び被害の変化を調査する。				
事業の実施状況 (平成25年度)	生息状況調査、被害調査				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		6,846	7,273	7,373
	決算		6,767	7,113	7,109
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	農林水産業費	林業費	狩猟費	委託料	6,195
				その他	914
				計	7,109

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額(千円)
a	特定鳥獣モニタリング調査業務委託	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	6,195

a. 特定鳥獣モニタリング調査業務委託

イノシシ、ニホンジカについての現況・被害状況を把握するため、生息状況調査・被害調査等を委託している。一般財団法人鹿児島県環境技術協会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
県内業者である優位性及び有識者(専門技術者)・技術者が多数所属することから随意契約としている。

(4) ヤクシカ保護管理適正化事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成 23 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	ニホンジカなど著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を促進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律				
目的	ヤクシカに係る特定鳥獣保護管理計画に基づき、国や市町村と連携を図りながら個体群の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図る。				
事業内容	生息状況及び被害の変化を調査する。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	生息状況調査、被害調査				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		4,692	6,643	6,356
	決算		4,554	4,964	6,177
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	鳥獣保護対策費	委託料	5,880
				その他	297
				計	6,177

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額 (千円)
a	特定鳥獣(ヤクシカ)保護管理計画調査業務委託	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	5,880

a. 特定鳥獣(ヤクシカ)保護管理計画調査業務委託

植物被害調査、ヤクシカ捕獲個体の情報・密度調査、全体個体数推定の解析及び検証などの調査を委託している。一般財団法人鹿児島県環境技術協会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
ヤクシカ専門的知識を有する県内では唯一の団体であり、技術を有する職員を多数有する。

(5) 特定地域鳥獣保護管理事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成 8 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	出水地方に渡来するツルや県内の海岸に上陸するウミガメ、霧島地区に生育するノカイドウなどの保護に係る各種施策を推進する。				
実施主体	市町村				
負担割合	県 5 / 市町村 5				
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律				
目的	<p>出水平野におけるツル類の集中化の改善と農作物被害軽減のため、国指定出水・高尾野鳥獣保護区内の東干拓地区において、生息環境の改善・整備を行う。</p> <p>出水地方には毎年、約 1 万羽のツル（ナベヅル、マナヅル等）が渡来しており、そのほとんどが荒崎地区に集中して生息しているため、伝染病によるツルの絶滅が危惧される一方、地区外にも多数飛来して農作物への被害等の問題が生じている。このため、国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている東干拓地区において、生息環境の改善・整備等を行い、ツルの集中化の改善と農作物被害の軽減を図るための「特定地域鳥獣保護管理事業」を平成 8 年度から開始した。</p>				
事業内容	国指定出水・高尾野鳥獣保護区内の東干拓地区において農地を借り上げ、ツルの休遊地を造成				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	国指定出水・高尾野鳥獣保護区内の東干拓地区において農地を借り上げ、ツルの休遊地を造成				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		5,989	5,990	5,989
	決算		5,988	5,932	5,963
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	鳥獣保護対策費	負担金補助及び交付金	5,928
				その他	35
				計	5,963

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	特定地域鳥獣保護管理事業補助金	出水市	5,928

a. 特定地域鳥獣保護管理事業補助金

ツルの生息地保全管理のため用地の借り上げ料、監視員及び給餌管理員の人件費等の事業費の2分の1を限度に交付している。

(6) マングース防除手法・数値解析事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成 25 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	外来種対策については、個別の種ごとの調査等により生息状況や生育環境の把握に努めるとともに、必要に応じて防除対策を講じる。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律				
目的	<p>個体数変動に合致するようなシミュレーションモデルの作成を試み、マングースの絶滅可能性を検証する。この検証を県民に示すとともに、喜入地区以外で生息が確認された場合の捕獲体制の整備を目指す。</p> <p>奄美大島におけるマングースは、昭和 50 年代にハブの駆除を目的に奄美市内（旧名瀬市）に約 30 頭放獣されたと言われている。しかし、目的としたハブの駆除にはつながらず、外来種であり天敵のいないマングースは、野鳥やニワトリなどを襲いながら増殖した。</p> <p>環境省は外来生物法に基づき、平成 17 年 6 月からマングースの防除事業の事業費を大幅に増額し、平成 34 年度の完全排除を目指している。</p> <p>一方、平成 21 年 6 月には、鹿児島市において沖縄島、奄美大島以外では初めてマングースの生息が確認された。県では、根絶に向けた効果的な防除と生息情報の把握に努めた結果、その個体数は極めて少ないレベルまで激減しているものと推定される。</p> <p>なお、奄美大島におけるマングース対策は環境省の直轄事業であり、鹿児島県は県本土におけるマングース対策のみに関与している。</p>				
事業内容	マングースの個体数変動のシミュレーション及び防除マニュアルの作成				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	マングース防除手法・数値解析事業を実施。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		—	—	3,675
	決算		—	—	3,570
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	労働費	労政費	就職促進費	委託料	3,570
				その他	0
				計	3,570

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	マングース防除手法・数値解析事業委託業務	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	3,570

a. マングース防除手法・数値解析事業委託業務

マングースの防除手法の数値解析、捕獲体制整備・捕獲作業作成マニュアルの作成等を委託している。一般財団法人鹿児島県環境技術協会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
野生鳥獣に関する専門的知識及びこれまでのマングース捕獲実績等の詳細なデータを有しており、県内で本業務に係る専門的な解析等を行える業者は他にいないこと、県内で唯一学識経験者、専門技術者を有していること、失業者等に対する雇用や就業機会の創出・提供及び人材育成も兼ねている。

(7) 生物多様性鹿児島県戦略策定事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成 24 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	本県の生物多様性の現状について、関係機関等と連携しつつ把握に努めるとともに、その保全や持続可能な利用に関する目標、講ずべき施策等について検討を進める。				
実施主体	県				
負担割合	県 0 / 国 10				
根拠法令等	生物多様性基本法				
目的	生物多様性の保全と持続可能な利用に係る基本方針を明らかにし、様々な課題に対して的確に取り組んでいくための「生物多様性鹿児島県戦略」策定に向けた検討を行う。				
事業内容	<p>生物多様性鹿児島県戦略の検討・策定</p> <p>「生物多様性鹿児島県戦略」は、生物多様性基本法第 13 条の規定に基づき、将来にわたり、自然の恵みを得られるよう、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくるため、生物多様性国家戦略等を踏まえ、鹿児島における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画として平成 26 年 3 月に定められたものである。</p>				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	生物多様性鹿児島県戦略を策定した。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		—	8,000	6,454
	決算		—	6,553	5,646
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	自然保護対策費	委託料	2,730
				その他	2,916
				計	5,646

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	生物多様性鹿児島県戦略策定支援業務委託	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	2,730

a. 生物多様性鹿児島県戦略策定支援業務委託

生物多様性鹿児島県戦略の策定支援業務を委託している。一般財団法人鹿児島県環境技術協会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由

これまで環境省が実施している自然環境保全基礎調査などの調査を行っており、鹿児島県の自然環境全般に精通しており、また平成 22 年度に鹿児島県から委託を受け、今回の検討会議の基礎資料にもなる「鹿児島県環境基本計画策定基礎調査」を行っている。

(8) 希少野生生物調査事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成 24 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	県レッドデータブックを活用し、希少野生動植物の保護対策を検討するとともに、県民意識の高揚に努める。				
実施主体	県				
負担割合	県 0 / 国 10				
根拠法令等	鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例				
目的	県民や事業者に対して、県内に生息・生育する希少な野生動植物の保護について普及啓発を図り、自然保護への理解を深める。				
事業内容	県レッドデータブック改訂に向けた希少野生生物調査の実施。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	9つの分類ごとにカテゴリーの見直し、追加及び削除を行い、県レッドリストを改訂。県レッドリストとは、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 15 年 3 月)に基づき作成した絶滅のおそれのある野生動植物のリストである。県レッドデータブック(鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物)とは、レッドリスト掲載種の詳細情報を取りまとめたものであり、県内に絶滅のおそれのある希少野生動植物が約 1,200 種類あることを明らかにしている。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		—	6,767	10,800
	決算		—	5,901	10,710
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	自然保護対策費	委託料	10,710
				その他	0
				計	10,710

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	希少野生生物調査業務委託	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	10,710

a. 生物多様性鹿児島県戦略策定支援業務委託

県レッドデータブックの改訂に向け、県希少野生動植物保護対策検討委員会で示された見直しの方針等に沿って、県レッドリストを 11 年ぶりに改訂する業務である。一般財団法人鹿児島県環境技術協会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由

動植物等の自然環境に関する専門的知識を有し、平成 24 年度も委託し事業を実施し的確な調査がなされている。

(9) 希少野生動植物保護対策事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	平成 15 年度～
関連する施策	自然環境の保全・活用				
具体的な施策	天然記念物や絶滅のおそれのある野生動植物については、文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、県希少野生動植物の保護に関する条例を適正に運用し、保護を図る。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例				
目的	県内に生息し、又は生育する希少な野生動植物の保護を図る。				
事業内容	県内に生息し、又は生育する希少な野生動植物保護思想の普及啓発を図る。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	県希少野生動植物保護に関する普及啓発パンフレットを 1,000 部作成				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		3,788	1,759	1,759
	決算		3,493	1,316	1,649
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	自然保護対策費	委託料	136
				負担金補助及び交付金	168
				その他	1,345
				計	1,649

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額 (千円)
a	希少野生動物保護普及啓発用パンフレット作成業務委託	斯文堂株式会社	136

a. 希少野生動物保護普及啓発用パンフレット作成業務委託

指定希少野生動植物の趣旨や一覧表を記載したパンフレット 1,000 部の作成業務委託である。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	希少野生動植物保護推進員活動交付金	希少野生動植物保護推進員 21 名	168

a. 希少野生動植物保護推進員活動交付金

希少野生動植物保護推進員に対する活動費（一人当たり年間 8 千円）であり、前述の自然保護推進員と兼任されている場合、重複して交付金は支払われない。

希少野生動植物保護推進員とは、希少野生動植物の状況及び保護の重要性の啓発、状況調査、助言、違反者への指導を行う者であり、市町村の推薦に基づき知事が委嘱する。期間は 2 年で、半年に 1 回、業務報告書の提出が求められている。

なお、平成 25 年度の希少野生動植物保護推進員は 27 名だが、兼任 3 名、辞退者 1 名、業務報告書未提出者が 2 名のため、交付金は 21 名に支払われている。

3) 監査意見

① 業務報告書未提出の希少野生動植物保護推進員について

業務報告書の提出のない希少野生動植物保護推進員（以下、「推進員」という）が 2 名おり、当該 2 名に対しては、交付金も支出されていない。しかし、本事業の目的は「県内に生息し、または生育する希少な野生動植物の保護を図る」ことにあることからすると、委嘱した推進員に必要な活動及び報告を行うべく指導もしくは活動が困難ならば、交替させる等の措置が必要である。

(10) ウミガメ保護対策事業(自然保護課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	自然保護課	開始年度	昭和 63 年度～	
関連する施策	自然環境の保全・活用					
具体的な施策	出水地方に渡来するツルや県内の海岸に上陸するウミガメ、霧島地区に生育するノカイドウなどの保護に係る各種施策を推進する。					
実施主体	県					
負担割合	県 10 / 国 0					
根拠法令等	鹿児島県ウミガメ保護条例					
目的	絶滅のおそれがあるとともに学術的・文化的価値のあるウミガメの保護を図る。					
	県は、日本一のウミガメの上陸産卵地であり、産卵に訪れるウミガメは、日本に上陸する全ウミガメの半数以上と言われている。ウミガメは県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であるものの世界的に絶滅の危機にあるため、「鹿児島県ウミガメ保護条例」を昭和 63 年に制定し、保護に取り組んでいる。					
	ウミガメの上陸、産卵確認頭数の推移は下表のとおりである。					
	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	上陸確認市町村数	34	33	33	33	31
上陸確認頭数	5,243	7,824	5,423	8,845	8,538	
産卵確認頭数	2,898	4,300	3,039	5,195	5,033	
事業内容	ウミガメ保護監視員設置の 15 市町村に対して補助金を交付					
事業の実施状況 (平成 25 年度)	ウミガメ保護監視員によるパトロールを実施					
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
	当初予算		6,974	6,993	6,977	
	決算		6,946	6,967	6,924	
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度	
	衛生費	環境衛生費	自然保護対策費	負担金補助及び交付金	6,907	
				その他	17	
				計	6,924	

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	ウミガメ保護監視員設置費補助金	日置市ほか 15 自治体	6,039
b	市町村権限移譲交付金	屋久島町ほか 38 市町村	868
	計		6,907

a. ウミガメ保護監視員設置費補助金

ウミガメ保護監視員を設置する市町村に対して認められた経費のうち2分の1以内で補助金を交付している。ウミガメ保護監視員はウミガメの上陸・産卵の時期に対象海岸を監視し、ウミガメの保護・観察者への指導・産卵状況調査等を行っている。

b. 市町村権限移譲交付金

ウミガメの捕獲等の許可又は許可の条件の付加、国等が行うウミガメの捕獲等の協議、報告の徴収又は立入検査、中止命令等のウミガメに関する事務に関する経費についての交付金である。交付金は、移譲事務の処理件数の有無にかかわらず交付する均等交付金と移譲事務の処理件数に応じて交付する件数割交付金より構成される。

3) 監査意見

① ウミガメ保護監視の状況について

各市町村が、ウミガメ保護監視員が事業を行う場合、「ウミガメ実施要領」に基づいて実施されることになっている。監視体制については、「監視はなるべく1班2名以上で行うこと」と規定されているものの、指宿市については数回、与論町においては毎回1名で監視が行われていた。「なるべく」という規定は努力規定であると考えられるものの監視の実効性の観点から、「ウミガメ実施要領」に基づき監視が1班2名以上で実施されるような各自治体への指導が望まれる。

② ウミガメ保護監視員設置費補助金の交付先について

ウミガメの上陸が確認されている市町村のうち、補助金を申請している市町村は15市町村であり、それぞれの金額は過去5年間変動していない。

砂浜を有する市町村についてはウミガメ実態調査を実施しているものの、補助金を申請していない市町村については監視員の設置状況・活動状況の把握が十分とは言えない。補助金を申請しない市町村についてはさらなる情報収集を行い、事業の充実を図るために、事業費の予算配分の見直しを検討すべきである。

9. 水・土壌環境の保全

(1) 水質監視測定事業(環境保全課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	環境保全課	開始年度	昭和 46 年度～
関連する施策	水・土壌環境の保全				
具体的な施策	公共用水域（河川、湖沼、海域）及び地下水の常時監視を実施し、水質の環境基準の達成維持に努める。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	環境基本法、水質汚濁防止法				
目的	公共用水域及び地下水の水質の常時監視や工場・事業場からの排出水の規制を行うことにより、県民の健康の保護と生活環境の保全に資する。				
事業内容	公共用水域及び地下水の水質の常時監視や工場・事業場からの排出水の規制を行うことにより、県民の健康の保護と生活環境の保全に資する。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	環境基準類型指定水域の 36 河川 42 水域、4 湖沼 4 水域、8 海域 24 水域、その他の水域の 15 河川 15 水域（鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分含む）について水質調査を実施した結果、健康項目は調査した全ての地点で環境基準を達成した。生活環境項目については 70 水域のうち 9 水域で環境基準を達成していないが、全般的に水質は良好である。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		23,561	23,696	23,661
決算			22,658	23,373	23,129
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	委託料	15,603
				その他	7,526
				計	23,129

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額 (千円)
a	公共用水域及び地下水の水質常時監視に関する調査業務委託	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	15,603

a. 公共用水域及び地下水の水質常時監視に関する調査業務委託

公共用水域や地下水を採水・分析する業務の委託である。一般競争入札による契約である。

(2) 第4期鹿児島湾ブルー計画推進事業(環境保全課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	環境保全課	開始年度	昭和 54 年度～
関連する施策	水・土壌環境の保全				
具体的な施策	<p>鹿児島湾については、富栄養化が懸念されていることから、第 4 期鹿児島湾ブルー計画（平成 17 年度～26 年度）に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努める。</p> <p>鹿児島湾ブルー計画（鹿児島湾水質環境管理計画）とは鹿児島湾の水質保全のための基本計画として、また、湾域での各種の環境利用行為等が適正に行われるためのガイドラインとして、昭和 54 年 5 月に策定されたものであり、その後 3 回にわたる改訂を行い、平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間と定めた「第 4 期鹿児島湾ブルー計画」が策定されている。</p>				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	環境基本法、第 4 期鹿児島湾水質環境管理計画				
目的	鹿児島湾ブルー計画を推進するため、研修会の開催等により普及啓発を行うとともに、自発的な実践活動を促進して、県民の環境保全意識の高揚を図る。				
事業内容	鹿児島湾ブルー計画を推進するため、研修会の開催等により普及啓発を行うとともに、自発的な実践活動を促進して、県民の環境保全意識の高揚を図る。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<p>「第 4 期鹿児島湾ブルー計画」に基づき、生活排水対策など発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾水質保全推進協議会（県、湾域市町、住民団体、事業者団体等）」の開催により、各関係機関と連携を図りながら推進した。</p> <p>各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うなど水質保全に対する意識を高めた。</p>				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		835	835	8,043
	決算		709	761	7,850
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	委託料	7,140
				負担金補助及び交付金	390
				その他	320
				計	7,850

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	鹿児島湾水質等総合調査業務委託	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	7,140

a. 鹿児島湾水質等総合調査業務委託

鹿児島湾の水質、底質や鹿児島湾に流入する汚濁負荷量の調査業務委託であり、これにより「鹿児島湾ブルー計画」の進捗状況を評価するとともに、汚濁負荷量と海域水質のシミュレーション等による計画の見直しのための基礎資料を得ることを目的とするものである。一般競争入札により決定された。調査の概要は下表のとおりである。

調査内容	調査地点	調査回数（年間）
流入汚濁負荷量調査	24	2
海域水質調査	34	6
海域プランクトン調査	5	2
海域底質調査	20	1

② 負担金補助及び交付金

	負担金名	支出先	金額（千円）
a	鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会負担金	鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会	390

a. 鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会負担金

鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会の運営費に対する負担金である。同協議会は近隣住民に対してプランクトン観察会の開催などを通して水質保全の啓発活動等を行っている。

(3) 漁業集落排水施設の整備(漁港漁場課)

1) 事業の概要

所管部・局	商工労働水産部	所管課	漁港漁場課	開始年度	平成4年度～
関連する施策	水・土壌環境の保全				
具体的な施策	市街地、農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的とした県生活排水処理施設整備構想(平成21年3月)に基づき、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備とともに、合併処理浄化槽などの普及を進める。				
実施主体	市町村				
負担割合	県0/国5/市町村5				
根拠法令等	漁港漁場整備法、環境基本法、水質汚濁防止法				
目的	漁港背後の漁業集落における生活環境の改善を図る。				
事業内容	漁業集落排水施設整備				
事業の実施状況 (平成25年度)	集落排水施設 (排水管路 L=354.1m)				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		186,920	115,940	11,680
	決算		180,220	128,740	11,680
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	農林水産業費	水産業費	水産基盤整備費	負担金補助及び交付金	11,680
				その他	0
				計	11,680

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	交付金名称	支出先	金額（千円）
a	漁業集落排水施設整備促進事業交付金	南さつま市	11,680

a. 漁業集落排水施設整備促進事業交付金

公共用水域の水質保全と都市部、農村部及び漁村部の生活環境の改善を促進することを目的とする鹿児島県生活排水処理施設整備促進事業交付金の一部であり、生活排水処理に係る漁業集落排水施設を整備する市町村に対する助成補助金である。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
薩摩川内市甕島手打地区	149,300	21,100	—
南さつま市坊泊地区	30,920	107,640	11,680
計	180,220	128,740	11,680

(4) 農山漁村地域整備交付金事業(生活排水対策室)

1) 事業の概要

所管部・局	土木部	所管課	生活排水対策室	開始年度	昭和 58 年度～
関連する施策	水・土壌環境の保全				
具体的な施策	市街地、農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的とした県生活排水処理施設整備構想（平成 21 年 3 月）に基づき、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備とともに、合併処理浄化槽などの普及を進める。				
実施主体	市町村				
負担割合	内 50% 離 50% 奄 60%				
根拠法令等	土地改良法				
目的	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水及び公共用水域の水質保全をし、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。				
事業内容	汚水処理施設の整備 （し尿、生活雑排水等の処理） 資源循環施設の整備 （汚泥のコンポスト化施設等）				
事業の実施状況 （平成 25 年度）	平成 24 年度末までに 9 市 12 町 2 村 58 地区で工事着手、うち 10 市 11 町 2 村の 55 地区で供用開始				
事業費推移 （千円）			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		218,000	261,020	235,498
	決算		196,156	188,910	240,825
事業費決算内訳 （千円）	款	項	目	節	平成 25 年度
	農林水産業費	農地費	土地改良費	委託料	0
				工事請負費	0
				負担金補助及び交付金	232,566
				その他	8,259
			計	240,825	

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	団体営農業集落排水施設整備事業補助金	大和村中部地区ほか 14 地区	232,566

a. 団体営農業集落排水施設整備事業補助金

農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、市町村及び団体等が行う事業に要する経費に対して交付する補助金である。

3) 監査意見

① 補助金交付先と受注者との契約金額の増額変更について

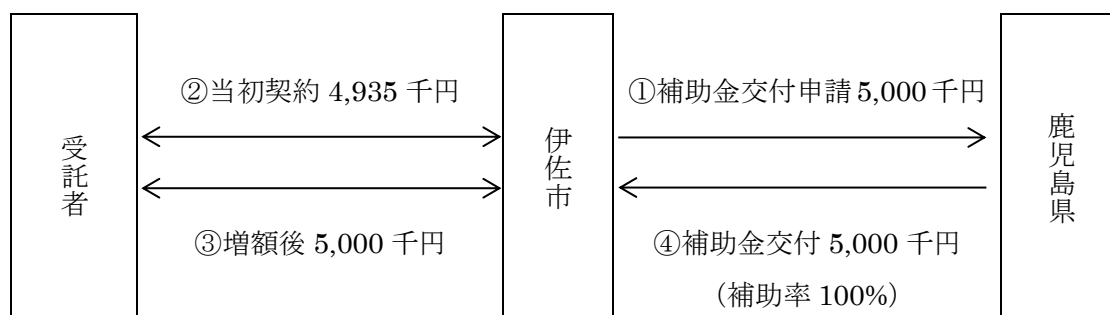
伊佐市伊佐地区と長島町鷹巣地区の補助金については、伊佐市及び長島町とそれぞれの受注者との当初の契約金額が、後日、交付金申請額全額が補助される金額に一致する金額まで増額されている。この増額変更については、伊佐市と長島町がそれぞれの契約を承認するため、契約変更の報告を受ける県では、増額変更の具体的理由を把握できていない。

増額変更が容易に可能であれば、業者が入札時に適正な工事見積額を大幅に下回る金額で市町村と契約を締結し、後日、交付金申請額全額が補助される金額まで理由なく増額変更するおそれがある。これを容認すれば、機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を確保するという競争入札の長所が失われかねない。

したがって県は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条に規定される関係者の責務を履行する観点から、当初の交付金申請額全額が補助される金額に一致する金額まで増額される場合には、その具体的理由を把握するために、補助金交付先の自治体に対して、増額変更された理由についての報告書を求める必要がある。

a. 伊佐市伊佐地区 5,000 千円の補助金

伊佐市の経緯は以下のとおりである。



平成 25 年 8 月 20 日付けで伊佐市から提出された「平成 25 年度団体営農業集落排水施設

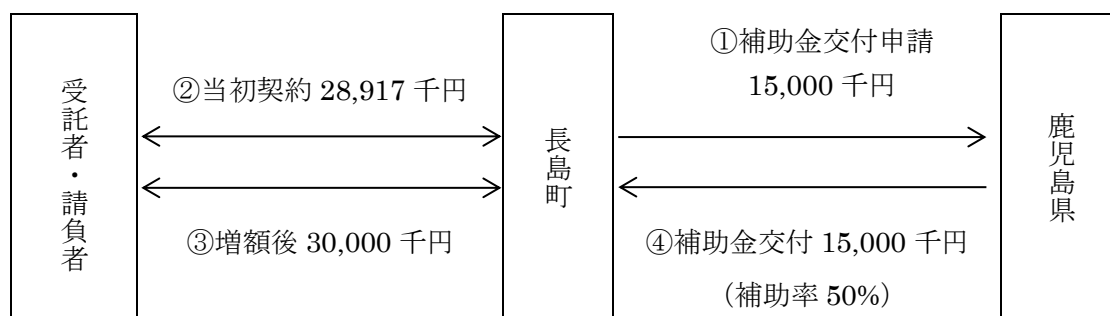
整備事業補助金交付申請書」では 5,000 千円が申請されている（上表①）。

次に、伊佐市と鹿児島県土地改良事業団体連合会は、平成 25 年 10 月 18 日付けで設計業務等委託契約を締結し、契約金額は 4,935 千円であった（上表②）。その後、平成 26 年 2 月 18 日付けの設計業務等変更委託契約書では 65 千円増額され、5,000 千円となった（上表③）。

これに基づき、県は補助率 100%であるとして、5,000 千円の補助金を交付している（上表④）。これについて、県では増額変更の具体的理由は把握できていない。これは、伊佐市が増額変更について検討し、その結果として平成 26 年 3 月 20 日付けで「平成 25 年度団体営農業集落排水施設整備事業補助金実績報告書」を提出しており（市による検査調書も添付済み）、県ではこれを補助金交付の根拠資料としているためである。

b. 長島町鷹巣地区 15,000 千円の補助金

長島町の経緯は以下のとおりである。



平成 25 年 8 月 20 日付けで長島町から提出された「平成 25 年度団体営農業集落排水施設整備事業補助金交付申請書」では 15,000 千円が申請されている（上表①）。

次に、長島町と鹿児島県土地改良事業団体連合会は、平成 25 年 10 月 11 日付けで設計業務等委託契約を締結し、契約金額は 2,247 千円、また、長島町と扶桑建設工業株式会社は、平成 25 年 12 月 6 日付けで建設工事請負契約書を締結し、契約金額は 26,670 千円であった（合計 28,917 千円）（上表②）。その後、それぞれ、平成 26 年 1 月 8 日付けの設計業務等変更委託契約書で 84 千円、平成 26 年 1 月 31 日付けの建設工事請負変更契約書で 999 千円増額され、合計で 30,000 千円となった（上表③）。

これに基づき、県は補助率 50%であるとして、15,000 千円の補助金を交付している（上表④）。これについて、県では増額変更の具体的理由は把握できていない。これは、長島町が増額変更について検討し、その結果として平成 26 年 3 月 25 日付けで「平成 25 年度団体営農業集落排水施設整備事業補助金実績報告書」を提出しており（町による検査調書も添付済み）、県ではこれを補助金交付の根拠資料としているためである。

(5) 浄化槽適正管理事業(生活排水対策室)

1) 事業の概要

所管部・局	土木部	所管課	生活排水対策室	開始年度	昭和 42 年度～
関連する施策	水・土壌環境の保全				
具体的な施策	浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃、法定検査の充実を図る。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	浄化槽法、県浄化槽事務取扱要領				
目的	浄化槽設置者等に対する浄化槽維持管理指導等を行うことにより、浄化槽行政の円滑な推進を図る。				
事業内容	浄化槽設置者等に対する浄化槽維持管理指導等				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	平成 24 年度末の浄化槽設置基数は 160,054 基。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		2,860	2,857	2,751
	決算		2,484	2,461	2,427
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	委託料	1,239
				工事請負費	0
				負担金補助及び交付金	30
				その他	1,158
			計	2,427	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	浄化槽管理台帳業務委託	公益財団法人鹿児島県環境 検査センター	1,239

a. 浄化槽管理台帳業務委託

浄化槽管理台帳の更新・拡充を行うための委託料である。県内の浄化槽の設置状況については無届け及び無管理等の浄化槽があり、詳細を十分に把握していないため、現地調査を通じて浄化槽台帳の更新・拡充を図っており、平成 25 年度は浄化槽管理台帳整備の 5 年計画のうち 4 年目にあたる。公益財団法人鹿児島県環境検査センターに対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
<p>浄化槽台帳を整備するためには、県内の浄化槽の設置状況や検査の実施状況等を把握する必要があるが、この情報を把握しているのは、浄化槽法に規定する指定検査機関である公益財団法人鹿児島県環境検査センターが県内唯一である。</p> <p>現在、県が所有する浄化槽台帳は、無届け及び無管理等の浄化槽については把握しておらず、浄化槽行政のためには必要な情報であることから、これらの情報を計画的に収集し台帳を整備する必要があるが、この情報を収集するために浄化槽保守点検業者との連携が必要となる。公益財団法人鹿児島県環境検査センターは、法定検査時に保守点検・清掃の実施状況等を把握する必要があり、浄化槽保守点検業者とは常に連携を図っており、情報を収集しやすい関係にある。</p> <p>無届け及び無管理等で把握できない浄化槽の情報収集には、現地調査を実施する必要があるが、効率的な情報収集のためには、公益財団法人鹿児島県環境検査センターが行う法定検査を実施する際に併せて行うことが交通費や人件費が不要になり著しく有利な価格となる。</p>

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	鹿児島県浄化槽推進市町村協議会 年会費	鹿児島県浄化槽推進市 町村協議会	30

a. 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会年会費

浄化槽の整備等に関して県民への普及啓発活動を行う鹿児島県浄化槽推進市町村協議会を県内全市町村等と共同して運営しており、その年会費である。

(6) 環境と調和した防除推進事業(食の安全推進課)

1) 事業の概要

所管部・局	農政部	所管課	食の安全推進課	開始年度	平成 20 年度～
関連する施策	水・土壌環境の保全				
具体的な施策	良好な土壌環境を保全するため、土壌に係る環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正使用等を促進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 1 / 2 国 1 / 2 など				
根拠法令等	農薬取締法、植物防疫法				
目的	県産農産物の安心・安全の確保と環境への負荷をできるだけ軽減し、環境と調和した病虫害防除を徹底させるため、発生予察に基づく防除や農薬の適正使用を推進する。				
事業内容	農薬適正使用等の指導、病虫害の発生予察 など				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	農薬適正使用推進期間の設定や農薬適正使用推進研修会を開催 病虫害の発生予察情報の提供や検定等の実施 など				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		10,674	9,954	9,754
	決算		8,449	8,876	8,719
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	農林水産業 費	農業費	植物防疫費	委託料	876
				工事請負費	0
				負担金補助及び交付金	0
				その他	7,842
			計	8,719	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	マイナー作物等の農薬登録試験実施に伴う作物残留農薬の分析	日本エコテック株式会社	876

a. マイナー作物等の農薬登録試験実施に伴う作物残留農薬の分析

マイナー作物等（平成 25 年度はオクラと未成熟そらまめ）に使用する農薬の登録申請に必要な残留農薬の分析を委託する業務である。随意契約であり、複数の事業者からの見積書の徴収により委託先を選定している。

作物にはメジャー作物と準メジャー作物、マイナー作物があり、このうち、メジャー作物と準メジャー作物は農林水産省が指定している。マイナー作物はメジャー作物と準メジャー作物以外である。

当該委託において実施される農薬の分析調査は、鹿児島県のマイナー作物（未成熟そらまめ、実えんどう、さやえんどう、マンゴー、オクラ等）に関する農薬をメーカーが登録する際の資料として使用されることを目的としている。

(7) 農業集落排水施設整備促進事業交付金(生活排水対策室)

1) 事業の概要

所管部・局	土木部	所管課	生活排水対策室	開始年度	平成6年度～
関連する施策	ブルーリバー21の推進				
具体的な施策	農業振興地域については、農業集落排水処理施設の整備を促進する。				
実施主体	市町村				
負担割合	県10/国0				
根拠法令等	県農業集落排水施設整備農山漁村地域整備交付金要綱				
目的	公共用水域の水質保全と農業集落等の生活環境の改善を図る				
事業内容	農業集落排水施設の整備を行う市町村を積極的に支援し、予算の範囲内で交付金を交付する。				
事業の実施状況 (平成25年度)	平成24年度末までに9市12町2村58地区で工事着手,うち10市11町2村の55地区で供用開始				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		52,800	64,630	60,800
	決算		45,765	45,961	57,833
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	農林水産業費	農地費	土地改良費	委託料	0
				工事請負費	0
				負担金補助及び交付金	57,833
				計	57,833

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額(千円)
a	農業集落排水施設整備促進事業交付金	大和村中部地区ほか10地区	57,833

a. 農業集落排水施設整備促進事業交付金

公共用水域の水質保全と都市部、農村部及び漁村部の生活環境の改善を促進するため、生活排水処理に係る交付対象施設を整備する市町村に補助金を交付するものである。

(8) 合併処理浄化槽整備促進事業(生活排水対策室)

1) 事業の概要

所管部・局	土木部	所管課	生活排水対策室	開始年度	平成元年度～
関連する施策	ブルーリバー21の推進				
具体的な施策	公共下水道等の整備対象とならない地域については、合併処理浄化槽の整備を促進する。				
実施主体	市町村				
負担割合	県10 / 国0				
根拠法令等	県浄化槽整備事業交付金交付要綱				
目的	浄化槽の整備を行う市町村に交付金を交付すること等により、公共用水域の水質保全を図る。				
事業内容	浄化槽を設置する個人に市町村が費用を助成する等の場合に、市町村に交付金を交付する。				
事業の実施状況 (平成25年度)	平成24年度末浄化槽人口普及率 30.1%				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		563,000	543,482	563,000
	決算		436,986	475,675	477,292
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	委託料	0
				工事請負費	0
				負担金補助及び交付金	476,210
				その他	1,082
			計	477,292	

2) 事業費の内容

① 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額(千円)
a	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	霧島市ほか42自治体	476,210

a. 鹿児島県浄化槽整備事業交付金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、「浄化槽設置整備事業実施要綱」「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」に定める事業に基づき、浄化槽の整備を行う市町村に対して支出される交付金であり、最終的には、市町村経由で浄化槽を設置した住民に対して交付される。当年度中に浄化槽の設置工事が完了したものが交付の対象となる。

3) 監査結果

① 浄化槽整備事業交付金実績報告書の記載誤りについて

市町村から提出された平成 25 年度の浄化槽整備事業交付金実績報告書のうち、南さつま市、南九州市、中種子町、瀬戸内町、伊仙町については、浄化槽設置工事の着手日と完了年月日の記載誤りが複数見受けられた。さらに瀬戸内町と伊仙町は、実績報告書の提出日がともに平成 26 年 3 月 20 日であるにも関わらず、実際の完了年月日が平成 26 年 3 月 30 日または平成 26 年 3 月 31 日であるものが含まれていた。記載誤りの原因は、単純なミス
の他、工事完了年月日の欄に完了予定年月日を記載していたためである。

浄化槽整備事業交付金は、浄化槽の設置工事が年度内に完了したものが対象となるため、実績報告書に記載された完了年月日は、正確でなければならない。適正な交付のためには、実績報告書上の日付等に矛盾があれば、各市町村へ問い合わせるべきである。

10. 大気環境等の保全(化学物質の環境安全・騒音等の防止を含む)

(1) 酸性雨監視測定事業(環境保全課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	環境保全課	開始年度	昭和 63 年度～
関連する施策	国際協力等の推進				
具体的な施策	酸性雨や光化学オキシダントについては、国や各県と連携してモニタリングを行い、実態把握や原因の解明など調査・研究を促進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 0 / 国 10				
根拠法令等	環境基本法				
目的	国の委託を受けて、屋久島で酸性雨の監視測定を行うとともに、県においても、鹿児島市で長期的なモニタリングを行う。 環境省は「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画」に基づき酸性雨を継続的にモニタリングしており、そのうちの大気モニタリング(湿性沈着モニタリングと大気汚染物質モニタリング(乾性沈着モニタリングを含む))を国設屋久島酸性雨測定所において行っている。				
事業内容	国の委託を受けて、屋久島で酸性雨の監視測定を行うとともに、県においても、鹿児島市で長期的なモニタリングを行う。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	酸性雨が屋久島原生林の土壌、樹木に及ぼす影響について樹木衰退度調査及び森林総合調査を実施した。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		4,477	4,442	4,442
決算			4,320	4,320	4,277
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	委託料	1,814
				その他	2,462
				計	4,277

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	国設屋久島酸性雨測定所の 大気測定機器保守点検業務 委託	株式会社オーケー社鹿児島	963
b	国設屋久島酸性雨測定所の 降水試料自動捕集装置及び 気象観測装置の保守点検業 務委託	株式会社オーケー社鹿児島	737
c	酸性雨測定所周辺道路除草 業務委託	有限会社鹿根益建設	113
	計		1,814

a. 国設屋久島酸性雨測定所の大気測定機器保守点検業務委託

測定業務の確実な実施と測定データの精度の維持管理に必要な大気中二酸化硫黄測定装置及び大気中オゾン測定装置に係る保守点検に係る委託である。株式会社オーケー社鹿児島に対する随意契約であり、複数の事業者からの見積書の徴収により委託先を選定している。

b. 降水試料自動捕集装置及び気象観測装置の保守点検業務委託

降水試料自動捕集装置及び気象観測装置の機能の正常な維持を図り、円滑なデータ収集に必要な保守点検業務である。株式会社オーケー社鹿児島に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
装置の製造メーカーと同等の知識・能力を有する技術系職員を配置しており、県内に技術系職員が常駐している。また専用試験機器を準備し性能試験を実施でき、保守点検の結果、故障等が判明したときは装置の製造メーカーと密接な連携を図り、迅速な対策の提案及び修繕等の対応ができる。

c. 酸性雨測定所周辺道路除草業務委託

測定データの精度を維持するのに必要な測定機器周辺の除草作業に係る委託である。有限会社鹿根益建設に対する随意契約であり、複数の事業者からの見積書の徴収により委託先を選定している。

(2) 大気監視測定事業(環境保全課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	環境保全課	開始年度	昭和 46 年度～
関連する施策	大気環境の保全				
具体的な施策	大気汚染の常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図るとともに、平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5) についても、早急に監視体制の整備を行う。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	環境基本法、大気汚染防止法、県公害防止条例				
目的	大気環境中の PM2.5、光化学オキシダント、二酸化硫黄等を監視測定し、大気汚染の未然防止に努める。また、ばい煙発生施設の排出基準監視及び大気中の有害大気汚染物質のモニタリングを行う。				
事業内容	大気環境中の PM2.5、光化学オキシダント、二酸化硫黄等を監視測定し、大気汚染の未然防止に努める。また、ばい煙発生施設の排出基準監視及び大気中の有害大気汚染物質のモニタリングを行う。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<p>本県の大気環境は、19 測定局 (鹿児島市調査分を含む) における常時監視の結果、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) については、火山活動や大陸からの越境大気汚染等の要因によって環境基準を達成できなかった測定局があったものの、その他は環境基準を下回っており全体としては、前年度までと同様な状況であった。</p> <p>微小粒子状物質 (PM2.5) については、平成 25 年度末現在、10 測定局 (鹿児島市設置分を含む) に自動測定機を整備し、常時監視を実施した。</p>				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		23,769	25,274	26,716
	決算		22,773	24,553	26,979
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	委託料	12,560
				その他	14,418
				計	26,979

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	アスベストモニタリング調査業務委託	株式会社静環検査センター九州支店	283
b	測定局の維持管理業務委託	株式会社オーケー社鹿児島	12,277
	計		12,560

a. アスベストモニタリング調査業務委託

アスベストモニタリング調査及び報告書作成等の業務委託である。株式会社静環検査センター九州支店に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由

調査に必要な走査型電子顕微鏡を所有し、県内に技術系職員が常駐している。

b. 測定局の維持管理業務委託

大気常時監視測定局の維持管理に係る業務の委託であり、委託先は一般競争入札により決定された。

(3) ダイオキシン類対策事業(環境保全課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	環境保全課	開始年度	平成 12 年度～
関連する施策	化学物質の環境保全管理				
具体的な施策	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の排出源対策を進める。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	ダイオキシン類対策特別措置法				
目的	ダイオキシン類による大気、水質（底質含む）、地下水及び土壌の常時監視調査を行う。				
事業内容	ダイオキシン類による大気、水質（底質含む）、地下水及び土壌の常時監視調査を行う。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	ダイオキシン類の排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉以外の特定施設について、設置者による測定の実施と排出基準の遵守を指導した。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		7,162	4,337	4,152
	決算		4,789	4,207	4,120
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	委託料	3,977
				その他	143
				計	4,120

ダイオキシン類は、ものの燃焼の過程などで自然に生成してしまう物質であり、通常の日常生活におけるばく露レベルでは健康影響は生じないものの、国民の間には様々な不安や疑問もある。平成 12 年 1 月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、県は大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告するとともに、特定施設設置者が毎年測定する排出ガス、排出水のダイオキシン類による汚染の状況の報告を受け公表することとされた。

特定施設

工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設

それに加え、県は特定施設の排出ガス、廃棄物最終処分場の放流水、地下水においても排出調査を実施し公表している。

所管課	調査内容	対象	根拠法	事業名
環境保全課	常時監視	大気	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類対策事業
		公共用水域水質		
		公共用水域底質		
		地下水質		
		土壌		
	廃棄物焼却炉以外の設置者設置者による測定	アルミニウム合金の溶解炉	ダイオキシン類対策特別措置法	設置者が報告するものであり事業としての支出はない
クラフトパルプの漂白施設の排水				
廃棄物・リサイクル対策課	排出調査	廃棄物焼却施設の排出ガス	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類対策事業
		廃棄物最終処分場の放流水	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
		廃棄物最終処分場の地下水		
	廃棄物焼却炉の設置者による測定	排出ガス	ダイオキシン類対策特別措置法	設置者が報告するものであり事業としての支出はない
		ばいじん		
		焼却灰		

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	ダイオキシン類常時監視委託	株式会社静環検査センター九州支店	3,885
b	浮遊粒子状物質装置線源取引処理業務委託	株式会社オーケー社鹿児島	92
	計		3,977

a. ダイオキシン類常時監視委託

ダイオキシン類及び関連項目の試料採取、分析、及び調査結果の解析を行う業務委託である。大気、水質（底質含む）、地下水及び土壌について選定した38地点の全てにおいて、環境基準を達成していた。

b. 浮遊粒子状物質装置線源取引処理業務委託

放射線廃棄物の処理に係る業務委託である。これは「大気監視測定事業」に係る分であるが、同事業の予算の枠が不足したため本事業において支出したものである。

(4) ダイオキシン類対策事業(廃棄物・リサイクル対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	廃棄物・リサイクル対策課	開始年度	平成 10 年度～
関連する施策	化学物質の環境保全管理				
具体的な施策	ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の排出源対策を進める。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、 ダイオキシン類対策特別措置法				
目的	ダイオキシン類の発生源である産業廃棄物焼却施設について、排出基準等の適合状況の監視調査、構造基準・維持管理基準等遵守の検査指導等行う。				
事業内容	廃棄物焼却炉、最終処分場の立入検査、指導				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、16 施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。 焼却施設から発生するダイオキシン類の排出を抑制するため、構造基準(助燃装置、温度計、記録計等の設置)・維持管理基準(800℃以上で燃焼、ダイオキシン類の測定等)の遵守を指導。 				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		3,582	3,696	3,429
	決算		3,308	3,632	3,321
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	委託料	2,835
				その他	486
				計	3,321

概要については「ダイオキシン類対策事業（環境保全課）」参照。

所管課	調査内容	対象	根拠法	事業名
環境保全課	常時監視	大気	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類対策事業
		公共用水域水質		
		公共用水域底質		
		地下水質		
		土壌		
	廃棄物焼却炉以外の設置者設置者による測定	アルミニウム合金の溶解炉	ダイオキシン類対策特別措置法	設置者が報告するものであり事業としての支出はない
クラフトパルプの漂白施設の排水				
廃棄物・リサイクル対策課	排出調査	廃棄物焼却施設の排出ガス	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類対策事業
		廃棄物最終処分場の放流水	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
		廃棄物最終処分場の地下水		
	廃棄物焼却炉の設置者による測定	排出ガス	ダイオキシン類対策特別措置法	設置者が報告するものであり事業としての支出はない
		ばいじん		
		焼却灰		

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	特定施設等に係るダイオキシン類分析業務委託	株式会社静環検査センター九州支店	2,835

a. 特定施設等に係るダイオキシン類分析業務委託

試料採取地点において、排出ガス、放流水及び地下水を採取し、ダイオキシン類の濃度測定を行い、その結果を報告書に取りまとめる業務の委託である。委託先は3者による一般競争入札により選定された。排出ガス、放流水及び地下水それぞれ選定した7施設の全てにおいて、測定結果範囲は排出基準に適合していた。「1)事業の概要」の「事業の実施状況（平成25年度）」に記載している「16施設」は放流水及び地下水において5施設が重複していることによるものである（3×7施設－5施設）。

(5) 騒音・振動・悪臭対策事業(環境保全課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	環境保全課	開始年度	昭和 46 年度～
関連する施策	騒音・振動・悪臭等の防止				
具体的な施策	土地利用等の実状に応じ、騒音、振動の規制地域の設定や騒音に係る環境基準の類型指定の見直し等を推進する。				
実施主体	県				
負担割合	県 10 / 国 0				
根拠法令等	環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、県公害防止条例				
目的	工場・事業場等の事業活動に伴い発生する騒音・振動・悪臭について規制を行うことにより、生活環境の保全に資する。				
事業内容	工場・事業場等の事業活動に伴い発生する騒音・振動・悪臭について規制を行うことにより、生活環境の保全に資する。				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	市町村担当者研修会等で、土地利用等に応じた類型指定等について説明した。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		3,725	2,960	2,893
	決算		2,211	2,322	2,835
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	委託料	1,551
				負担金補助及び交付金	8
				その他	1,276
				計	2,835

「その他」は、自動車騒音以外の騒音、振動、悪臭について測定・調査するための諸費用である。

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額 (千円)
a	自動車騒音常時監視に係る調査業務委託	株式会社鹿児島環境測定分析センター	1,155
b	PM2.5測定局の整備業務委託	有限会社中野組	396
	計		1,551

a. 自動車騒音常時監視に係る調査業務委託

自動車などの騒音について生活環境を保全するために騒音を測定・監視する業務委託であり、一般競争入札である。

b. PM2.5 測定局の整備業務委託

南さつま市に設置しているPM2.5測定装置について、必要な整備にかかる業務委託である。有限会社中野組に対する随意契約であり、複数の事業者からの見積書の徴収により委託先を選定している。

3) 監査意見

① 九州新幹線鉄道に係る騒音測定結果について

九州新幹線鉄道に係る騒音測定の結果、鹿児島市武二丁目の測定地点で、以下のとおり平成19年度から平成25年度まで環境基準70デシベルを継続して超過している状況にある。

(単位：dB)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	環境基準
71	71	71	71	72	71	72	70

上記環境基準を超過した地点について、県は九州旅客鉄道株式会社と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して再三改善を要請している。これに対して両者は新型車両の導入、防音壁嵩上げなどで騒音を抑える策を講じているが、鹿児島市武二丁目の測定地点では未だ改善されない状況にある。県は改善要請を継続して行うことが必要である。

(6) ヤスデまん延防止対策事業(廃棄物・リサイクル対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	環境林務部	所管課	廃棄物・リサイクル対策課	開始年度	平成6年度～
関連する施策	騒音・振動、悪臭等の防止				
具体的な施策	ヤンバルトサカヤスデについては、市町村による適正な駆除を促進するとともに、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会において生態や駆除方法の調査研究に努める。 ヤンバルトサカヤスデはヤスデの一種であり台湾原産の外来種である。人体や農作物に対し積極的に害を与えはしないが、大量発生して不快さを感じさせる。				
実施主体	県				
負担割合	県10 / 国0				
根拠法令等	根拠法令等なし				
目的	奄美全域及び南薩地域等で発生しているヤンバルトサカヤスデのまん延を防止する。				
事業内容	ヤンバルトサカヤスデのまん延防止のため、対策検討会、住民説明会の開催、リーフレット作成配布、調査研究				
事業の実施状況 (平成25年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止のため、大学や民間の専門家等で組織する「ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会」を11月に開催し、忌避物質等に関する調査研究等を行うとともに、まん延防止リーフレットを作成・配布した。 ・ヤンバルトサカヤスデの大量発生地区を対象に、発生状況等の確認調査を実施。 				
事業費推移 (千円)			平成23年度	平成24年度	平成25年度
	当初予算		2,101	3,000	2,890
	決算		1,670	2,373	2,435
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成25年度
	衛生費	環境衛生費	環境衛生対策費	委託料	916
				その他	1,519
				計	2,435

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	ヤンバルトサカヤスデに係る水質分析業務委託	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	536
b	ヤンバルトサカヤスデ発生状況等確認調査業務委託	サンケイ化学株式会社	380
	計		916

a. ヤンバルトサカヤスデに係る水質分析業務委託

ヤンバルトサカヤスデ対策における散布薬剤の環境中の濃度把握を行い、水質環境の保全に資することを目的とし、宇検村、龍郷町、喜界町、徳之島町、南九州市、屋久島町において薬剤散布前後に水質分析を委託するものである。一般財団法人鹿児島県環境技術協会に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
計量証明事業所で、当該分析につき永年の経験を有している事業所である。

b. ヤンバルトサカヤスデ発生状況等確認調査業務委託

ヤンバルトサカヤスデの棲息域、発生量、蔓延防止対策調査を行うものである。サンケイ化学株式会社に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
県内で唯一、ヤンバルトサカヤスデを専門的に扱う事業者である。

11. 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全

(1) 環境放射線監視測定事業(原子力安全対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	危機管理局	所管課	原子力安全対策課	開始年度	昭和 56 年度～
関連する施策	原子力発電所周辺の安全確保と環境の保全				
具体的な施策	川内原子力発電所周辺の環境放射線調査を実施し、調査結果を定期的に公表する。また、監視を適切に実施するため、施設や機器などの計画的な整備・充実を図る。				
実施主体	県				
負担割合	県 0 / 国 10				
根拠法令等					
目的	川内原子力発電所周辺地域における環境放射線の監視を行うことにより、発電所周辺地域住民の安全確保を図る				
事業内容	川内原発周辺の環境放射線監視、監視体制の維持管理及び強化				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果について、年 4 回取りまとめて公表するとともに、モニタリングポスト等の調査結果については、リアルタイムで県のホームページ等で公表。 福島第一原子力発電所事故を踏まえた監視体制の強化として、非常用発電機の設置等により、商用電源喪失時においても、空間放射線測定局が定常状態と同様な機能を維持できる体制を整備した。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		565,118	680,991	256,249
決算			98,960	1,011,297	247,527
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	委託料	49,167
				負担金補助及び交付金	41
				その他	198,319
計				247,527	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
a	環境放射能バックグラウンド調査業務	一般財団法人鹿児島県環境技術協会	14,952
b	モニタリングポスト（7局）定期点検業務	日立アロカメディカル株式会社	6,867
c	モニタリングポスト（15局）定期点検業務	富士電機株式会社	4,899
d	環境放射線測定車定期点検業務	九州計測器株式会社	3,717
e	川内原子力発電所地震観測システム保守点検業務委託	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	2,992
	その他		15,739
	計		49,167

a. 環境放射能バックグラウンド調査業務

川内原子力発電所周辺の河川や土壌の放射能を調査する業務であり、平成 25 年度は原子力発電所から概ね 20～30km の地点を対象に調査している。指名競争入札により一般財団法人鹿児島県環境技術協会と契約を締結している。

b. モニタリングポスト（7局）定期点検業務

昭和 56 年度に初めて設置された川内原子力発電所周辺のモニタリングステーション 1 局とモニタリングポスト 6 局（これらは第 1 測定局と呼ばれている）の定期点検を行う業務である。日立アロカメディカル株式会社に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
当該モニタリングポストの検出器、測定機器等は、日立アロカメディカル株式会社独自のシステム設計に基づき製作・運用されており、当該装置の点検については、高度の専門的技術やノウハウが必要であり、他者による点検業務は不可能であることによる。

c. モニタリングポスト（15局）定期点検業務

東海村 JCO 臨界事故をきっかけに平成 12 年度に増設されたモニタリングポスト 15 局（第 2 測定局）の定期点検を行う業務である。なお、平成 24 年度に増設されたモニタリングポスト（第 3・4 測定局）については、平成 26 年度から定期点検が実施される予定である。富士電機株式会社に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
当該モニタリングポストの検出器、測定機器等は、富士電機株式会社独自のシステム設計に基づき製作・運用されており、当該装置に関する十分な知識及び技術者を有する富士電機株式会社でなければ、現機能に障害を発生することなく保守点検を実施できないためである。

d. 環境放射線測定車定期点検業務

環境放射線測定車の定期点検にかかる業務である。九州計測器株式会社に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
車内の測定装置は独自のシステム設計に基づき製作・運用され、保守点検に十分な知識を要求されるため、現有機能に障害を発生することもなく実施できるのは、環境放射線測定車を納入した九州計測器株式会社以外にないためである。

e. 川内原子力発電所地震観測システム保守点検業務委託

「川内原子力発電所地震観測システム」が最良の状態で運用できるように設備の定期的な保守点検調整を行う業務の委託である。三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
本システムはソフト開発から施工まで一貫して三菱電機株式会社が実施し、独自の規格・仕様で製作されているものであり、システムに関連する部品等の取替及び点検・調整については、他の業者では対応できないためである。なお、保守点検業務全般については、三菱電機株式会社は全額出資関連会社である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に移管している。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額 (千円)
a	放調協会費	原子力施設等放射能調査 機関連絡協議会	40
	その他		1
	計		41

a. 放調協会費

原子力施設等放射能調査機関連絡協議会の会費である。

(2) 原子力発電広報・調査等事業(原子力安全対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	危機管理局	所管課	原子力安全対策課	開始年度	昭和 57 年度～
関連する施策	原子力発電所周辺の安全確保と環境の保全				
具体的な施策	県環境放射線監視センター内の原子力情報展示ルームの活用や広報誌等により、原子力や放射線に関する知識の普及啓発に努める。				
実施主体	県				
負担割合	県 0 / 国 10				
根拠法令等					
目的	原子力や放射線に関する知識の普及啓発に努める				
事業内容	原子力情報展示ルームの運営、広報誌の作成・配布				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	○環境放射線監視センター原子力情報展示ルームに、141 人が入館。 ○各種の調査結果や川内原子力発電所の運転状況等について紹介した広報紙「原子力だよりかごしま」を年 4 回発行。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		41,622	50,775	50,857
	決算		34,283	35,819	39,820
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	衛生費	環境衛生費	環境保全対策費	委託料	12,193
				負担金補助及び交付金	22,821
				その他	4,805
				計	39,820

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額 (千円)
a	広報紙「原子力だよりかごしま」作成業務委託	凸版印刷株式会社	9,553
b	環境放射線監視センター昇降機保守点検業務	三精テクノロジーズ株式会社	888
c	原子力情報展示ルーム定期点検業務	株式会社システム・デザイン・アソシエイツ	829
	その他		922
	計		12,193

a. 広報紙「原子力だよりかごしま」作成業務委託

広報紙「原子力だよりかごしま」の作成業務であり、6者による企画提案競争で最高得点を獲得した凸版印刷株式会社に委託したものである。広報誌「原子力だよりかごしま」は年に4回発行され、1回当たりの作成部数は約10万部である。広報誌は、主に薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市など、川内原子力発電所から30km圏内の市町村を通じて、各世帯へ配布されている。

b. 環境放射線監視センター昇降機保守点検業務

危機管理局原子力安全対策課の出先機関であり、空間放射線量の測定と環境試料の放射能分析及び調査研究を行う機関である環境放射線監視センター（薩摩川内市）の建物内にある昇降機の保守点検業務を委託したものである。三精テクノロジーズ株式会社に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
当該昇降機は、三精テクノロジーズ株式会社が独自の技術・ノウハウにより設計・製造及び設置した装置であり、装置の保守点検、部品調達及び緊急時の迅速な対応・復旧については、製造・設置業者以外の者には不可能であるためである。

c. 原子力情報展示ルーム定期点検業務

環境放射線監視センター内にある原子力情報展示ルームの展示用装置にかかる定期点検業務である。株式会社システム・デザイン・アソシエイツに対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由
当該展示ルームは独自の技術・ノウハウにより株式会社学習研究社が製作したものであり、製作事業者と保守点検業者が異なると瑕疵担保責任の範囲が不明確になることなどから、製作事業者以外の者に点検させることは不利と認められるためである。なお、株式会社システム・デザイン・アソシエイツは、株式会社学習研究社から著作権、ノウハウを含め保守点検業務を移管された事業者であり、点検実施に必要な専門的技術を有している。

② 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
a	広報・調査等交付金	薩摩川内市ほか2市	22,531
	その他		290
	計		22,821

a. 広報・調査等交付金

薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会の開催や、職員対象の研修等の受講、原子力広報「薩摩川内」の発行、原子力防災パンフレットの作成、川内原子力発電所等住民視察研修費用などについて、交付するものである。交付金の支出先別内訳は次のとおりである。

支出先	金額（千円）
薩摩川内市	15,216
いちき串木野市	3,985
阿久根市	3,329
計	22,531

3) 監査意見

① 原子力情報展示ルームについて

原子力情報展示ルームについては、前述の委託料に含まれる定期点検業務を含め、以下の支出が平成 25 年度で発生している。原子力情報展示ルームは、展示物が古く、見学に訪れようとする魅力に乏しい。年間入場者数も平成 23 年度が 265 人、平成 24 年度は 119 人、平成 25 年度は 141 人と低迷している。

支出項目	金額（千円）
定期点検業務	829
電気代	395
修繕費	420
清掃業務	176
警備業務	231
計	2,052

したがって、原子力情報展示ルームが、原子力や放射線に関する知識の普及啓発に有効であるか検討する必要がある。その際には、経済性の観点から上記の支出が今後も必要であるかについても併せて検討する必要がある。

この件に関する県の意見は以下のとおりである。

原子力情報展示ルームは、来場者に対して、原子力や放射線に関する正しい情報の提供や、放射線測定体験などを行っており、知識の普及啓発に有効であることから、今後も活用を図っていくこととしている。

(3) 原子力防災対策事業(防災講習会開催等)(原子力安全対策課)

1) 事業の概要

所管部・局	危機管理局	所管課	原子力安全対策課	開始年度	平成 14 年度～
関連する施策	原子力発電所周辺の安全確保と環境の保全				
具体的な施策	県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施する。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施する。				
実施主体	県				
負担割合	県 0 / 国 10				
根拠法令等					
目的	原子力防災業務関係者の原子力防災に関する知識の獲得・能力の向上				
事業内容	原子力防災業務関係者を対象とした原子力防災専門機関が実施する研修・講習会等への参加				
事業の実施状況 (平成 25 年度)	○原子力防災訓練については、「地域防災計画原子力災害対策編」に基づき、国の主催により、原子力総合防災訓練を実施した。 ○県原子力防災センターを訓練・研修で利用。				
事業費推移 (千円)			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	当初予算		79,949	261,307	475,501
	決算		52,562	202,346	452,034
事業費決算内訳 (千円)	款	項	目	節	平成 25 年度
	総務費	防災費	防災総務費	委託料	58,934
				工事請負費	11,487
				負担金補助及び交付金	160,072
				その他	221,540
			計	452,034	

2) 事業費の内容

① 委託料

	委託契約名	委託先	金額（千円）
※	川内原子力発電所の原子力災害に係る広域避難時間推計業務委託	ユーデック株式会社	14,138
※	原子力防災センター放射線防護対策工事実施設計	株式会社ナック	12,012
※	代替オフサイトセンター放射線防護対策工事実施設計	株式会社プランディー	10,657
※	「原子力防災のしおり」作成業務	瀏上印刷株式会社	7,864
※	放射線測定機器保守点検業務委託	公益財団法人放射線計測協会	4,620
※	防護マスク保守点検業務委託	株式会社千代田テクノル	2,468
※	県原子力防災センター昇降機保守点検業務ほか	株式会社南日本総合サービスほか	2,888
a	原子力総合防災訓練 地図作成業務	有限会社徳田屋書店	1,686
	その他防災訓練に関する費用		2,597
	計		58,934

※：環境基本計画第3節10(2)の施策「県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施します。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。」に対応しない委託料のため、検討の対象外とした。

a. 原子力総合防災訓練地図作成業務

県土木部編集の「鹿児島県の道路」を基本に、避難所までの道路の記載をわかりやすく表記した地図の作成業務を委託するものである。有限会社徳田屋書店に対する一者随意契約となっている。

一者随意契約の理由

徳田屋書店は、県土木部が編集を行っている「鹿児島県の道路」の作成を行っており、訓練の主な会場である北薩地域振興局及び鹿児島地域振興局の管内図の作成も手がけていることためである。

② 工事請負費

	工事名	請負先	金額（千円）
※	原子力防災センター放射線防護対策工事	株式会社技建	11,487

※：環境基本計画第3節10(2)の施策「県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施します。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。」に対応しない工事請負費のため、検討の対象外とした。

③ 負担金補助及び交付金

	名称	支出先	金額（千円）
※	要援護者等屋内退避施設確保事業補助金	薩摩川内市	160,072

※：環境基本計画第3節10(2)の施策「県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施します。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。」に対応しない補助金のため、検討の対象外とした。